

平成 28 年度 環境省請負業務

平成 28 年度 漂着ごみ対策総合検討業務

報告書

平成 29 年 3 月

内外地図株式会社

はじめに

平成 21 年 7 月 15 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が施行された。漂着ごみ対策を適切に進めていくには、現在我が国の海岸に存在するごみの現存量・分布を把握する必要がある。また、今後必要な発生源対策の検討、海域における海洋ごみの状態を把握するためには、漂着ごみの詳細な内訳を把握することが重要である。

こうしたことを踏まえ、本業務は、全国的な漂着ごみの現存量・分布、漂着ごみの詳細な内訳等を把握するため、地方公共団体、既存の民間団体が行った調査結果等を活用するとともに、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において独自に漂着ごみのモニタリングを行うことにより、地理的・経年的な漂着ごみの状況把握を目的に行っている。また、漂着ごみが海洋環境に与える影響を把握する目的で、微細化したプラスチック等の調査結果も整理している。

更に、これまで実施してきた原因究明事業の結果等を踏まえて、より効果的な発生抑制対策を促進するため、全国の優良事例の情報収集・整理を行うとともに、独自に聞き取り調査を行うことにより、発生抑制対策等に係る最新の情報及びその動向を整理している。

本業務の実施に当たっては、学識経験者からなる「漂着ごみ対策総合検討会」を設置し、事業実施の方針、技術的課題等についてご指導・ご助言をいただいた。本調査に多大な協力を頂いた、検討員各位、海岸管理者、関係行政機関、NPO 法人、地域住民の方々に、深く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月
内外地図株式会社

平成 28 年度漂着ごみ対策総合検討会 検討員名簿

(平成 29 年 3 月時点)

検討員（五十音順、敬称略）	
磯辺 篤彦	九州大学応用力学研究所 教授
内田 圭一	東京海洋大学大学院 海洋科学系 海洋環境学部門 環境テクノロジー学講座 助教
金子 博	一般社団法人JEAN (Japan Environmental Action Network) 代表理事 特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事
兼廣 春之	東京海洋大学 名誉教授
高田 秀重	東京農工大学農学部環境資源科学科 教授
馬場 康維	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 統計数理研究所 名誉教授
福田 賢吾	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 第二課長
松田 美夜子	生活環境評論家
松波 淳也	法政大学経済学部 教授

目 次

I 章 調査概要

1. 調査の概要	I-1
1.1 調査の目的	I-1
1.2 本調査の構成	I-1

II 章 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査等の実施	II-1
1.1 目的	II-1
1.2 実施内容	II-1
1.3 調査結果	II-10
1.3.1 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果	II-10
2. 漂着ごみの回収実態調査等	II-75
2.1 目的	II-75
2.2 実施内容と調査結果	II-75
2.2.1 調査対象データ	II-75
2.2.2 都道府県における回収状況等	II-77
2.2.3 民間団体による回収状況等	II-82
3. 漂着ごみの総量（漂着物量）の試算	II-87
3.1 目的	II-87
3.2 実施内容	II-87
3.2.1 試算に用いたデータ	II-89
3.2.2 試算方法	II-92
3.3 漂着物量の試算結果と課題	II-95
3.3.1 市区町村ごとに求めた漂着物量の合計	II-95
3.3.2 都道府県ごとに求めた漂着物量の合計	II-95
3.3.3 地域ごとに求めた漂着物量の合計	II-99
3.3.4 現行の漂着物量の試算方法に関する課題	II-105
3.3.5 その他の試算	II-106
4. 海岸漂着物等の種類・組成等に係る調査(モニタリング)	II-107
4.1 目的	II-107
4.2 調査内容	II-107
4.2.1 モニタリング対象海岸及び調査対象地点	II-108
4.2.2 新たにモニタリング調査対象とした海岸における具体的な調査範囲の選定	II-121
4.2.3 モニタリング調査の方法	II-145
4.3 調査結果	II-148
4.3.1 調査地ごとの結果	II-148
4.3.2 人工物、漁具、自然物の組成比	II-181
4.3.3 漂着ごみ（人工物）の品目に着目した調査結果の整理	II-187
4.3.4 人工物比等に係る過年度調査結果との比較	II-197
4.3.5 嵩（かさ）比重（過年度調査結果との比較を含む）	II-197

4.3.6	漂着ごみ（自然物含む）1個体当たりの重量及び容積	II-199
4.3.7	国別割合の調査結果	II-204
4.3.8	プラスチックに占めるペットボトルの割合調査結果	II-212
4.3.9	漂着したペットボトルに印字された賞味期限の調査	II-215
4.3.10	調査結果のまとめ	II-220
5.	ボランティア団体から提供されるデータの整理・分析	II-227
5.1	目的	II-227
5.2	協力団体等	II-227
5.3	各団体の調査における漂着物の構成	II-227
6.	統計学的妥当性の検証	II-231
6.1	目的	II-231
6.2	方法	II-231
6.3	結果	II-231
6.3.1	ヒアリング結果	II-231
6.4	次年度以降の課題	II-231
7.	漂着ごみ等生態系影響把握調査（マイクロプラスチックが吸着した有害物質の分析）	II-232
7.1	目的	II-232
7.2	実施内容	II-232
7.2.1	調査地点及び対象としたマイクロプラスチック	II-232
7.2.2	対象とした有害物質	II-238
7.2.3	分析方法	II-238
7.3	分析結果	II-239
7.3.1	海岸漂着ペレット	II-242
7.3.2	海上で採取されたマイクロプラスチック	II-242
8.	数値シミュレーション	II-245
8.1	目的	II-245
8.2	実施内容	II-245
8.2.1	数値シミュレーションの概要	II-245
8.2.2	漂流ごみの観測データ	II-246
8.3	実施結果	II-248
8.3.1	発生源の推定（起源推定実験）	II-248
9.	海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成	II-259
1.	目的	II-259
2.	実施内容	II-259
10.	地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化	II-260
III章 発生抑制対策に係る調査等		III-1
1.	漂着ごみ対策等に資する事例集等の作成	III-1
1.1	目的	III-1
1.2	作業計画	III-1
1.3	実施内容	III-6

1.3.1 都道府県向けの漂着ごみ対策等に資する事例集に係る情報収集	Ⅲ-6
1.3.2 漂着ごみ等の学生向け教材	Ⅲ-9
2. 普及啓発活動	Ⅲ-14
2.1 目的	Ⅲ-14
2.2 実施内容	Ⅲ-14
2.2.1 対象	Ⅲ-14
2.2.2 内容	Ⅲ-15
2.3 実施結果	Ⅲ-15
2.3.1 アンケートの実施結果	Ⅲ-15
2.3.2 追跡アンケートの実施結果	Ⅲ-23

IV章 検討会の開催

1. 実施内容	IV-1
2. 検討会の構成	IV-1
3. 検討会の議事内容	IV-2
3.1 第1回検討会の議事次第及び議事録	IV-3
3.1.1 議事次第	IV-3
3.1.2 議事録	IV-4
3.2 第2回検討会の議事次第及び議事録	IV-4
3.2.1 議事次第	IV-4
3.2.2 議事録	IV-4
3.3 第3回検討会の議事次第及び議事録	IV-5
3.3.1 議事次第	IV-5
3.3.2 議事録	IV-5

添付資料

別紙 議事録

I 章 調査概要

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

本業務は、全国的な漂着ごみの量・分布、漂着ごみの詳細な内訳等を把握するため、地方公共団体、既存の民間団体が行った調査結果等を活用するとともに、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において独自に漂着ごみのモニタリングを行うことにより、地理的・経年的な漂着ごみの状況把握を行うことを目的とする。また、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響を把握・整理する。

更に、これまで実施してきた原因究明事業の結果等を踏まえて、より効果的な発生抑制対策を促進するため、全国の優良事例の情報収集・整理を行うとこと等により、発生抑制対策等に係る最新の情報及びその動向を把握する。

なお、以下で漂着ごみと表記した場合、漂着したごみ及び海岸において発生したごみを含む、海岸に存在するごみを示すこととする。

1.2 本調査の構成

本調査の構成は、以下のとおりである

I 章 調査概要

II 章 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

1. 海岸漂着物処理推進法施状況調査等の実施
2. 漂着ごみの回収実態調査等
3. 漂着ごみの総量（漂着物量）の試算
4. 海岸漂着物等の種類・組成等に係る調査（モニタリング）
5. ボランティア団体から提供されるデータの整理・分析
6. 統計学的妥当性の検証
7. 漂着ごみ等生態系影響把握調査（マイクロプラスチックが吸着した有害物質の分析）
8. 数値シミュレーション
9. 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成
10. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

III 章 発生抑制対策に係る調査等

1. 漂着ごみ対策等に資する事例集等の作成
2. 普及啓発活動

IV 章 検討会の開催

なお、調査の計画、実施、結果の検討は、前記検討会の指導・助言のもとに実施された。

Ⅱ章 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査等の実施

1.1 目的

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）施行後の海岸漂着物対策に係る成果、課題等のとりまとめを行う。

1.2 実施内容

平成 27 年度末時点での全国 47 都道府県における海岸漂着物処理推進法の施行状況をとりとまとめた。とりまとめにあたっては、環境省による各都道府県に対する調査の結果及び環境省提供の情報等を活用した。各都道府県に依頼したアンケート票を表Ⅱ.1-1 に、そのうち、海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票を表Ⅱ.1-2 に示した。

なお、本調査は平成 28 年 5 月 15 日～平成 29 年 2 月 28 日に行った。また、調査の結果は、本報告書のⅡ章「漂着ごみの総量（漂着物量）の試算」等にも適宜活用した。

表Ⅱ.1-1 平成28年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査のアンケート票

海岸漂着物処理推進法施行状況調査

本調査は、平成27年度末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。

問1 海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。(第十四条)

- ① 策定済み → (策定時期 年 月)
- ② 策定中 → (策定予定時期 年 月・未定)
- ③ 未策定(策定予定あり) → (策定予定時期 年 月・未定)
- ④ 未策定(策定予定なし) → (理由:)

問2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況についてご記入ください。(第十五条)

- ① 組織済み → (組織時期 年 月)
- ② 組織予定あり → (組織予定時期 年 月・未定)
- ③ 組織予定なし → (理由:)
- ④ 検討中

問2-2 (問2-1で①と回答の方)平成27年度に開催した協議会についてご記入ください。(第十五条)

- ・開催の有無 → (① 有(定期的・不定期) ②無)
- ・年間開催数 → 平成27年度開催数(回)
- ・協議会の構成員について以下にご記入ください。
(例、NPO法人○○ 理事、××大学 准教授、等)

問2-3 (問2-1で①と回答の方)平成27年度に開催した海岸漂着物対策推進協議会における協議事項についてご記入ください。(第十五条)

(例、地域計画の作成又は変更に関する協議 等)

問 2 - 4 海岸漂着物対策推進協議会の設置について、条例の制定等、その設置根拠の有無 → (①有 (URL・データなどあれば添付してください。) ②無)

問 2 - 5 (問 2 - 1 で①と回答の方) 海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成27年度末までに委員の改選はありましたか (①有 ②無)

問 3 - 1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況についてご記入ください。(第十六条)

- ① 委嘱済み → (委嘱時期 年 月・人数 人)
- ② 委嘱予定あり → (予定時期 年 月・未定)
- ③ 委嘱予定なし → (理由:)
- ④ 検討中

問 3 - 2 (問 3 - 1 で①と回答の方) 委嘱について具体的にご記入ください。(第十六条)

(例、NPO法人○○ 代表、××大学 准教授、等)

問 3 - 3 (問 3 - 1 で①と回答の方) 海岸漂着物対策活動推進員の具体的な活動内容についてご記入ください。(第十六条)

問 3 - 4 (問 3 - 1 で①と回答の方) 海岸漂着物対策活動推進員の、

- ・推進協議会への参加の有無 → (①有 ②無)
- ・推進員としての任期 → (年)

問 4 - 1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況についてご記入ください。(第十六条)

- ① 指定実績あり
- ② 指定予定あり → (予定時期 年 月・未定)
- ③ 指定予定なし → (理由:)
- ④ 検討中

問 4 - 2 (問 4 - 1 で①と回答の方) 指定団体とそれぞれの指定された時期についてご記入ください。(第十六条)

(例、NPO法人○○…○年○月○日、学校法人××…○年○月○日、等)

問4-3 (問4-1で①と回答の方) 各指定団体の具体的な活動内容についてご記入ください。(第十六条)

(例、NPO法人〇〇…本NPO法人は、ボランティアによる海洋ごみの回収に～
学校法人〇〇…本学校法人は、環境教育の一環として～)

問4-4 (問4-1で①と回答の方)

- ・指定団体の推進協議会への参加の有無 → (①有 ②無)
- ・指定団体の期限 → (年)

問5-1 平成27年度において「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査」を実施しましたか。該当するものを○で囲って下さい。(第二十二條)

- ① 実施した
- ② 実施していない

問5-2 (問5-1で①と回答の方) 調査内容と調査結果の利用法についてご記入ください。(第二十二條)※なお、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を利用した調査は調査名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

調査名	調査内容	調査時期	調査場所	調査結果の用途

問5-3 (問5-1で①と回答の方) 調査結果を公開している場合は、URL・データなどあれば添付してください。(第二十二條)

問6 平成27年度において実施した「ごみ等を捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十三条）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。（例、条例・計画の制定（H27補助金）…○件、不法投棄防止看板…△件、標識等の設置…□県、等）

問7-1 平成27年度において実施した「民間団体等との連携・活動に対する支援」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第一項）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

（例、清掃ボランティア活動の連携・支援（H27補助金）…○件、ボランティア活動保険支援…△件、等）

問7-2 平成27年度において、問7-1の際に実施した「安全配慮」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第二項）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

（例、海岸漂着物等の取扱い等に関する指導（H27補助金）…○件、等）

問7-3 平成27年度において連携した民間団体等についてご記入ください。（第二十五条）（例、NPO法人〇〇、××組合（漁業、森林等）等）

問 8 平成27年度において実施した「環境教育・普及啓発」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十六条、二十七条）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

（例、清掃活動、パンフレット・テキスト等の作成・配布（H27補助金）…○件、等）

問 9 - 1 平成27年度において実施した発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外のものがあれば、その実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十三条、二十六条、二十七条）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

（例、～～（H27補助金）…○件、等）

問 9 - 2 平成27年度において実施した「発生抑制対策」のうち波及効果があったと思われる事例についてご記入ください。（第二十三条、二十六条、二十七条）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

（例、パンフレットを作成したところ環境教育の授業の題材として使用された（H27補助金）、普及啓発ワークショップを開催したところ広域連携活動が開始された、等）

問 9 - 3 平成 27 年度において発生抑制対策を実施した結果、得られた今後の検討課題についてご記入ください。

（どのような対策を実施して、どのような課題が見えてきたか）

※なお、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

問 9-4 発生抑制対策に係る今後の予定についてご記入ください。

--

問 10-1 平成27年度において海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に取り組みましたか。該当するものを○で囲って下さい。(第二十八条)

- ① 取り組んだ
- ② 取り組んでいない

問 10-2 効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に係る取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。(問 10-1 で①と回答の方)

※なお、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を利用したものについては、項目名の末尾に「H27補助金」と記載して下さい。

効率的な処理	
再生利用	
発生の原因究明等	

問 11-1 平成27年度における海岸漂着物対策(国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業等を含む)の概要について、別紙(エクセル)の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。(第二十九条) ※なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。

問 11-2 問 11-1 の表の「その他」の欄に記載のあった事業は具体的にどのようなものですか。「都道府県事業」と「市町村事業(一部事務組合等を含む)」に分けて、各々代表的なものを簡潔に箇条書きで記載して下さい。(例、都道府県事業; 普及啓発ポスター作成、等)

問 1 2 海岸漂着物の回収時に漂着物として回収しないものがあれば記載して下さい。
(例、漁具や漁網などは産業廃棄物として扱っているので回収していない、等)

問 1 3 各都道府県において、海岸漂着物対策に専任の担当を設けていますか。

- ① 専任の担当者を設けている
- ② 専任の担当者を設けず、兼務で行っている

問 1 4 各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり課題、御提案及び御要望等ありましたら、ご記入ください。

<アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。>

機関名、部局課		
ご連絡先	電話： -	FAX 番号： -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

表Ⅱ.1-2 海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票

海岸漂着物処理推進法施行状況調査										(問11 別紙)
本調査は平成27年末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。										
問11-1 H27年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業等を含む）に係る主要情報について、以下の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条） （ごみの回収量について、「t」と「m ³ 」の両方のデータがある場合は、「t」にて記入頂きますよう、よろしく御願います。）										
なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。										
01北海道				H27年度						備考
				清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)			回収量(t)	回収量 (m ³)	
合計	国庫負担	都道府県 負担	市区町村 負担							
都道府県事業	国庫補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等						
				回収・処理						
			発生抑制							
		災害事業	回収・処理							
			その他							
		その他	回収・処理							
	発生抑制									
	民間団体補助		回収・処理							
	発生抑制									
	都道府県単独事業	直営		回収・処理						
発生抑制										
民間団体補助		回収・処理								
発生抑制										
(一部市区町村事業を含む)	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理						
				発生抑制						
			災害事業	回収・処理						
		その他								
		その他	回収・処理							
			発生抑制							
	民間団体補助		回収・処理							
	発生抑制									
	都道府県補助事業(国庫補助以外)	直営		回収・処理						
		発生抑制								
		民間団体補助		回収・処理						
		発生抑制								
	市区町村単独事業	直営		回収・処理						
		発生抑制								
民間団体補助		回収・処理								
発生抑制										

注)「市区町村負担」には、一部事務組合の負担を含む。「漂着物事業」とは、「海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省補助事業)」のことである。

1.3 調査結果

表Ⅱ.1-1及びⅡ.1-2の回答をとりまとめて整理した。Ⅱ-10～Ⅱ-74ページにそれを示す。なお、とりまとめ結果に係る資料は、環境省が開催する海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議において活用された。(Ⅱ章9.参照)

1.3.1 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果

(1) 地域計画の策定状況及び策定予定時期について(法第14条関係)

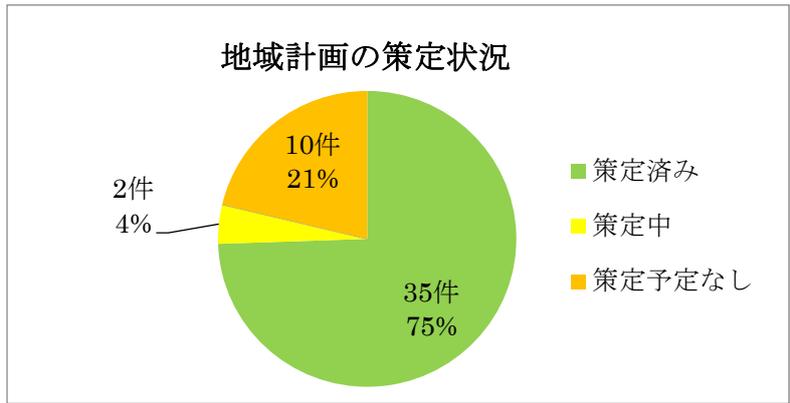
地域計画の策定状況及び策定予定時期について、表Ⅱ.1-3-1、図Ⅱ.1-3-1、及び図Ⅱ.1-3-2に示した。

平成27年度には7道県が新たに計画を策定し、策定済みとしたのは合計35都道府県であった。策定予定のない県はその理由を「今のところニーズがない」(岩手県)「震災及び放射性物質汚染廃棄物処理対応中のため」(福島県)「内陸県であり海岸線を有していないため」等(他8県)を回答している。

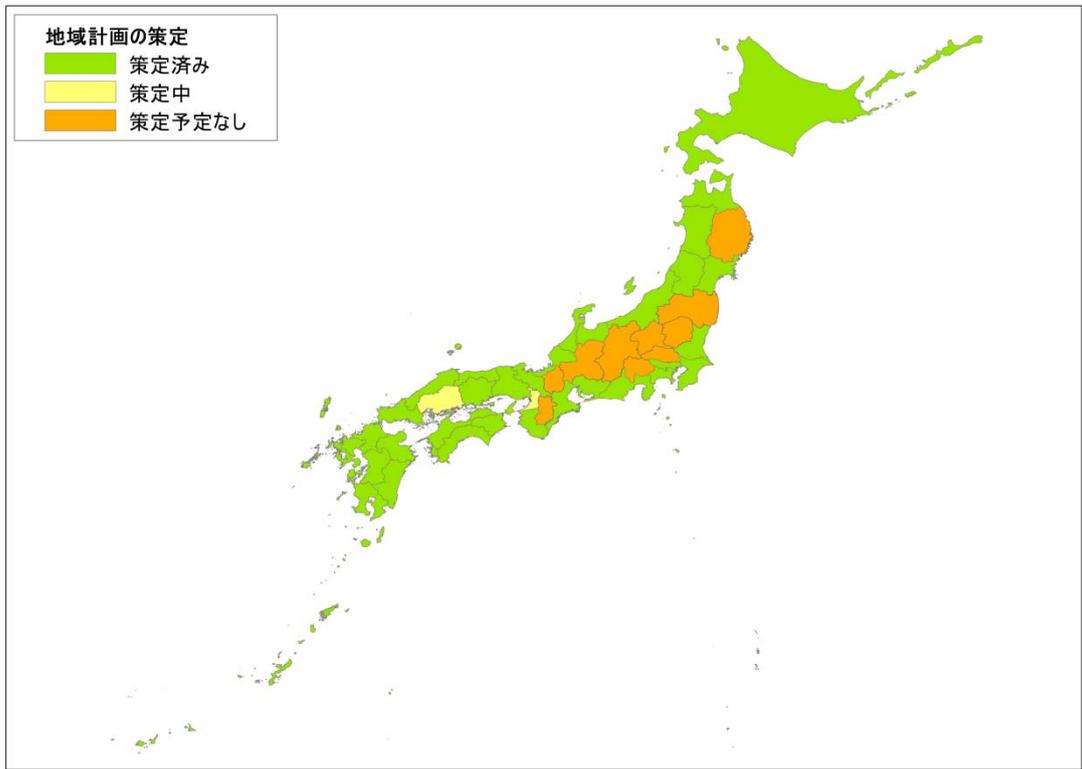
また、地域計画を策定した都道府県数の推移について図Ⅱ.1-3-3に示した。平成28年度以降には1府1県が新たに計画を策定している。

表Ⅱ.1-3-1 平成27年度地域計画の策定状況

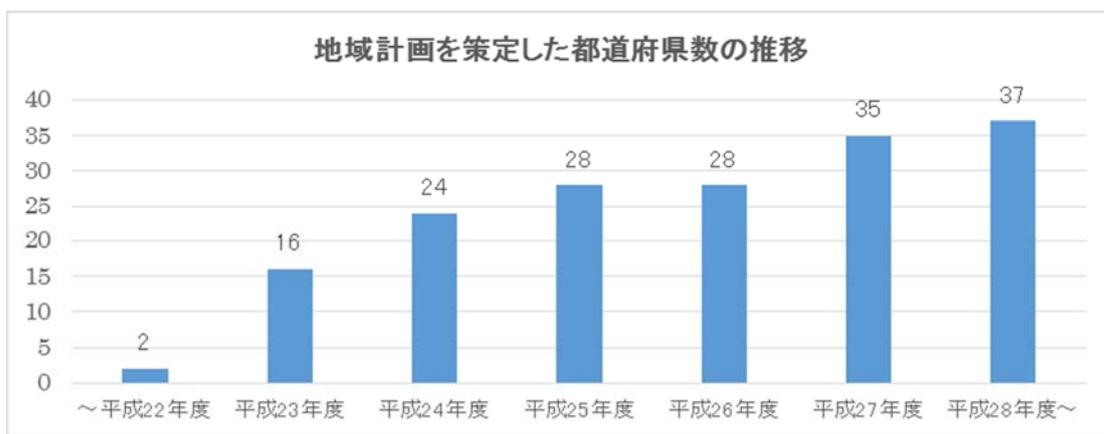
策定状況	都道府県数	都道府県名
策定済み	35	平成26年度以前：青森県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 平成27年度：北海道、宮城県、秋田県、富山県、静岡県、岡山県、大分県
策定中 (予定有)	2	平成28年度予定：大阪府 平成29年度予定：広島県
未策定 (予定無)	10	策定予定なし：岩手県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、岐阜県、長野県、奈良県、滋賀県
計	47	



図Ⅱ.1-3-1 平成27年度の地域計画の策定状況（割合）



図Ⅱ.1-3-2 平成27年度の地域計画の策定状況



図Ⅱ.1-3-3 地域計画を策定した都道府県数の推移

※ 「平成 28 年度～」は策定中と回答した都道府県を平成 27 年度策定済み都道府県数に加えた。

(2) 海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）

① 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表Ⅱ.1-3-2、図Ⅱ.1-3-4、及び図Ⅱ.1-3-5に示した。

協議会が組織済みである自治体は 23 道府県であり、全体の 49%であった。組織予定なしとした 21 道府県のうち、6 都県が「他の組織で対応している」と回答し、15 府県で「ニーズが無い」「協議事項が無い」等、協議会組織の必要性がないという主旨の回答が得られた。福井県からは「関係する団体等が連携しつつ、各々の取組みを実施しており、現状、特に不具合がない」、広島県からは「今年度、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく湾灘協議会を設置予定」と回答があった。この他宮崎県からは「組織したが廃止した。地域計画変更など必要性が出てくれば再度協議会を組織する」旨の回答が、福島県からは「震災及び放射能物質汚染廃棄物処理対応中のため予定がない」という回答が得られた。

表Ⅱ.1-3-2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	都道府県数	都道府県名
組織済み	23	平成 26 年度以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、京都府、三重県、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
組織予定あり	1	平成 28 年度：愛媛県
組織予定なし (他の組織で対応)	6	宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、岡山県、高知県
組織予定なし	15	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、岐阜県、長野県、奈良県、滋賀県、福井県、大阪府、広島県、宮崎県
検討中	2	鳥取県、島根県
計	47	

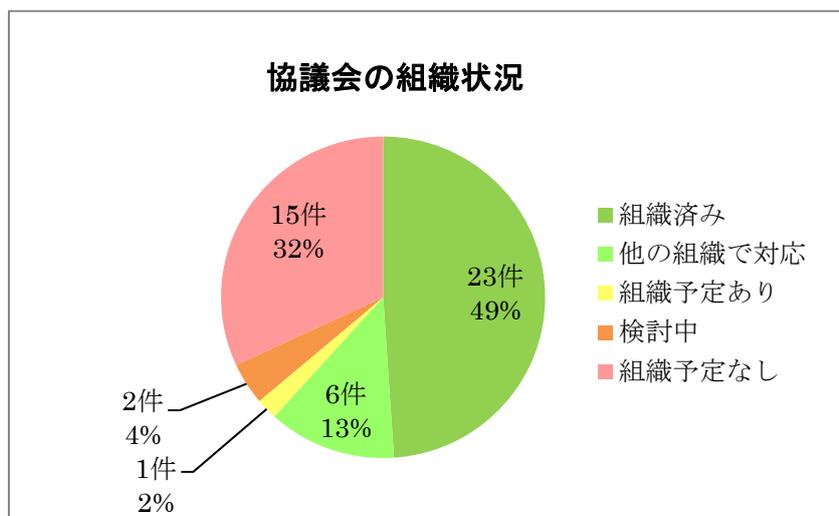


図 II.1-3-4 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（割合）

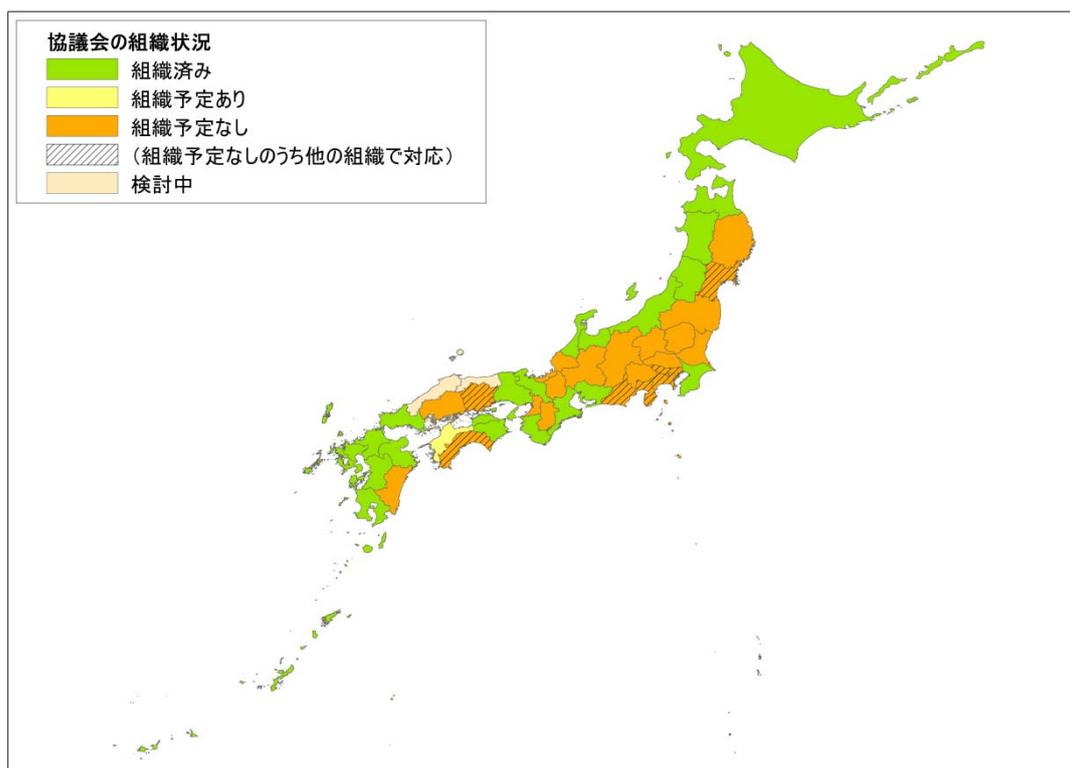


図 II.1-3-5 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

② 平成 27 年度に開催した協議会について

1.3.1 (2) ①において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数について表Ⅱ.1-3-3、表Ⅱ.1-3-4、図Ⅱ.1-3-6～図Ⅱ.1-3-9 に示した。定期的な協議会の開催は 12 道府県で行っており、開催回数は 1 回が最も多かった。

また、表Ⅱ.1-3-2 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸協議会の主な構成について、表Ⅱ.1-3-5 及び図Ⅱ.1-3-10 に示した。

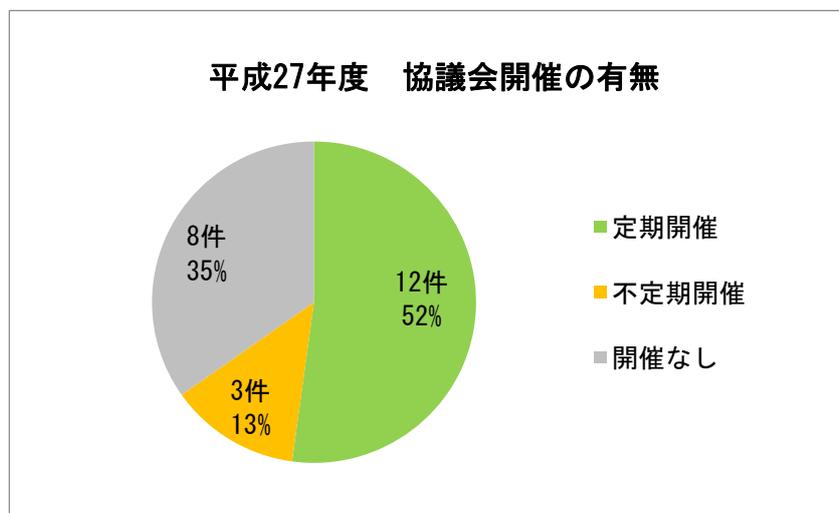
協議会の構成員は、「道府県の関係担当者」が最も多かった。「NPO、企業、その他団体」などの民間団体と連携がされているのは 10 府県であった。

表Ⅱ.1-3-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

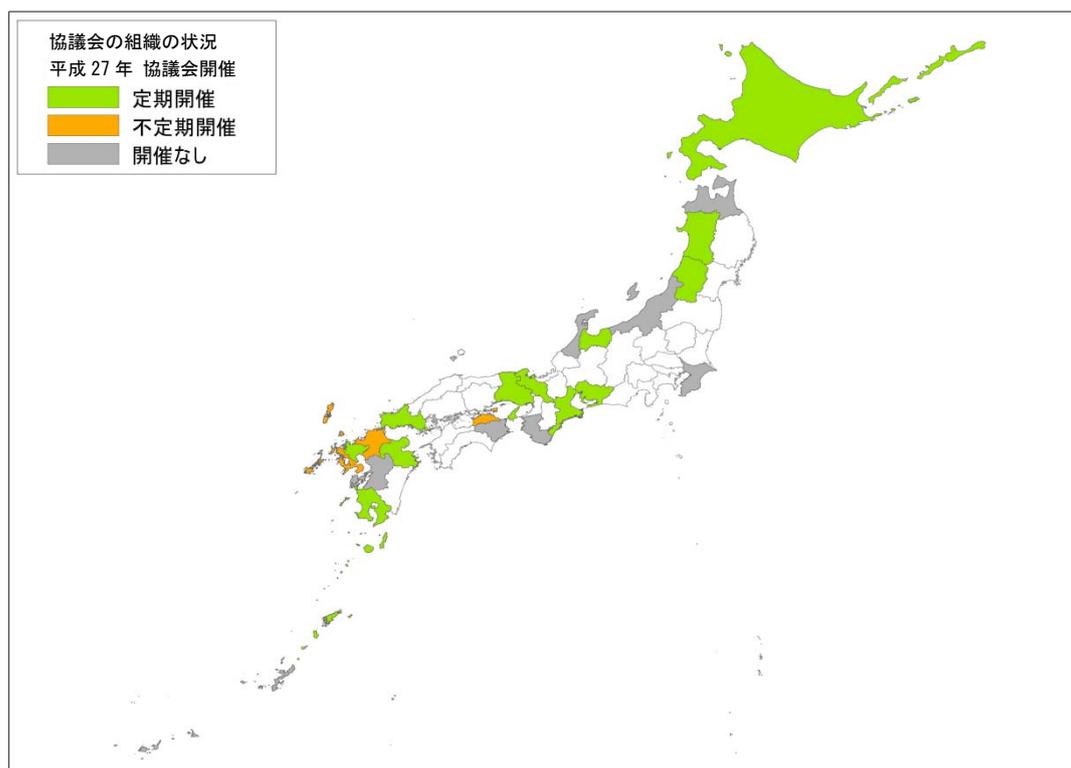
年間開催時期	道府県数	道府県名
定期開催	12	北海道、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、佐賀県、大分県、鹿児島県
不定期開催	3	香川県、福岡県、長崎県
開催なし	8	青森県、千葉県、新潟県、石川県、和歌山県、徳島県、熊本県、沖縄県
計	23	

表Ⅱ.1-3-4 海岸漂着物対策推進協議会の開催数

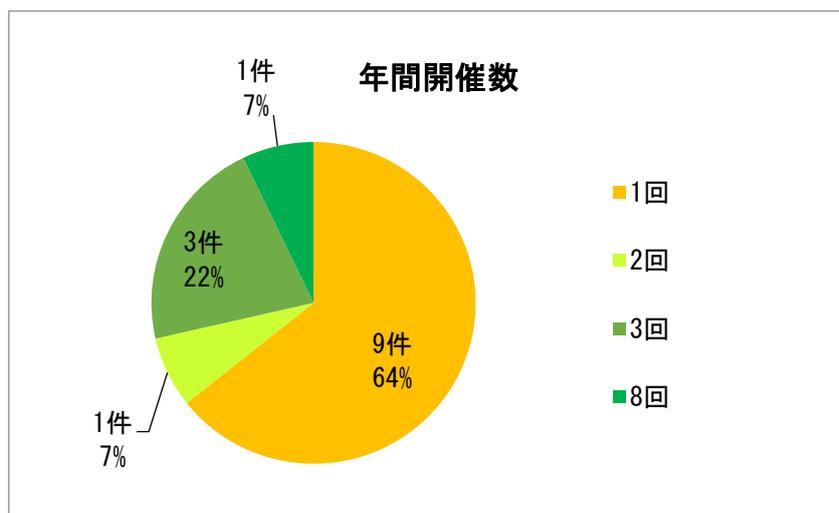
開催数	道府県数	道府県名
1 回	9	愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
2 回	1	北海道
3 回	3	秋田県、富山県、香川県
8 回	1	大分県
計	14	



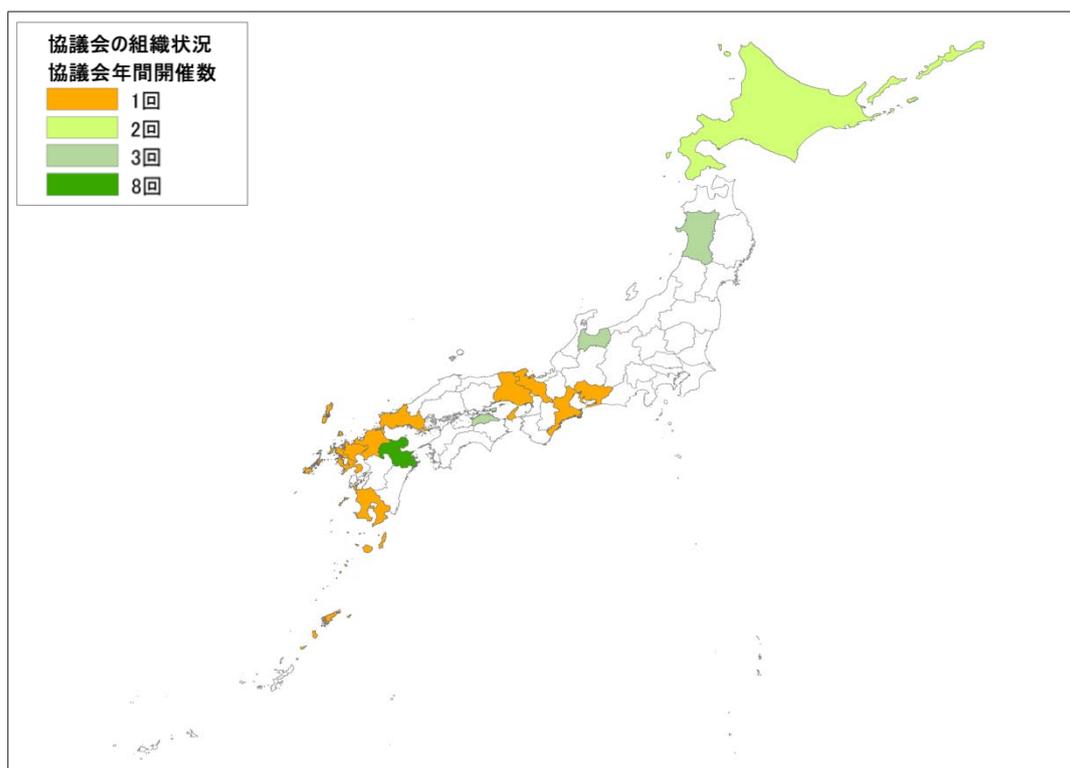
図Ⅱ.1-3-6 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（割合）



図Ⅱ.1-3-7 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無



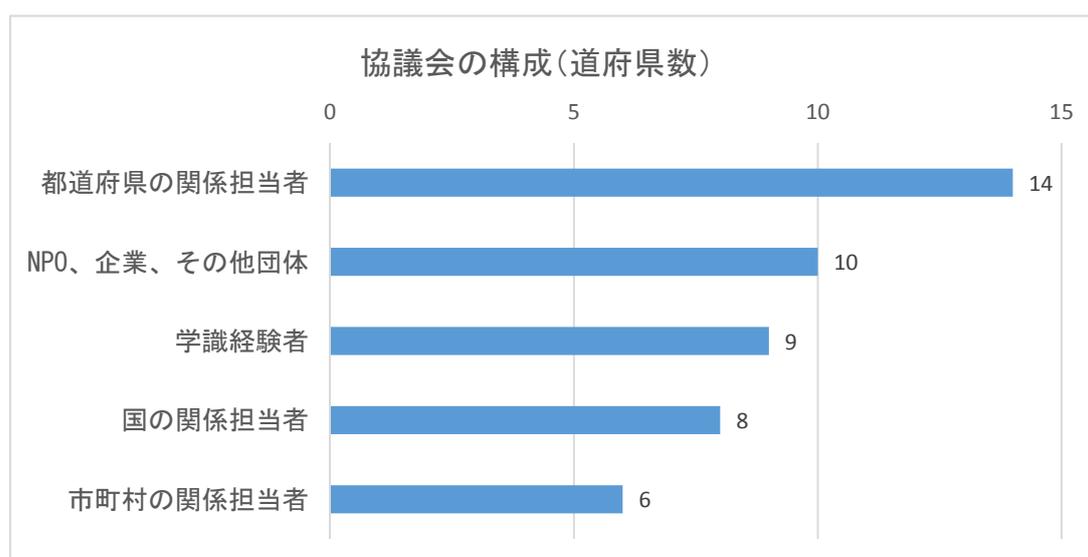
図Ⅱ.1-3-8 平成27年度海岸漂着物対策推進協議会開催数（割合）



図Ⅱ.1-3-9 平成27年度海岸漂着物対策推進協議会開催数

表Ⅱ.1-3-5 協議会の構成（複数回答有）

構成	道府県数	道府県名
道府県の関係担当者	14	青森県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
NPO、企業、その他団体	10	青森県、山形県、神奈川県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鹿児島県
学識経験者	9	青森県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、和歌山県、山口県、長崎県、鹿児島県
国の関係担当者	8	秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、香川県、佐賀県、大分県
市町村の関係担当者	6	山形県、新潟県、愛知県、三重県、香川県、福岡県



図Ⅱ.1-3-10 協議会の構成（複数回答有）

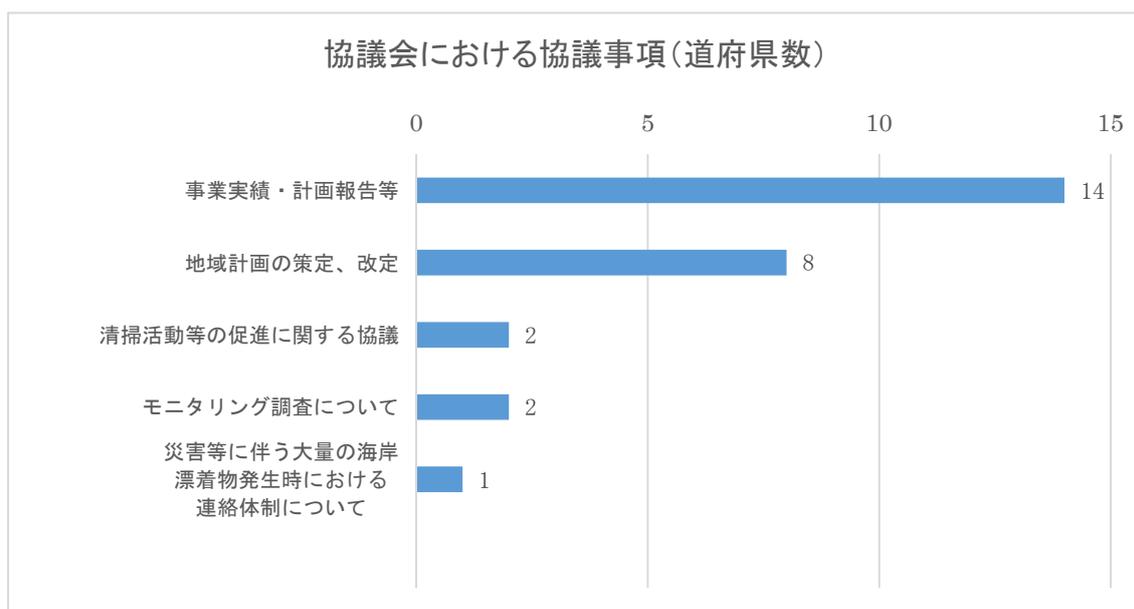
③ 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

1.3.1 (2) ①において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表Ⅱ.1-3-6 及び図Ⅱ.1-3-11 に示した。

協議事項としては「事業実績・計画報告等」が14道府県と最も多く、次いで「地域計画の策定、改訂」という回答が多かった。

表Ⅱ.1-3-6 協議会における協議事項（複数回答有）

協議事項	道府県数	道府県名
事業実績・計画報告等	14	北海道、山形県、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、香川県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県
地域計画の策定、改訂	8	北海道、秋田県、富山県、愛知県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
清掃活動等の促進に関する協議	2	香川県、鹿児島県
モニタリング調査について	2	山形県、香川県
災害等に伴う大量の海岸漂着物発生時における連絡体制について	1	大分県



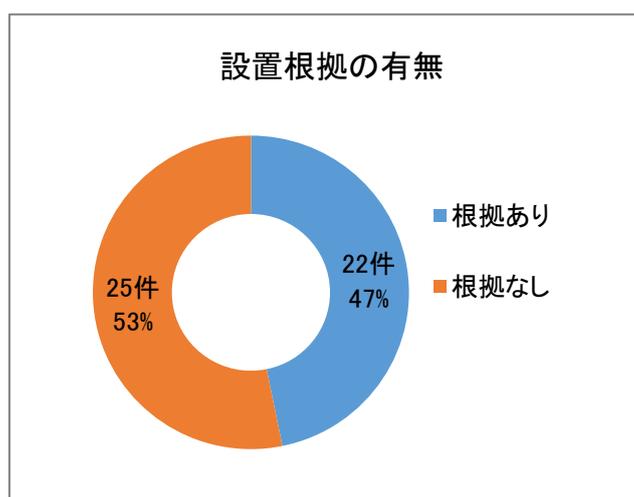
図Ⅱ.1-3-11 協議会における協議事項（複数回答有）

④ 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠

海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠（条例の制定等）の有無について、表Ⅱ.1-3-7及び図Ⅱ.1-3-12に示した。海岸漂着物対策推進協議会に対して設置根拠が設けられているのは22都道府県であった。

表Ⅱ.1-3-7 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	都道府県数	都道府県名
根拠あり	22	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県 <u>別の組織で対応</u> ：東京都、神奈川県 H28年度設置予定：愛媛県 H24年度に廃止：宮崎県
根拠なし	25	<u>組織あり</u> ：宮城県、山形県、石川県、静岡県、岡山県、山口県、香川県、高知県、熊本県 <u>組織なし</u> ：岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
計	47	



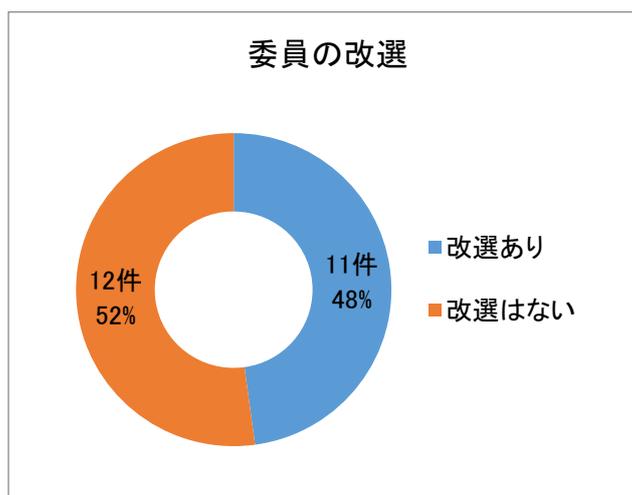
図Ⅱ.1-3-12 協議会の設置根拠の有無（割合）

⑤ 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

1.3.1 (2) ①において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会における、組織時から平成 27 年度末までの委員の改選の有無を表Ⅱ.1-3-8 及び図Ⅱ.1-3-13 に示した。改選があるのは 23 道府県のうち 11 県であった。

表Ⅱ.1-3-8 協議会における委員改選の有無

委員改選	道府県数	道府県名
改選あり	11	青森県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、長崎県、大分県、鹿児島県
協議会は組織済みだが改選はない	12	北海道、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、京都府、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県
計	23	



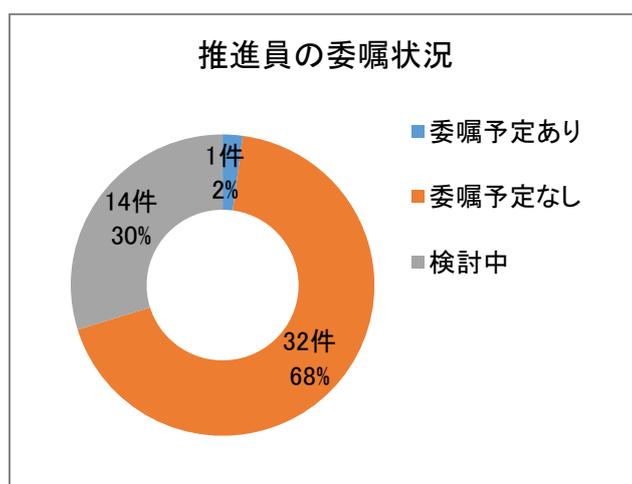
図Ⅱ.1-3-13 協議会における委員改選の有無（割合）

(3) 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表Ⅱ.1-3-9、表Ⅱ.1-3-10、図Ⅱ.1-3-14 及び図Ⅱ.1-3-15 に示した。海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した都道府県はなく、1 県が委嘱予定あり、14 県が検討中と回答した。委嘱予定なしの理由としては、32 都道府県中 7 道県が「既存の取組みがあるため」と回答している。次に多い回答は「必要が無いため」が 6 府県であった。

表Ⅱ.1-3-9 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

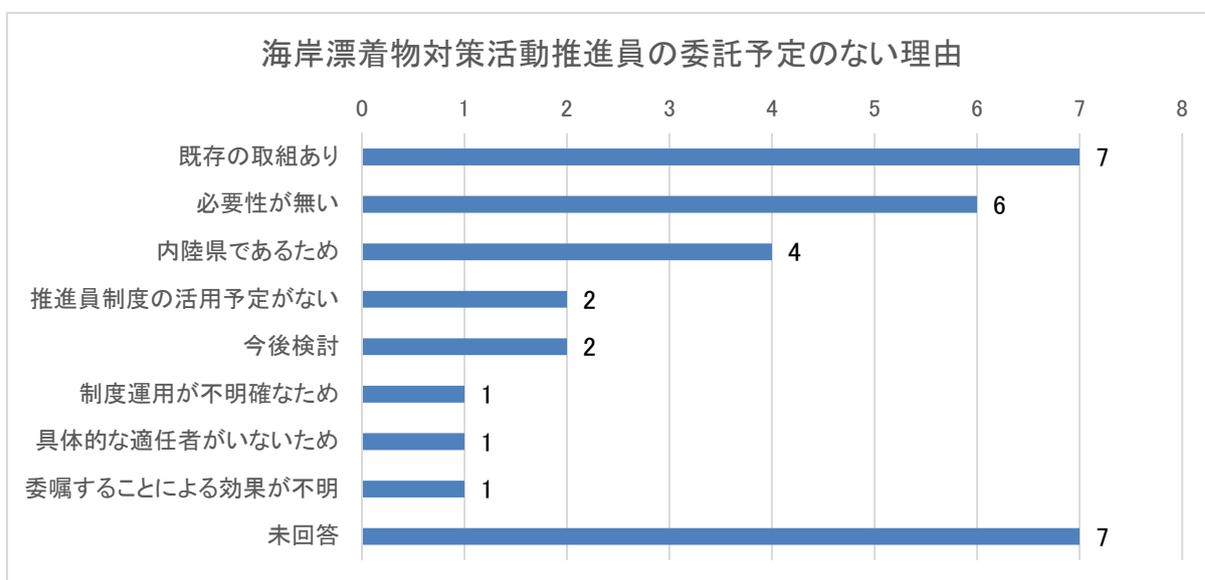
委嘱状況	都道府県数	都道府県名
委嘱済み	0	
委嘱予定あり	1	徳島県
検討中	14	秋田県、宮城県、千葉県、新潟県、富山県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
委嘱予定なし	32	青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県 <u>既存の取組あり</u> ：北海道、神奈川県、石川県、鳥取県、福岡県、熊本県、大分県
計	47	



図Ⅱ.1-3-14 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（割合）

表Ⅱ.1-3-10 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱予定のない理由

委嘱予定のない理由	都道府県数	都道府県名
既存の取組があるため	7	北海道、神奈川県、石川県、鳥取県、福岡県、熊本県、大分県
必要性が無い	6	青森県、岩手県、茨城県、大阪府、佐賀県、沖縄県
内陸県であるため	4	栃木県、埼玉県、岐阜県、奈良県
推進員制度の活用予定がない	2	静岡県、和歌山県
今後検討	2	岡山県、広島県
制度運用が不明確なため	1	山形県
具体的な適任者がいないため	1	東京都
委嘱することによる効果が不明	1	宮崎県
未回答	7	福島県、群馬県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、京都府
合計	32	



図Ⅱ.1-3-15 海岸漂着物対策活動推進員の委託予定のない理由

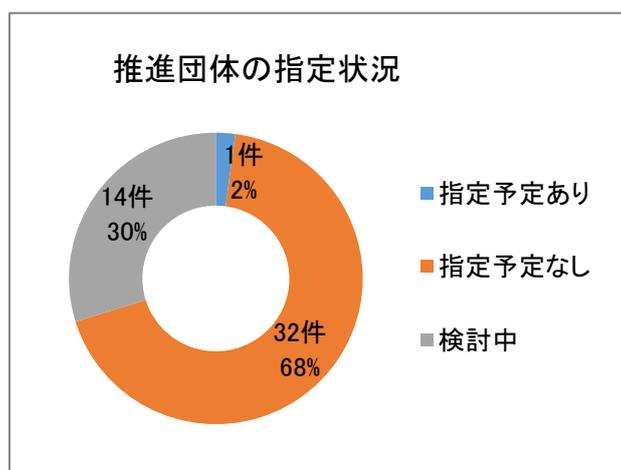
(4) 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、表Ⅱ.1-3-11、表Ⅱ.1-3-12、図Ⅱ.1-3-16 及び図Ⅱ.1-3-17 に示した。

平成 27 年度の時点で、1 県が指定予定あり、14 県が検討中、32 都道府県が指定予定なしと回答した。指定予定なしの理由としては、32 都道府県中 7 道県が「既存の取組みがあるため」と回答している。次に多い回答は「内陸県であるため」が 5 県であった。

表Ⅱ.1-3-11 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況

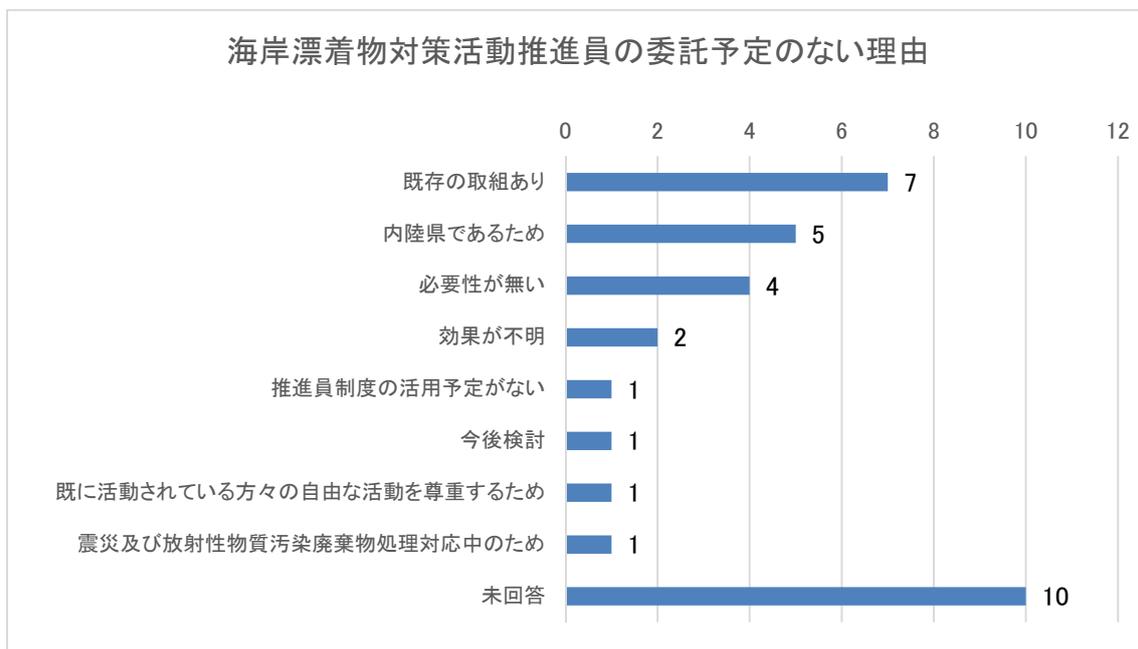
指定状況	都道府県数	都道府県名
指定実績あり	0	
指定予定あり	1	徳島県
検討中	14	宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
指定予定なし	32	青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、福井県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県 <u>既存の取組あり</u> ：北海道、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、福岡県、熊本県、大分県
計	47	



図Ⅱ.1-3-16 海岸漂着物対策活動推団体の指定状況（割合）

表Ⅱ.1-3-12 海岸漂着物対策活動団体の指定予定のない理由

委託予定のない理由	都道府県数	都道府県名
既存の取組あるため	7	北海道、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、福岡県、大分県
内陸県であるため	5	栃木県、埼玉県、山梨県、岐阜県、奈良県
必要性が無い	4	青森県、岩手県、茨城県、佐賀県
効果が不明	2	宮崎県、沖縄県
推進員制度の活用予定がない	1	和歌山県
今後検討	1	岡山県
既に活動されている方々の自由な活動を尊重するため	1	熊本県
震災及び放射性物質汚染廃棄物処理対応中のため	1	福島県
未回答	10	山形県、群馬県、東京都、福井県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、広島県
合計	32	



図Ⅱ.1-3-17 海岸漂着物対策活動推進員の委託予定のない理由

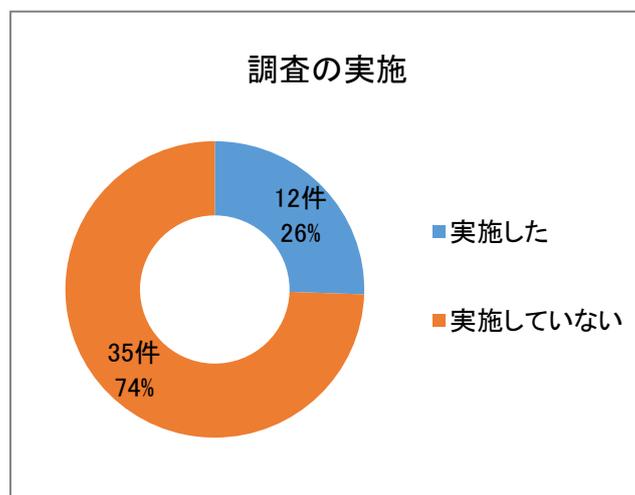
(5) 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）

① 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について、表Ⅱ.1-3-13 及び図Ⅱ.1-3-18 に示した。全都道府県の 12 県（26%）が調査を実施していた。実施していないと回答した 35 都道府県のうち、9 都道県は平成 26 年度に調査を実施している。

表Ⅱ.1-3-13 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
実施した	12	山形県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
実施していない	35	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県 うち平成 26 年度実施：北海道、東京都、福井県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県、熊本県、大分県
計	47	



図Ⅱ.1-3-18 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（割合）

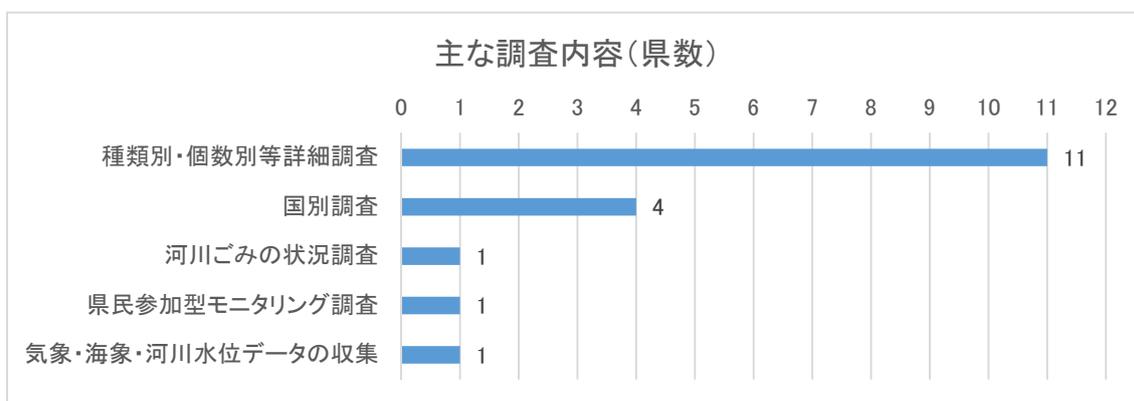
② 調査内容

「海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した12県の主な調査内容を表Ⅱ.1-3-14及び図Ⅱ.1-3-19に示した。

調査の内容としては種類別・個数別等の詳細の調査が最も多く行われていた。また、4県では漂着ごみの種類別・個数別調査だけでなく漂着ごみを国内由来のものと国外由来のものに分ける国別調査が行われていた。

表Ⅱ.1-3-14 主な調査内容（12県回答、複数回答有）

調査内容	県数	県名
種類別・個数別等詳細調査	11	山形県、神奈川県、石川県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
国別調査	4	石川県、山口県、長崎県、沖縄県
河川ごみの状況調査	1	香川県
県民参加型モニタリング調査	1	香川県
気象・海象・河川水位データの収集	1	三重県



図Ⅱ.1-3-19 主な調査内容（12県回答、複数回答有）

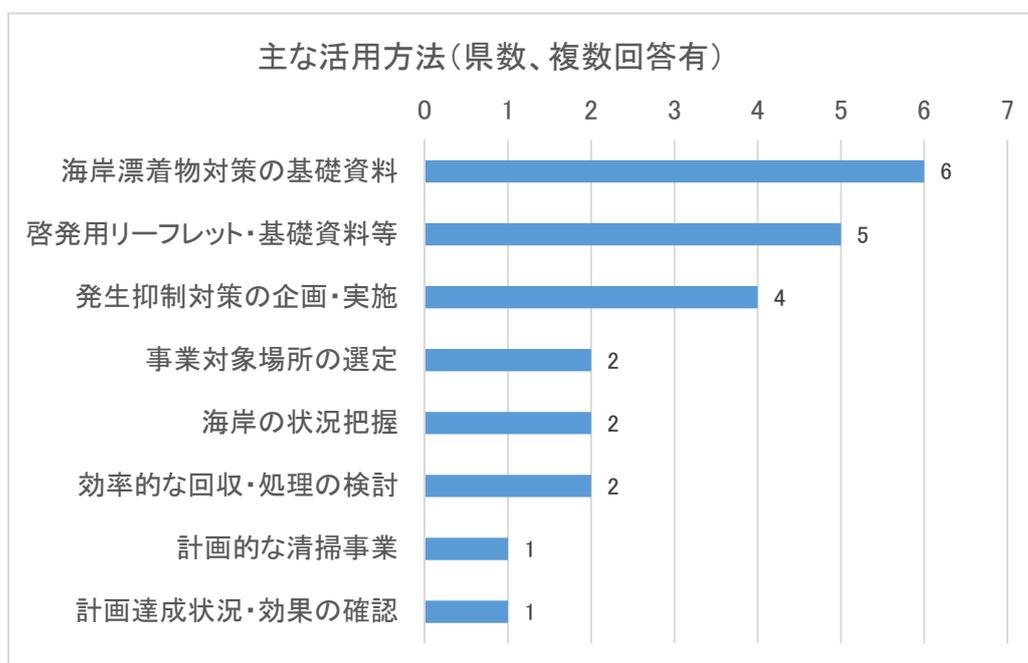
③ 活用方法

「海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した12県の主な調査結果の活用方法を表Ⅱ.1-3-15及び図Ⅱ.1-3-20に示した。

「海岸漂着物対策の基礎資料」への活用という回答は6県となっており、最も多かった。

表Ⅱ.1-3-15 主な活用方法（12県回答、複数回答有）

活用方法	県数	県名
海岸漂着物対策の基礎資料	6	石川県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、沖縄県
啓発用リーフレット・基礎資料等	5	神奈川県、富山県、山口県、香川県、長崎県
発生抑制対策の企画・実施	4	富山県、香川県、長崎県、沖縄県
事業対象場所の選定	2	香川県、沖縄県
海岸の状況把握	2	山形県、沖縄県
効率的な回収・処理の検討	2	長崎県、沖縄県
計画的な清掃事業	1	鹿児島県
計画達成状況・効果の確認	1	山形県



図Ⅱ.1-3-20 主な活用方法（12県回答、複数回答有）

(6) ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表Ⅱ. 1-3-16～表Ⅱ. 1-3-18、図Ⅱ. 1-3-21～図Ⅱ. 1-3-23 に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の補助金事業を利用したものについては、図中に「平成 27 年度補助金」と記載した。国の補助金事業を利用した事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

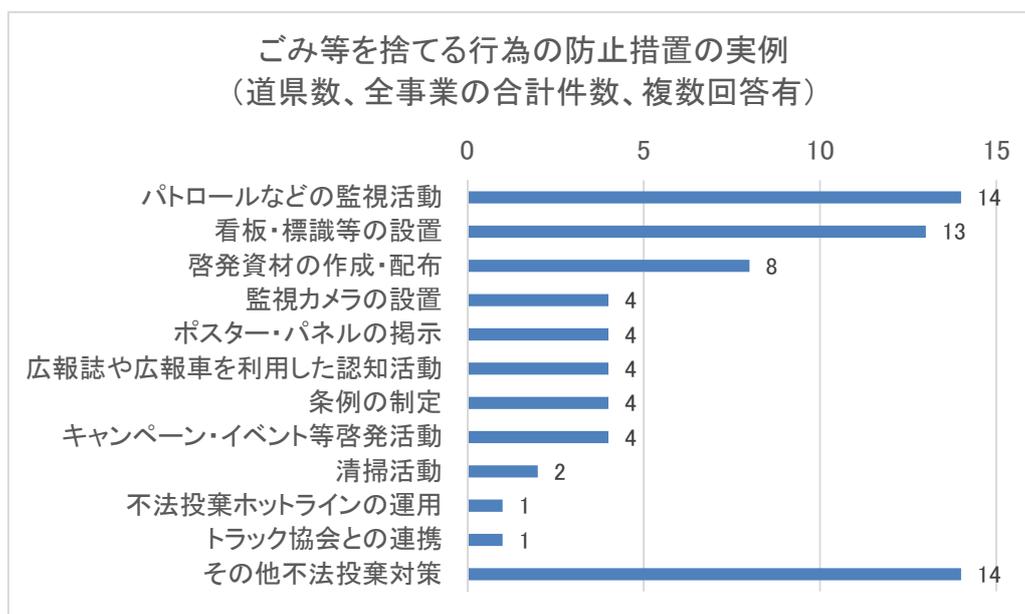
防止措置の実施については、全体として補助金を利用したものよりも都道府県が事業として行っているものが多かった。 全事業の合計件数で最も多かったのは「パトロールなどの監視活動」であるが、14 県のうちで補助金を用いたものは 2 件である。不法投棄防止のための監視は、長期間にわたる継続的な活動が求められることから、都道府県として予算措置が行われているケースが多いと考えられる。

補助金事業の実例として目立ったものは、「啓発資材の作成・配布」や「看板・標識灯の設置」があげられる。これらは、一度作成・設置すれば長く使えるものであることから、都道府県が啓発を目的として補助金事業を積極的に活用した例と言える。

表Ⅱ.1-3-16 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例

(全事業の合計件数、複数回答有)

実例（平成27年度全体）	件数	道県名
パトロールなどの監視活動	14	宮城県、栃木県、千葉県、富山県、長野県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
看板・標識等の設置	13	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県
啓発資材の作成・配布	8	北海道、秋田県、神奈川県、三重県、兵庫県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
監視カメラの設置	4	宮城県、和歌山県、山口県、熊本県
ポスター・パネルの掲示	4	青森県、秋田県、神奈川県、鹿児島県
広報誌や広報車を利用した認知活動	4	宮城県、岡山県、鹿児島県、沖縄県
条例の制定	4	北海道、青森県、滋賀県、沖縄県
キャンペーン・イベント等啓発活動	4	秋田県、栃木県、山梨県、山口県
清掃活動	2	滋賀県、沖縄県
不法投棄ホットラインの運用	1	山口県
トラック協会との連携	1	宮崎県
その他不法投棄対策	14	茨城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



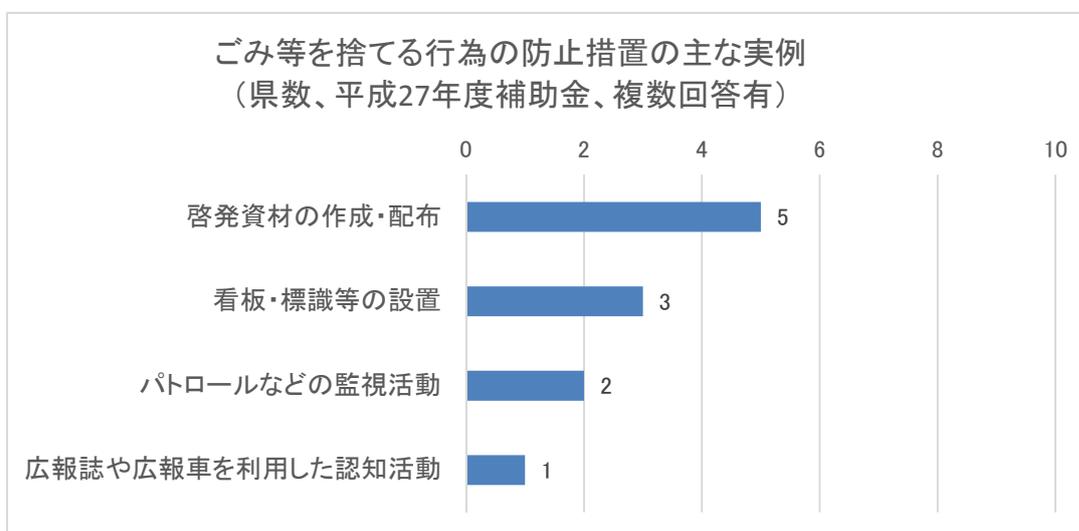
図Ⅱ.1-3-21 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例

(全事業の合計件数、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-17 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例

(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例 (平成 27 年度全体)	県数	道名
啓発資材の作成・配布	5	秋田県、三重県、兵庫県、熊本県、鹿児島県
看板・標識等の設置	3	静岡県、三重県、熊本県
パトロールなどの監視活動	2	富山県、沖縄県
広報誌や広報車を利用した認知活動	1	鹿児島県

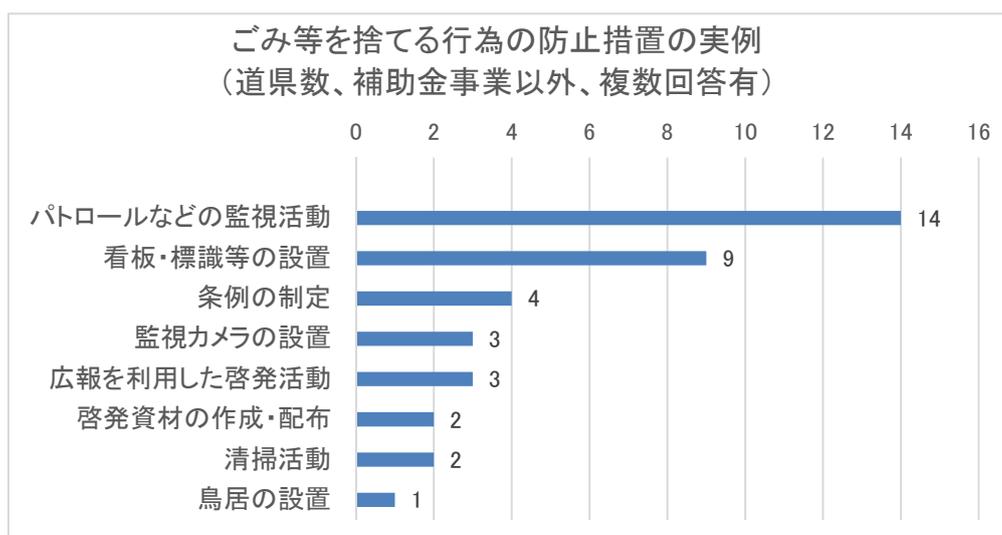


図Ⅱ.1-3-22 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例

(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-18 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(補助金事業以外、複数回答有)

事例(補助金事業以外)	都道県数	都道県名
パトロールなどの監視活動	14	宮城県、栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
看板・標識等の設置	9	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、鹿児島県
条例の制定	4	北海道、青森県、滋賀県、沖縄県
監視カメラの設置	3	宮城県、和歌山県、山口県
広報を利用した啓発活動	3	宮城県、岡山県、鹿児島県
啓発資材の作成・配布	2	神奈川県、鹿児島県
清掃活動	2	滋賀県、沖縄県
鳥居の設置	1	宮城県



図Ⅱ.1-3-23 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(補助金事業以外、複数回答有)

(7) 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

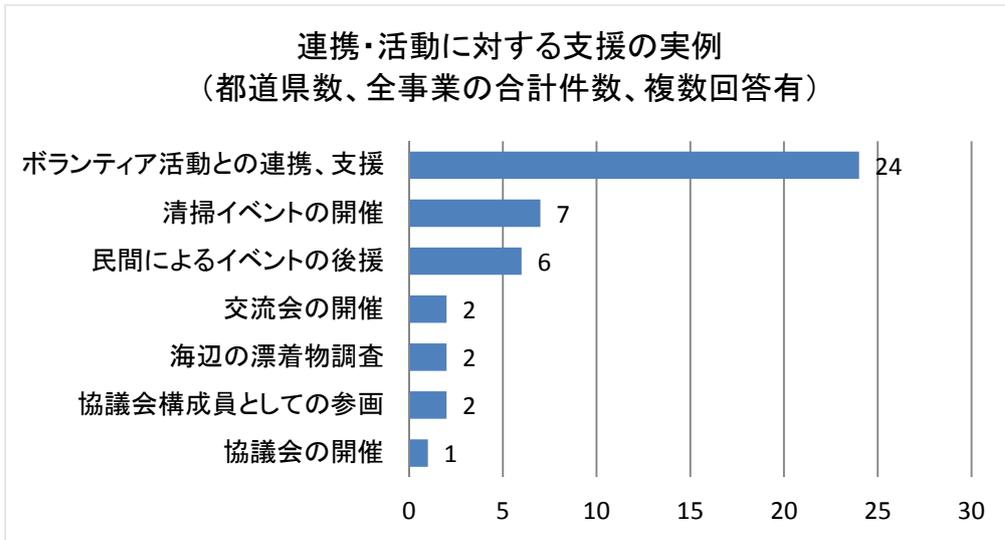
① 連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表Ⅱ.1-3-19～表Ⅱ.1-3-21、図Ⅱ.1-3-24～図Ⅱ.1-3-26 に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の補助金事業を利用したものについては、図中に「平成 27 年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

活動内容の傾向として、補助金事業と補助金事業以外の大きな差は見られなかった。特筆する補助金以外の活動として、神奈川県と三重県が実施している、県と団体の連携だけではなく、団体同士の連携を目指した交流会の開催があげられる。

表Ⅱ.1-3-19 活動に対する支援の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

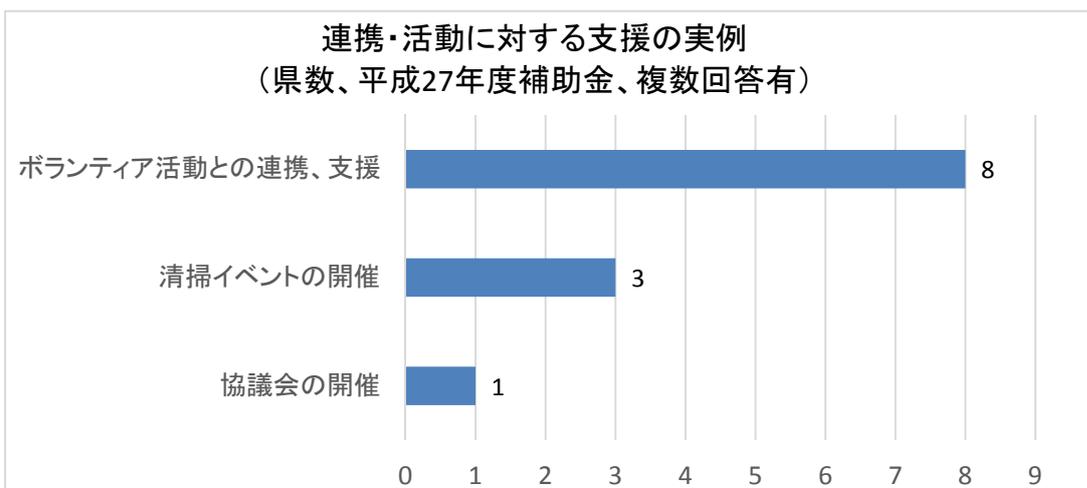
実例（平成27年度全体）	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	24	青森県、宮城県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
清掃イベントの開催	7	秋田県、千葉県、富山県、三重県、兵庫県、長崎県、沖縄県
民間によるイベントの後援	6	秋田県、千葉県、東京都、静岡県、三重県、長崎県
交流会の開催	2	神奈川県、三重県
海辺の漂着物調査	2	石川県、鳥取県
協議会構成員としての参画	2	北海道、富山県
協議会の開催	1	富山県



図Ⅱ.1-3-24 連携・活動に対する支援の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-20 連携・活動に対する支援の実例(平成27年度補助金、複数回答有)

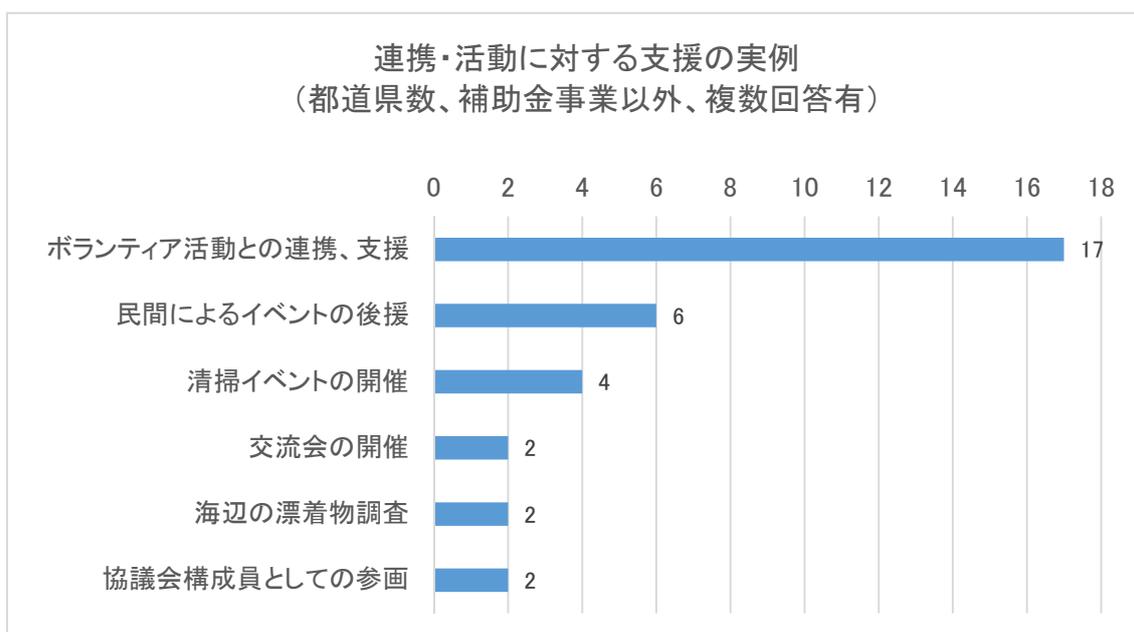
実例(平成27年度補助金)	県数	県名
ボランティア活動との連携、支援	8	青森県、山形県、茨城県、兵庫県、山口県、徳島県、熊本県、鹿児島県
清掃イベントの開催	3	富山県、三重県、兵庫県
協議会の開催	1	富山県



図Ⅱ.1-3-25 連携・活動に対する支援の実例(平成27年度補助金、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-21 連携・活動に対する支援の実例(補助金事業以外、複数回答有)

実例(補助金事業以外)	都道県数	都道県名
ボランティア活動との連携、支援	17	宮城県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
民間によるイベントの後援	6	秋田県、千葉県、東京都、静岡県、三重県、長崎県
清掃イベントの開催	4	秋田県、千葉県、長崎県、沖縄県
交流会の開催	2	神奈川県、三重県
海辺の漂着物調査	2	石川県、鳥取県
協議会構成員としての参画	2	北海道、富山県



図Ⅱ.1-3-26 連携・活動に対する支援の実例(補助金事業以外、複数回答有)

② 安全配慮の実例

安全配慮の実例について、表Ⅱ.1-3-22 及び図Ⅱ.1-3-27 に示した。「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」と答えた県が4県と、最も多くなっていた。

表Ⅱ.1-3-22 安全配慮の実例（補助金事業以外、複数回答有）

実例	県数	県名
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	4	宮城県、茨城県、千葉県、福岡県
ボランティア活動に対する保険支援	3	富山県、兵庫県、大分県
海岸漂着物等の取扱いに関する資料の作成	2	山口県、福岡県
漂着物調査	1	鳥取県
津波発生時の行動の手引きの作成	1	神奈川県
希少生物に関する注意喚起	1	千葉県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	1	山口県



図Ⅱ.1-3-27 安全配慮の実例（補助金事業以外、複数回答有）

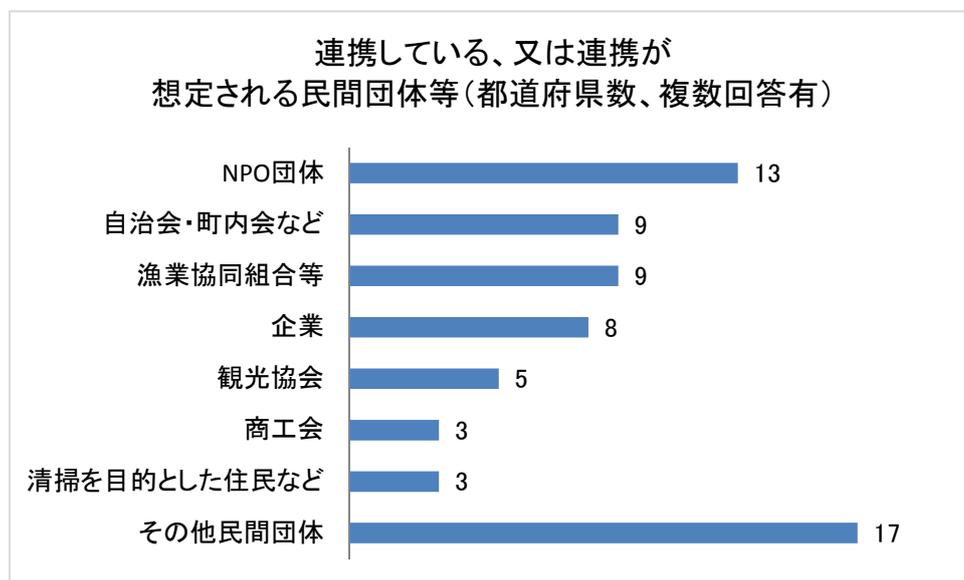
(8) 連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表Ⅱ.1-3-23 及び図Ⅱ.1-3-28 に示した。

連携している、又は連携が想定される民間団体等としては「その他民間団体」が最も多く、次いで「NPO 団体」「自治会・町内会」との連携が多くなっている。

表Ⅱ.1-3-23 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）

実例	都道府県数
NPO 団体	13
自治会・町内会など	9
漁業協同組合等	9
企業	8
観光協会	5
商工会	3
清掃を目的とした住民など	3
その他民間団体	17



図Ⅱ.1-3-28 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）

(9) 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第 26 条、第 27 条)

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な事例について表Ⅱ.1-3-24～表Ⅱ.1-3-26、図Ⅱ.1-3-29～図Ⅱ.1-3-31に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成 27 年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

環境教育の推進のための取り組みとしては、「清掃活動・クリーンアップ活動」「漂着物調査の実施」「学生を対象としたワークショップ等」など、体験型の環境教育が多く見受けられる。補助金事業を利用した事例では 12 県が、補助金事業以外では 2 県で行われている。

また、補助金を活用したその他の例では、「啓発資材等の作成・配布」「パンフレット類の作成・配布」「マスメディアによる啓発活動」など、啓発や周知に関するものが見受けられる。

表Ⅱ.1-3-24 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例(平成 27 年度全体)	都道県数	都道県名
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	12	宮城県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、三重県、和歌山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	11	秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	9	北海道、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、三重県、和歌山県、福岡県、沖縄県
ポスター・パンフレットなどの作成・配布	8	秋田県、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、和歌山県、福岡県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	7	宮城県、山形県、東京都、神奈川県、三重県、香川県、鹿児島県
学生を対象としたワークショップ等	5	神奈川県、富山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
ネットを活用した啓発活動	5	神奈川県、富山県、岡山県、香川県、愛媛県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
マスメディア等による啓発活動	4	神奈川県、三重県、鳥取県、岡山県
学校・企業における教育の実施	3	神奈川県、福岡県、沖縄県
広報誌による啓発活動	2	神奈川県、鹿児島県
他団体との連携	2	神奈川県、鹿児島県
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	千葉県
教育冊子の作成	1	山形県
看板・標識等の設置	1	石川県
人材育成	1	香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県
啓発ブースの設置	1	三重県
環境講座への講師派遣	1	三重県

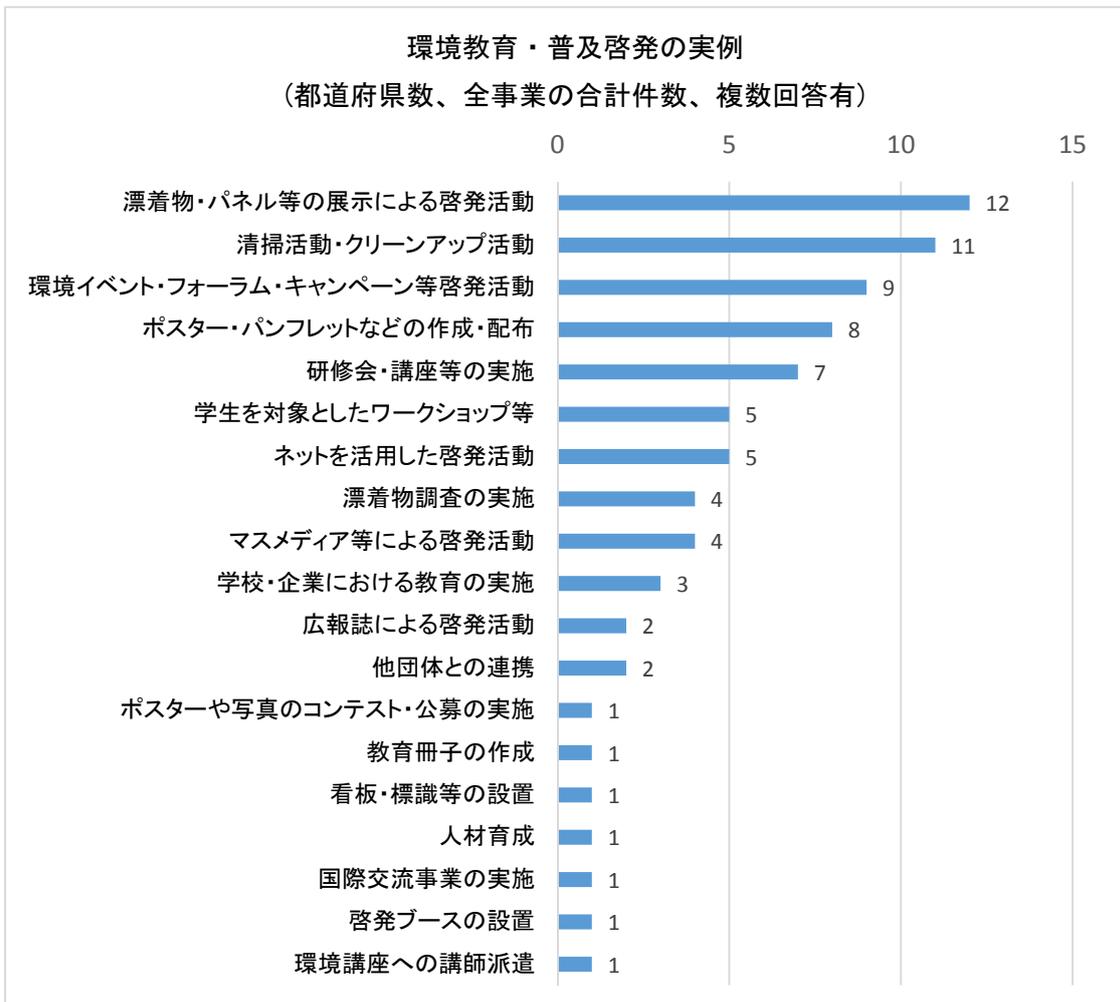
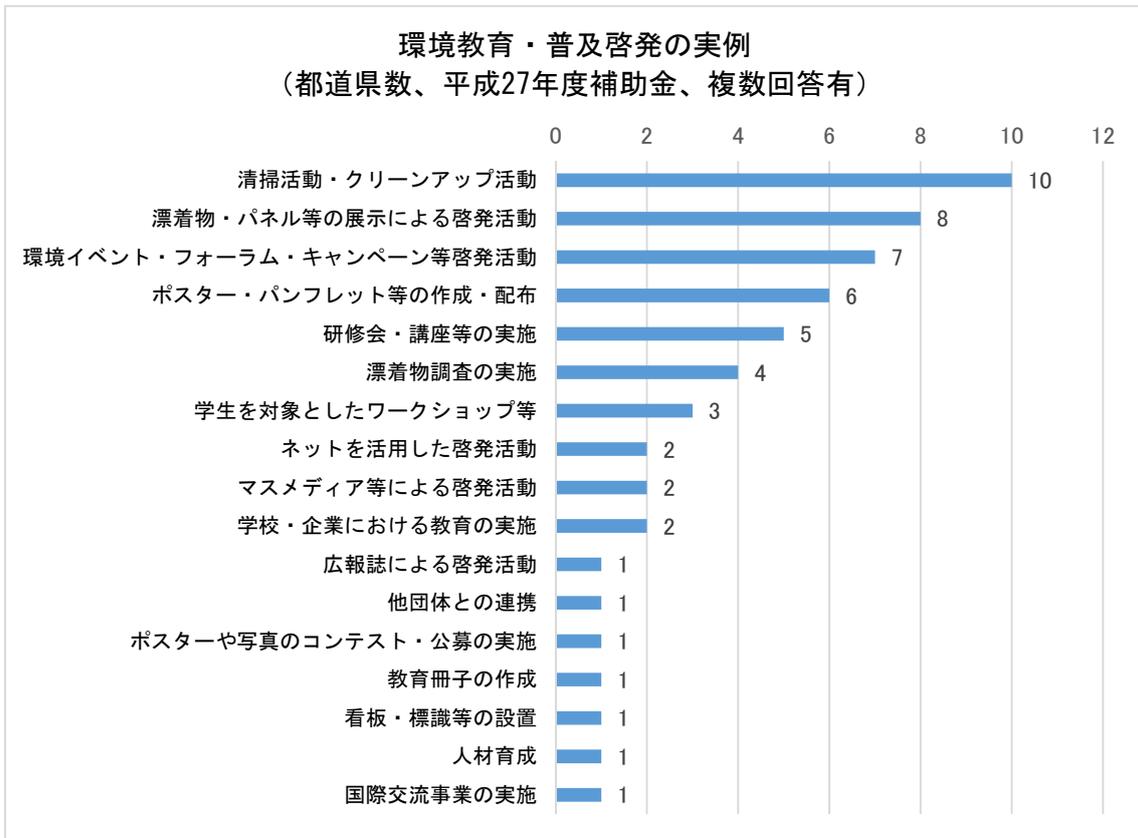


図 II.1-3-29 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-25 環境教育・普及啓発の実例(平成27年度補助金、複数回答有)

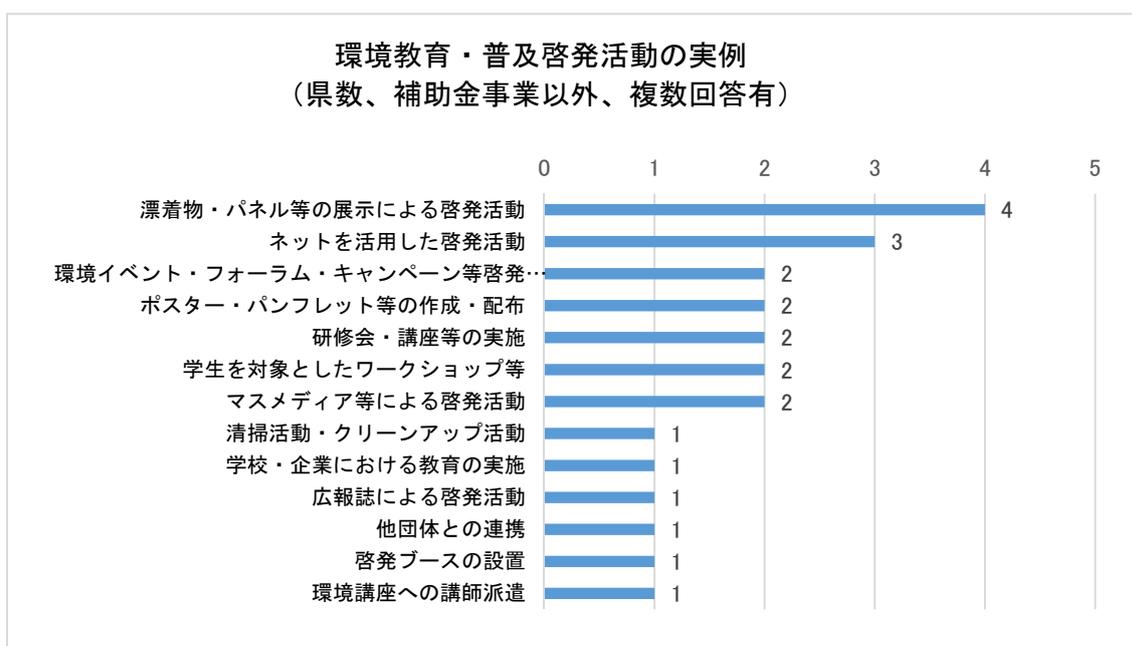
実例(平成27年度補助金)	都道県数	都道県名
清掃活動・クリーンアップ活動	10	秋田県、山形県、千葉県、富山県、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	8	秋田県、山形県、東京都、富山県、和歌山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	7	北海道、秋田県、山形県、富山県、和歌山県、福岡県、沖縄県
ポスター・パンフレット等の作成・配布	6	秋田県、茨城県、東京都、和歌山県、福岡県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	5	宮城県、山形県、東京都、香川県、鹿児島県
学生を対象としたワークショップ等	3	香川県、鹿児島県、沖縄県
ネットを活用した啓発活動	2	岡山県、香川県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
マスメディア等による啓発活動	2	三重県、鳥取県
学校・企業における教育の実施	2	福岡県、沖縄県
広報誌による啓発活動	1	鹿児島県
他団体との連携	1	鹿児島県
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	千葉県
教育冊子の作成	1	山形県
看板・標識等の設置	1	石川県
人材育成	1	香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県



図Ⅱ.1-3-30 環境教育・普及啓発の実例(平成27年度補助金、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-26 環境教育・普及啓発の実例(補助金事業以外、複数回答有)

実例(平成27年度全体)	県数	県名
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	4	宮城県、神奈川県、山梨県、三重県
ネットを活用した啓発活動	3	神奈川県、富山県、愛媛県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	2	神奈川県、三重県
ポスター・パンフレットなどの作成・配布	2	新潟県、愛知県
研修会・講座等の実施	2	神奈川県、三重県
学生を対象としたワークショップ等	2	神奈川県、富山県
マスメディア等による啓発活動	2	神奈川県、岡山県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	神奈川県
学校・企業における教育の実施	1	神奈川県
広報誌による啓発活動	1	神奈川県
他団体との連携	1	神奈川県
啓発ブースの設置	1	三重県
環境講座への講師派遣	1	三重県



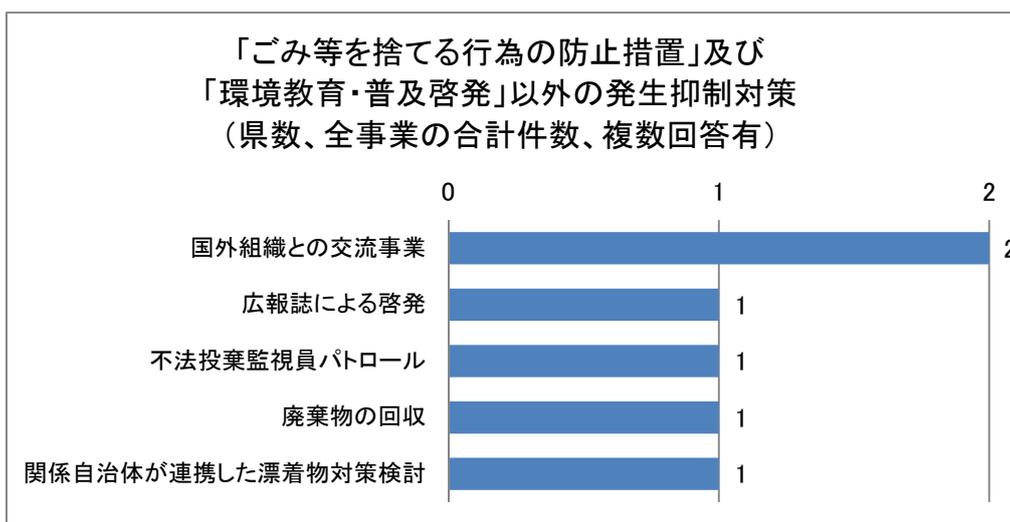
図Ⅱ.1-3-31 環境教育・普及啓発の実例(補助金事業以外、複数回答有)

① その他発生抑制対策について(法第 23 条、26 条、27 条)

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外のものについて、表Ⅱ.1-3-27～表Ⅱ.1-3-29、図Ⅱ.1-3-32～図Ⅱ.1-3-34 に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成 27 年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。全体として、件数は多くないが、海外からの漂着ごみの影響が見られる沖縄県や長崎県は、台湾、中国や韓国と交流を図ることで、漂着ごみ問題について国際的に考える交流事業を実施している。また、三重県は「関係自治体が連携した漂着物対策検討」している。これは、伊勢湾への河川ごみの流入がある愛知、岐阜、三重の東海 3 県と名古屋市による枠組みの中での発生抑制対策である。

表Ⅱ.1-3-27 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策(全事業の合計件数、複数回答有)

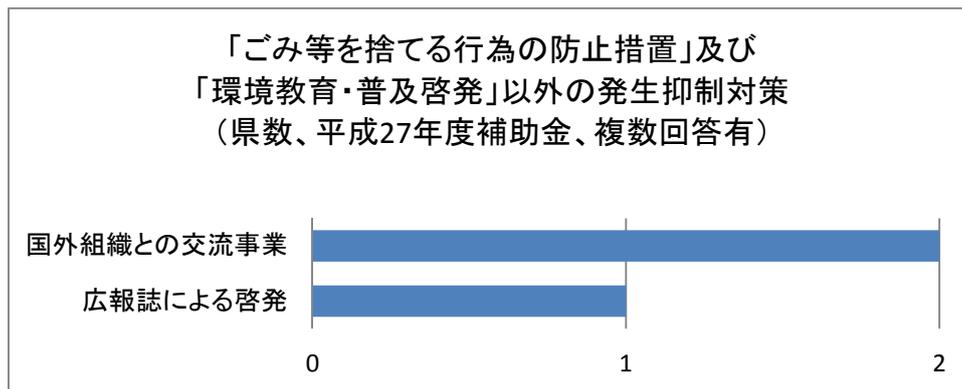
実例（平成 27 年度全体）	県数	県名
国外組織との交流事業	2	長崎県、沖縄県
広報誌による啓発	1	熊本県
不法投棄監視員パトロール	1	宮城県
廃棄物の回収	1	宮城県
関係自治体が連携した漂着物対策検討	1	三重県



図Ⅱ.1-3-32 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策(全事業の合計件数、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-28 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策(平成27年度補助金、複数回答有)

実例（平成27年度補助金）	県数	県名
国外組織との交流事業	2	長崎県、沖縄県
広報誌による啓発	1	熊本県

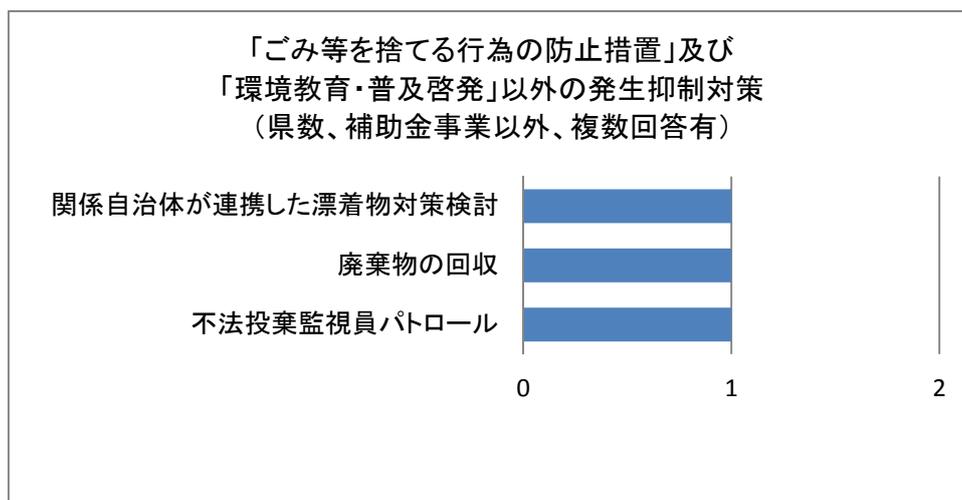


図Ⅱ.1-3-33 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策(平成27年度補助金、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-29 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の

発生抑制対策(補助金事業以外、複数回答有)

事例(補助金事業以外)	県数	県名
不法投棄監視員パトロール	1	宮城県
廃棄物の回収	1	宮城県
関係自治体が連携した漂着物対策検討	1	三重県



図Ⅱ.1-3-34 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の

発生抑制対策(補助金事業以外、複数回答有)

② 発生抑制対策として波及効果が期待される事例

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される事例について表Ⅱ.1-3-30～表Ⅱ.1-3-32、図Ⅱ.1-3-35～図Ⅱ.1-3-37に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成27年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

啓発活動に関するもの（「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」「マスメディア等による啓発活動」「環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動」）を合計すると15都道県となり、啓発活動が最も波及効果を期待されている。

表Ⅱ.1-3-30 発生抑制対策として波及効果が期待される事例

(全事業の合計件数、複数回答有)

事例（平成27年度全体）	都道県数	都道県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	7	宮城県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、香川県、宮崎県
清掃活動・クリーンアップ活動	6	千葉県、富山県、兵庫県、香川県、鹿児島県、沖縄県
マスメディア等による啓発活動	5	宮城県、兵庫県、和歌山県、福岡県、宮崎県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	3	北海道、山口県、福岡県
研修会・講座等の実施	3	東京都、富山県、香川県
学校・企業における教育の実施	2	兵庫県、香川県
関係団体による交流会の開催	2	三重県、長崎県
他団体との連携	2	山口県、沖縄県
交通広告による宣伝	1	東京都
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	山口県
国際交流事業の実施	1	長崎県

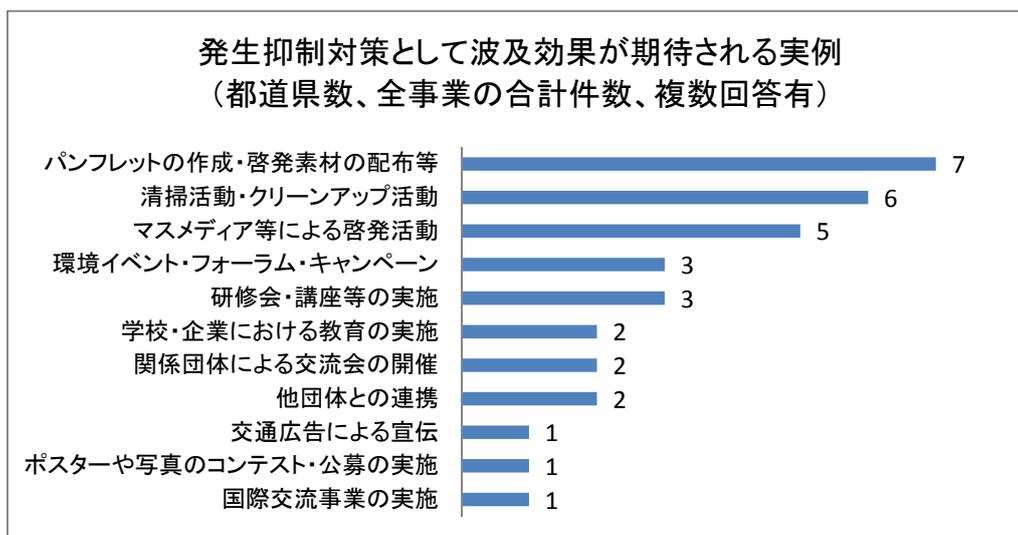
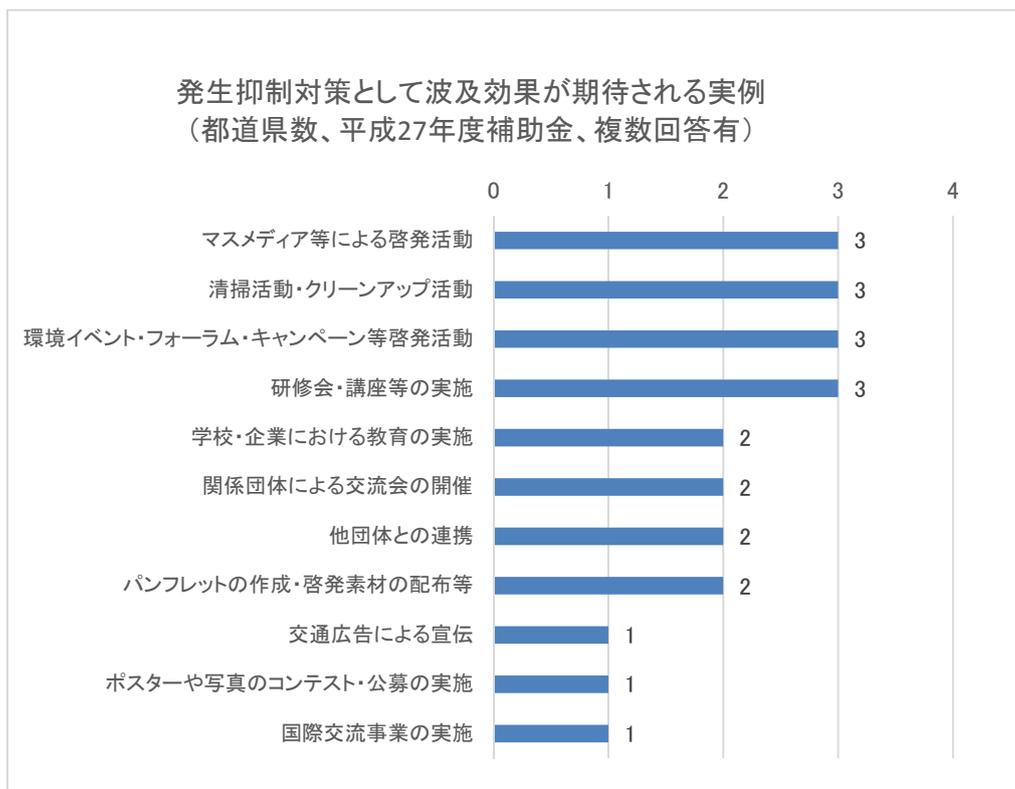


図 II.1-3-35 発生抑制対策として波及効果が期待される事例
(全事業の合計件数、複数回答有)

表 II.1-3-31 発生抑制対策として波及効果が期待される事例
(平成 27 年度補助金、複数回答有)

事例 (平成 27 年度補助金)	都道県数	都道県名
マスメディア等による啓発活動	3	兵庫県、福岡県、宮崎県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	富山県、兵庫県、香川県
環境イベント・フォーラム・ キャンペーン等啓発活動	3	北海道、山口県、福岡県
研修会・講座等の実施	3	東京都、富山県、香川県
学校・企業における教育の実施	2	兵庫県、香川県
関係団体による交流会の開催	2	三重県、長崎県
他団体との連携	2	山口県、沖縄県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	2	香川県、宮崎県
交通広告による宣伝	1	東京都
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	山口県
国際交流事業の実施	1	長崎県
監視カメラの設置	1	宮城県
海岸漂着物展示会の開催	1	鹿児島県



図Ⅱ.1-3-36 発生抑制対策として波及効果が期待される事例
(平成27年度補助金、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-32 発生抑制対策として波及効果が期待される事例
(補助金事業以外、複数回答有)

事例（補助金事業以外）	都県数	都県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	5	宮城県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	千葉県、鹿児島県、沖縄県
マスメディア等による啓発活動	2	和歌山県、宮崎県
監視カメラの設置	1	宮城県
海岸漂着物展示会の開催	1	鹿児島県

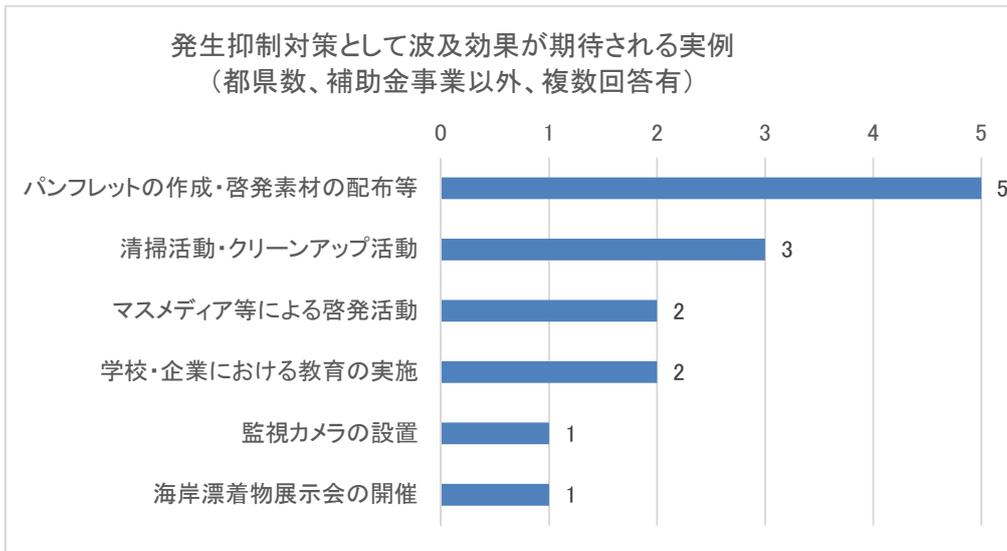


図 II.1-3-37 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(補助金事業以外、複数回答有)

③ 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表Ⅱ.1-3-33～表Ⅱ.1-3-35、図Ⅱ.1-3-38～図Ⅱ.1-3-40に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成27年度補助金」と記載した。平成27年度補助金以外については「平成27年度補助金以外」と記載した。回答からは内陸部や広域レベルでの発生抑制対策が課題となっていることがわかる。

表Ⅱ.1-3-33 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(全事業の合計件数、複数回答有)

実例（平成27年度全体）	府県数	府県名
普及啓発活動の対象が偏ることなく行われることが必要	10	山形県、千葉県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、熊本県、宮崎県
清掃活動参加者の減少や固定化が課題	4	千葉県、山梨県、三重県、香川県
継続的な不法投棄の発生抑制	3	宮城県、静岡県、鹿児島県
ボランティア団体との連帯・支援についての強化が必要	2	千葉県、福岡県
広域レベルで取り組む対策が必要	2	三重県、山口県
海岸地域のごみ対策活動の活性化が必要	2	神奈川県、福岡県
国際間の連携・協力が必要	2	福岡県、長崎県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	2	宮城県、新潟県
国際間の連携・協力が必要	2	山口県、沖縄県
パネル展示の充実	1	秋田県
学生ボランティアへの交通費等助成金	1	三重県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	1	宮城県
普及啓発による発生抑制対策について効果的な評価の検討が必要	1	三重県
不法投棄防止ダミーカメラの効果	1	宮城県
3R（※）に対する住民の認知度の低さが課題	1	和歌山県

※3R…Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字。Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使える

ものはごみとして廃棄しないで再使用すること、Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

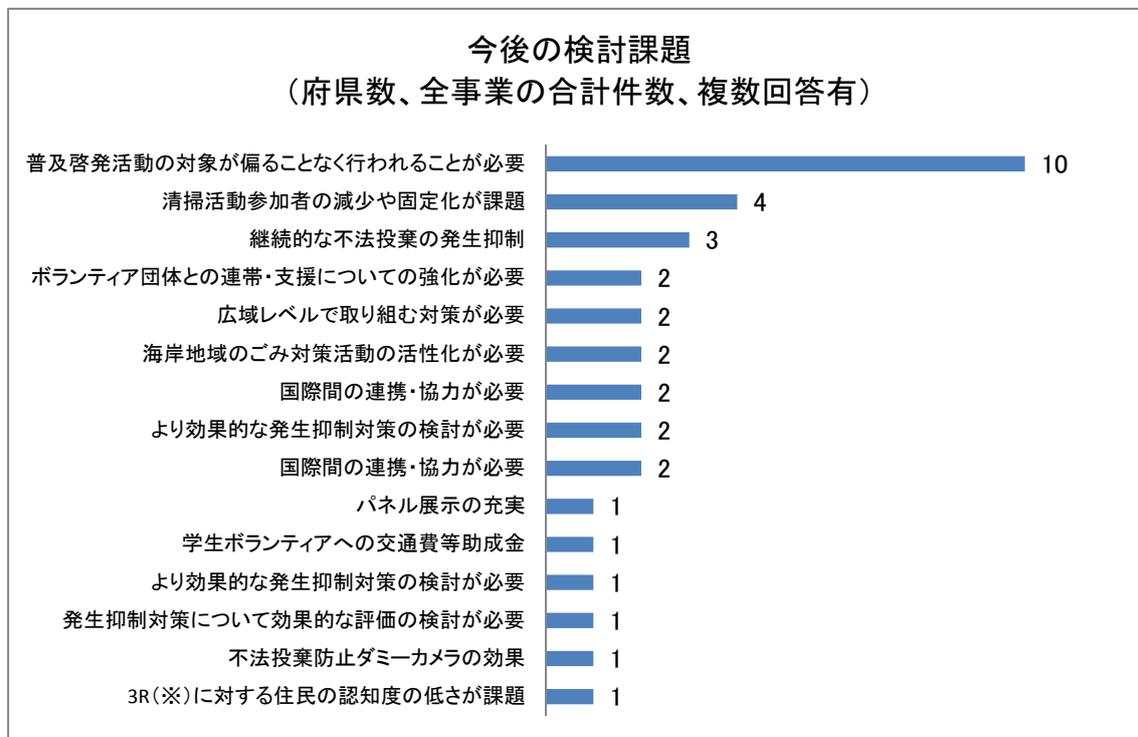
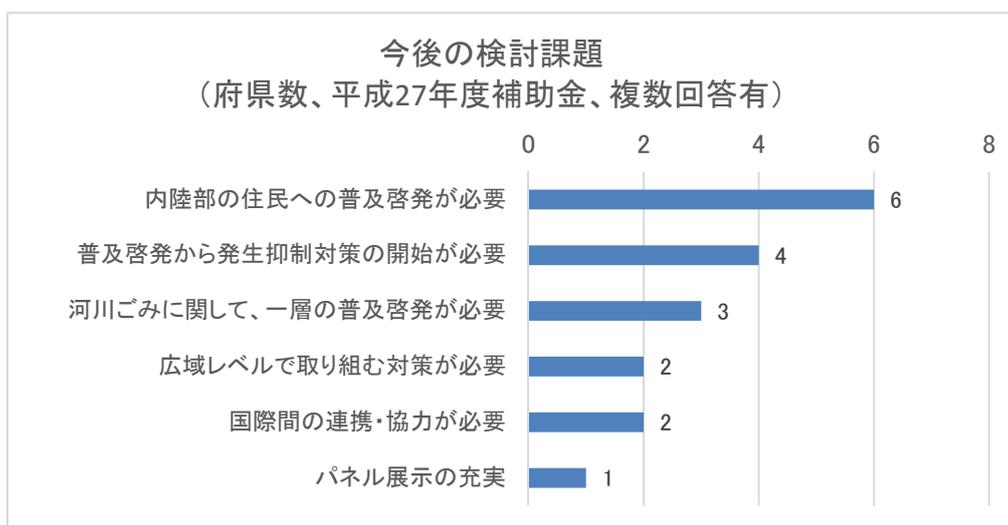


図 II.1-3-38 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(全事業の合計件数、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-34 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例（平成 27 年度補助金）	府県数	府県名
内陸部の住民への普及啓発が必要	6	山形県、千葉県、富山県、愛知県、京都府、兵庫県
普及啓発から、発生抑制対策の開始が必要	4	富山県、愛知県、京都府、兵庫県
河川ごみに関して、一層の普及啓発が必要	3	富山県、徳島県、香川県
広域レベルで取り組む対策が必要	2	三重県、山口県
国際間の連携・協力が必要	2	山口県、沖縄県
パネル展示の充実	1	秋田県



図Ⅱ.1-3-39 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表Ⅱ.1-3-35 発生抑制対策を実施した結果の検討課題

(平成 27 年度補助金以外、複数回答有)

実例（補助金事業以外）	県数	県名
普及啓発活動の対象が偏ることなく行われることが必要	7	山形県、千葉県、三重県、兵庫県、山口県、熊本県、宮崎県
清掃活動参加者の減少や固定化が課題	4	千葉県、山梨県、三重県、香川県
継続的な不法投棄の発生抑制	3	宮城県、静岡県、鹿児島県
ボランティア団体との連帯・支援についての強化が必要	2	千葉県、福岡県
広域レベルで取り組む対策が必要	2	三重県、山口県
海岸地域のごみ対策活動の活性化が必要	2	神奈川県、福岡県
国際間の連携・協力が必要	2	福岡県、長崎県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	2	宮城県、新潟県
学生ボランティアへの交通費等助成金	1	三重県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	1	宮城県
普及啓発による発生抑制対策について効果的な評価の検討が必要	1	三重県
不法投棄防止ダミーカメラの効果	1	宮城県
3R（※）に対する住民の認知度の低さが課題	1	和歌山県

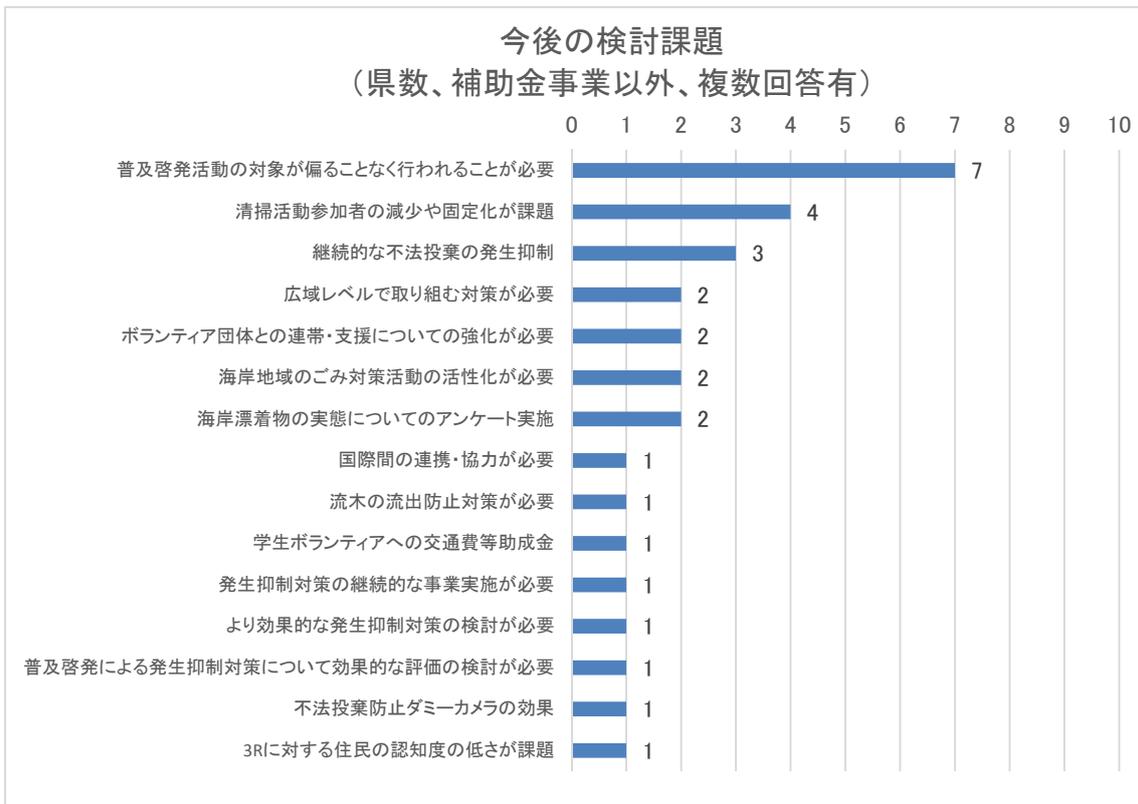


図 II .1-3-40 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(補助金事業以外、複数回答有)

④ 発生抑制対策に係る今後の予定

都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれからの予定について表Ⅱ.1-3-36 及び図Ⅱ.1-3-41 に示した。

発生抑制対策として最も多かったのは、「漂着物、パネル等の展示による啓発活動」であり、12 都県から挙げられていたほか、「環境イベント・フォーラム・キャンペーン等の啓発活動」や「ポスター・パンフレット作成・配布」などが続いており、漂着ごみの現状を、多くの人に認識してもらうことが共通の課題になっていることがうかがえる。

このほか、「清掃活動・クリーンアップ活動」のような実際の清掃活動を通じて発生抑制を図っていくという回答も多く見られた。

表Ⅱ.1-3-36 環境教育・普及啓発の実例（全事業の合計件数、複数回答有）

実例(件数)	都道県数	都道県名
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	12	宮城県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、三重県、和歌山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	11	秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	9	北海道、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、三重県、和歌山県、福岡県、沖縄県
ポスター・パンフレット等の作成・配布	8	秋田県、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、和歌山県、福岡県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	7	宮城県、山形県、東京都、神奈川県、三重県、香川県、鹿児島県
学生を対象としたワークショップ等	5	神奈川県、富山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
ネットを活用した啓発活動	5	神奈川県、富山県、岡山県、香川県、愛媛県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
マスメディア等による啓発活動	4	神奈川県、三重県、岡山県、鳥取県
学校・企業における教育の実施	3	神奈川県、福岡県、沖縄県
広報誌による啓発活動	2	神奈川県、鹿児島県
他団体との連携	2	神奈川県、鹿児島県
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	千葉県
教育冊子の作成	1	山形県
看板・標識等の設置	1	石川県
人材育成	1	香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県
啓発ブースの設置	1	三重県
環境講座への講師派遣	1	三重県

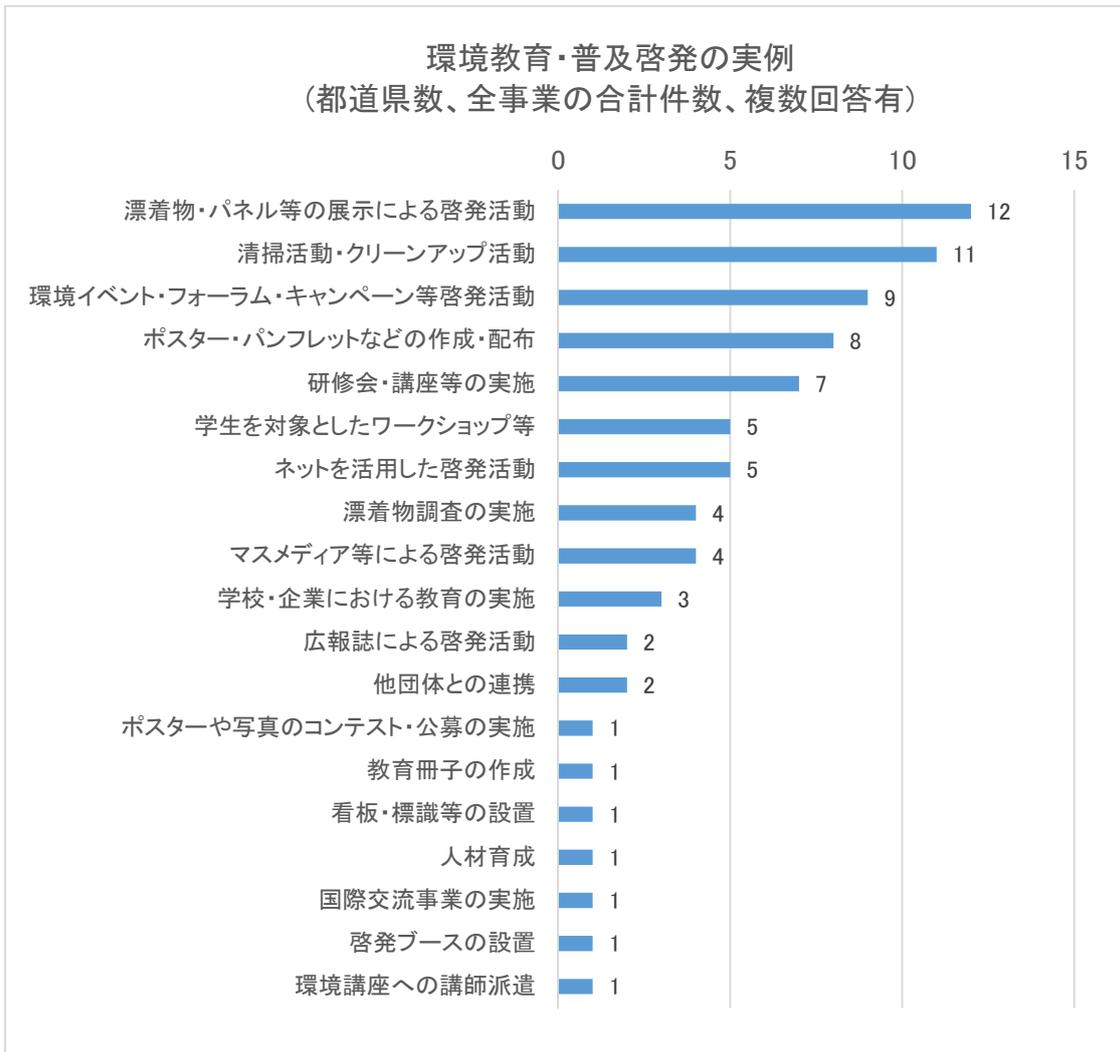


図 II.1-3-41 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(全事業の合計件数、複数回答有)

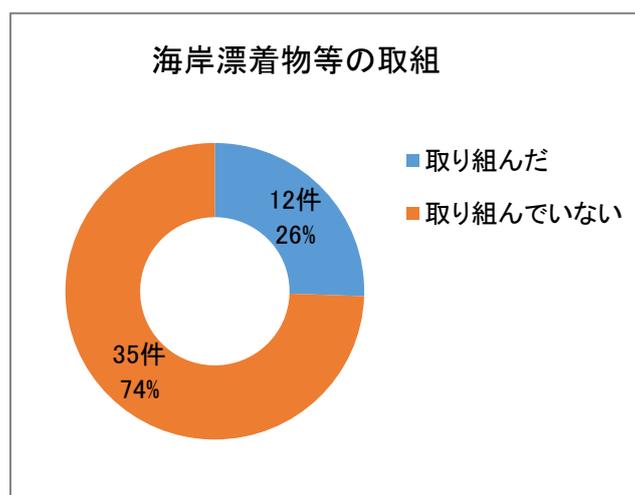
(10) 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）

① 取組みの実施状況

平成 27 年度に海岸漂着物等の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明等について
の取組みの実施状況を表Ⅱ.1-3-37 及び図Ⅱ.1-3-42 に示した。海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明に係る取組みを実施しているのは 12 県で全体の 26% であ
った。

表Ⅱ.1-3-37 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明に係る取組みの実
施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	12	秋田県、山形県、神奈川県、富山県、兵庫県、 鳥取県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、 鹿児島県
取り組んでいない	35	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、 石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、 福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
計	47	



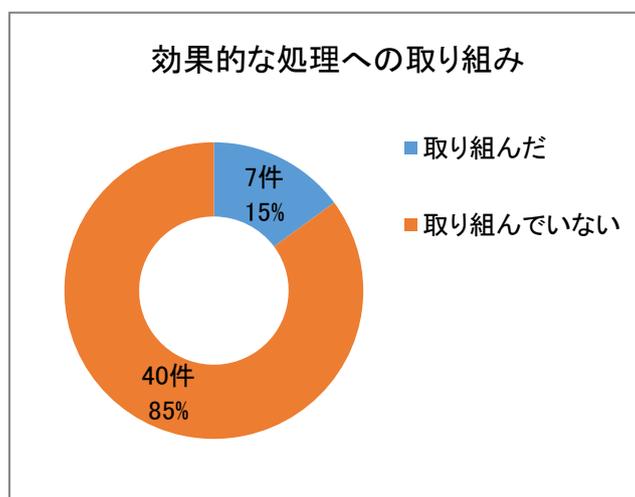
図Ⅱ.1-3-42 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明に係る取組みの実
施状況（割合）

② 効率的な処理

海岸漂着物等の効率的な処理に係る取組みの実施状況について表Ⅱ.1-3-38 及び図Ⅱ.1-3-43 に示した。効率的な処理に係る取組みを実施しているのは7県で全体の15%であった。

表Ⅱ.1-3-38 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	7	宮城県、秋田県、神奈川県、鳥取県、山口県、高知県、鹿児島県
取り組んでいない	40	北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
計	47	



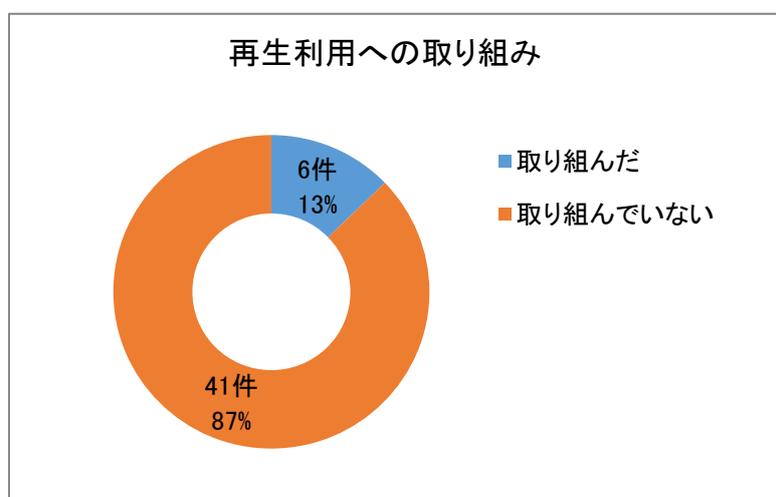
図Ⅱ.1-3-43 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況（割合）

③ 再生利用

海岸漂着物等の再生利用に係る取組みの実施状況について表Ⅱ.1-3-39 及び図Ⅱ.1-3-44 に示した。再生利用に係る取組みを実施しているのは6県で全体の13%であった。

表Ⅱ.1-3-39 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	6	宮城県、山形県、富山県、兵庫県、徳島県、鹿児島県
取り組んでいない	41	北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
計	47	



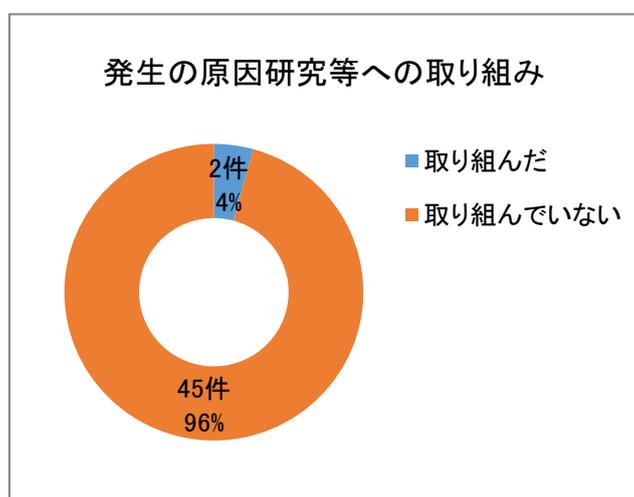
図Ⅱ.1-3-44 海岸漂着物等の再生利用の実施状況（割合）

④ 発生の原因の究明等

海岸漂着物等の発生の原因の究明等に係る取組みの実施状況について表Ⅱ.1-3-40 及び図Ⅱ.1-3-45 に示した。発生利用に係る取組みを実施しているのは2県で全体の2%であった。

表Ⅱ.1-3-40 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	2	香川県、長崎県
取り組んでいない	45	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
計	47	



図Ⅱ.1-3-45 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況（割合）

⑤ 成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に係る取り組みの概要・成果の概要について表Ⅱ.1-3-41～表Ⅱ.1-3-43に示した。

表Ⅱ.1-3-41 効率的な処理の取組の概要・成果

県	概要・成果
秋田県	回収した木材について、通常の間処理を行う産廃業者よりも経済的に有利な県内の再生利用業者（バイオマス発電）へ引き渡すことにより処分費を軽減した。
神奈川県	毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ度を目視点検し、清掃が必要な基準に達したら清掃を実施した。
鳥取県	定期的な巡視を行うとともに、地元住民や市町村等と連携して回収処理を実施。特に海水浴シーズンは迅速な対応ができる体制をとっている。
山口県	「山口県海岸漂着物処理マニュアル」の周知 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiiikikeikaku.html
高知県	回収した漂着物の野積・乾燥による体積の圧縮。
鹿児島県	市民総参加の海岸清掃の実施により、市内の海岸線を一斉に清掃することができた。また、ごみ回収も建設業・建築業のボランティアで行っており、収集運搬に係る経費も抑制できた。 回収した海岸漂着物を一時保管し、運搬回数を少なくすることにより運搬費用を減らすことに努めた。 漂着物の流木を塩づくりの薪の原料として活用する事で、処理コストの削減ができた。

表Ⅱ.1-3-42 再生利用の取組の概要・成果

県	概要・成果
山形県	海岸に漂着した流木を原料として炭を焼成した。漂着ごみの再資源化として有効であるが、現行の建設業者が回収処分する方法に比べてコストが高くなること、豪雨、台風、風浪等の状況により漂着する流木量にバラつきがあることが課題。
富山県	県内全域での海岸漂着物の実態調査を実施するとともに、これまで実施してきた調査結果をもとに、漂着物の傾向や今後の課題などを整理した。
兵庫県	流木は、再資源化施設でチップ化し燃料やおが粉として再利用した。
徳島県	流木等再生可能な海岸漂着物について、一般廃棄物再生利用業を通じ、チップ化などのリサイクルを行った。
鹿児島県	花壇・家畜等の下敷きとして再利用した。 漁業用浮子約 500 個を漁協組合が再利用した。

表Ⅱ.1-3-43 発生原因の究明等の取組の概要・成果

県	概要・成果
香川県	川からの動態調査を実施した。
長崎県	海辺の漂着物調査した。

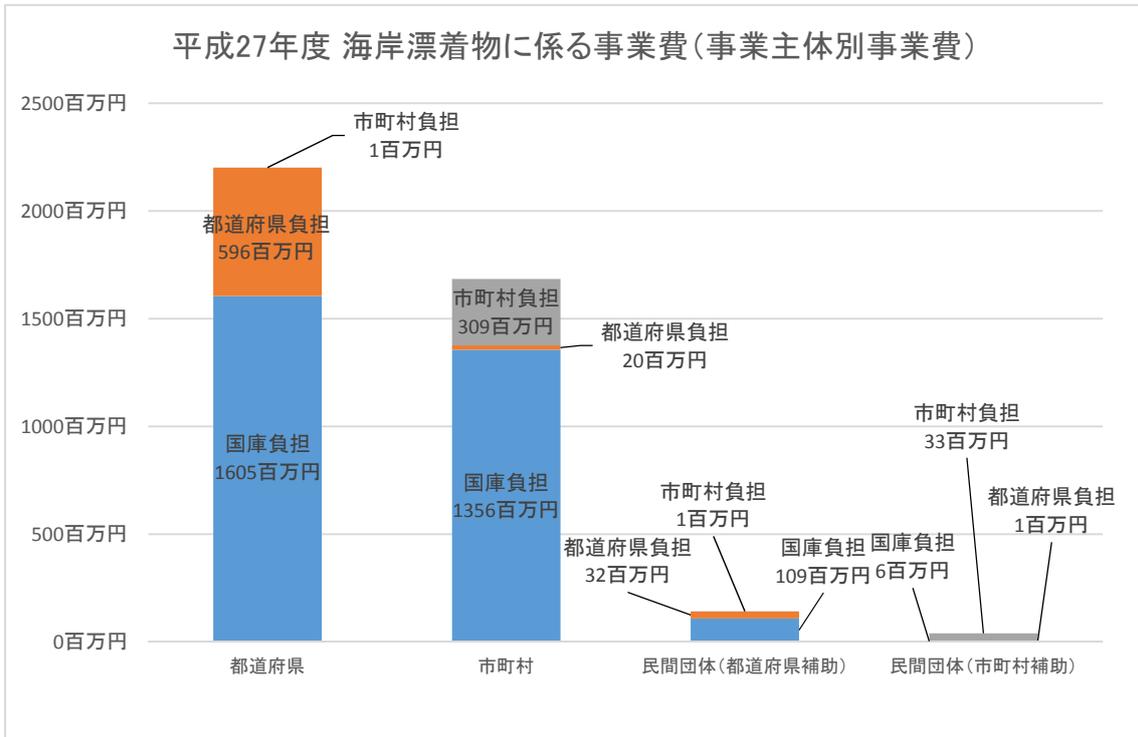
(11) 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）

① 事業費等

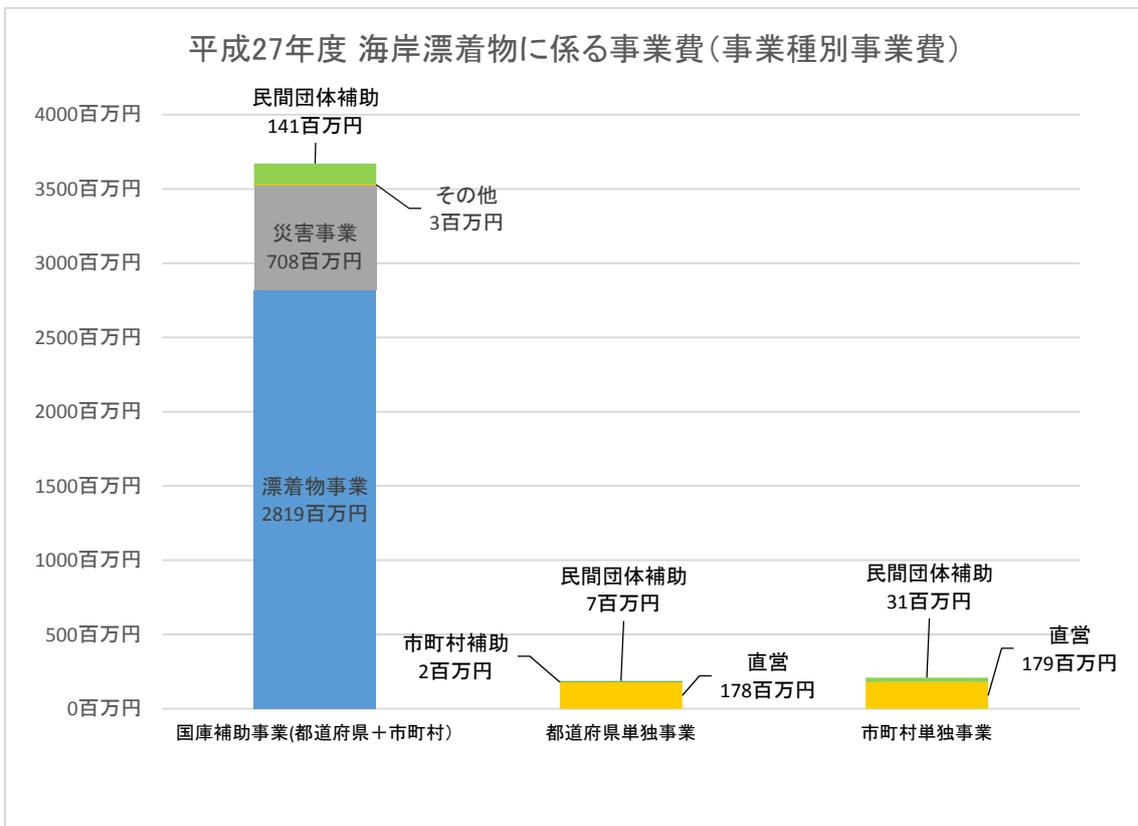
平成 27 年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表Ⅱ.1-3-44、図Ⅱ.1-3-46 及び図Ⅱ.1-3-47 に示した。都道府県事業、市町村事業ともに、事業費全体において、国庫補助事業が大きな割合を占めていた。

表Ⅱ.1-3-44 海岸漂着物対策事業に係る平成 27 年度事業費（全国合計 単位：千円）

					平成27年度							備考
					清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)				回収量(t)	回収量 (m3)	
						合計	国庫負担	都道府県 負担	市町村負担			
都道府県事業	国庫補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等	55	7,071	3,534	3,537	0	—	—	
			回収・処理	1,530	1,159,279	1,006,127	152,395	758	19,362	18,893		
			発生抑制	149	157,918	132,439	25,478	0	—	—		
			災害事業	回収・処理	27	699,673	463,242	236,431	0	4,096	3,461	
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
		回収・処理	—	0	0	0	0	—	—			
		その他	—	0	0	0	0	—	—			
		民間団体補助	回収・処理	229	134,759	108,813	24,946	1,000	412	24		
		その他	—	0	0	0	0	—	—			
		都道府県単独事業	直営	回収・処理	141	176,109	0	176,102	7	945	1,532	
	その他	4	1,638	0	1,638	0	—	—				
	民間団体補助	回収・処理	278	6,229	0	6,229	0	475	95			
	その他	114	1,234	0	1,234	0	—	—				
	小計(都道府県事業)					2,527	2,343,910	1,714,156	627,990	1,765	25,289	24,005
市町村事業 (一部事務組合等を含む)	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	8,124	1,461,189	1,317,442	20,174	123,573	12,791	12,230	
			発生抑制	31	33,805	30,619	0	3,186	—	—		
			災害事業	回収・処理	1	8,516	5,262	186	3,068	228	31	
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
			回収・処理	10	2,502	2,502	0	0	—	—		
		その他	—	0	0	0	0	—	—			
		民間団体補助	回収・処理	226	6,702	5,693	21	988	63	—		
		その他	—	0	0	0	0	—	—			
		都道府県補助事業 (国庫補助以外)	直営	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—	
		その他	—	0	0	0	0	—	—			
	民間団体補助	回収・処理	15	2,285	0	1,138	1,147	38	—			
	その他	—	0	0	0	0	—	—				
	市町村単独事業	直営	回収・処理	1,544	175,815	0	0	175,815	1,745	2,297		
	その他	8	2,907	0	0	2,907	—	—				
民間団体補助	回収・処理	1,656	24,727	0	0	24,727	419	616				
その他	17	6,294	0	0	6,294	—	—					
小計(市町村事業)					11,632	1,724,742	1,361,518	21,519	341,705	15,284	15,173	
合計					14,159	4,068,652	3,075,674	649,509	343,470	40,574	39,178	



図Ⅱ.1-3-46 平成27年度海岸漂着物に係る事業費(事業主体別事業費)



図Ⅱ.1-3-47 平成27年度海岸漂着物に係る事業費(事業費別事業費)

② 「その他」の内容

表Ⅱ.1-3-44のうち「その他」の内容について、回答のあったものを表Ⅱ.1-3-45に示した。

表Ⅱ.1-3-45 「その他」の実施内容

都県	実施内容
東京都	都道府県事業：海ごみ問題の普及啓発に係るシンポジウムの開催
石川県	都道府県事業：広域圏事務組合へのビーチクリーナの無償貸与 市町村事業：市民によるボランティア清掃時の重機使用や看板の設置
三重県	都道府県事業：海岸漂着物問題に関係する人々が一堂に会し、それぞれの取り組み等の情報を共有し、今後の対策や各主体間の連携、次世代育成等について考える場として、海岸漂着物対策セミナーを実施した。
和歌山県	都道府県事業：啓発パネル及びパンフレットの作成
香川県	都道府県事業：ボランティア活動保険支援
愛媛県	都道府県事業：愛ビーチ・サポーター（※）の活動に係る支援（ボランティア保険、軍手、ゴミ袋の提供等）、市町の一斉清掃におけるゴミ袋等の消耗品の提供
福岡県	都道府県事業：普及啓発ポスター、リーフレット作成、ボランティア傷害危険保険加入 市町村事業：清掃イベントの費用
宮崎県	都道府県事業：清掃ボランティア活動に対する補助

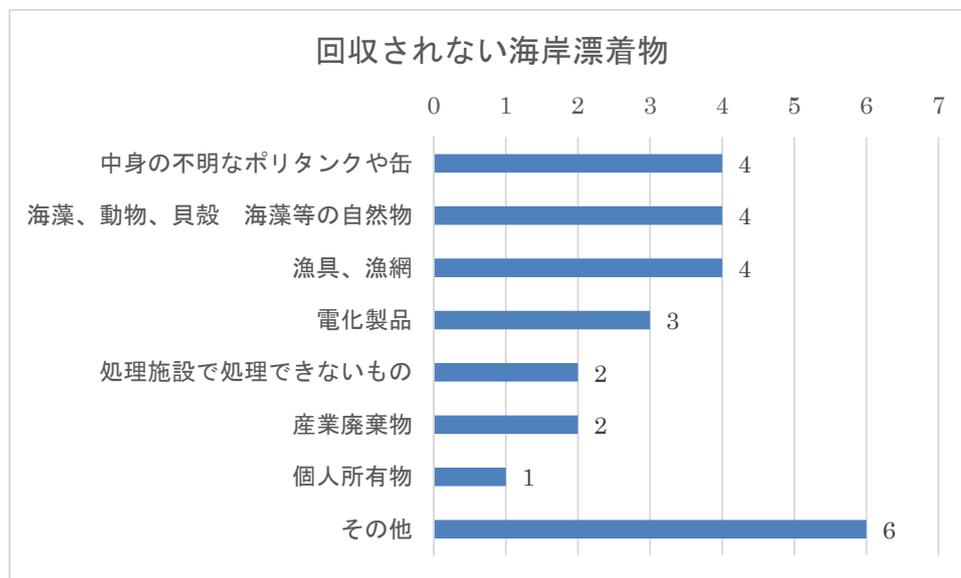
※愛ビーチ・サポーター…愛媛県公共土木施設愛護事業の一環として、県管理の海岸・港湾緑地の一定区域について、住民団体、海岸愛護団体、NPO、企業等の自発的な清掃ボランティア（原則として10人以上）を募集し、海岸・港湾緑地（「海岸」）の愛護サポーターとして登録した団体。

(12) 海岸漂着物の未回収物の事例

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物として回収しないものについて表Ⅱ.1-3-46 及び図Ⅱ.1-3-48 にとりまとめた。「その他」には鯨の屍骸や大きな流木、塩水を吸い重くなった漂着物などが挙げられていた。

表Ⅱ.1-3-46 回収されない海岸漂着物（複数回答有）

未回収物	県数	県名
中身の不明なポリタンクや缶	4	石川県、香川県、福岡県、鹿児島県
海藻、動物、貝殻、海藻等自然物	4	千葉県、神奈川県、長崎県、鹿児島県
漁具、漁網	4	宮城県、千葉県、香川県、鹿児島県
電化製品	3	石川県、香川県、鹿児島県
処理施設で処理できないもの	2	愛媛県、鹿児島県
産業廃棄物	2	千葉県、愛媛県
その他	6	宮城県、千葉県、神奈川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県



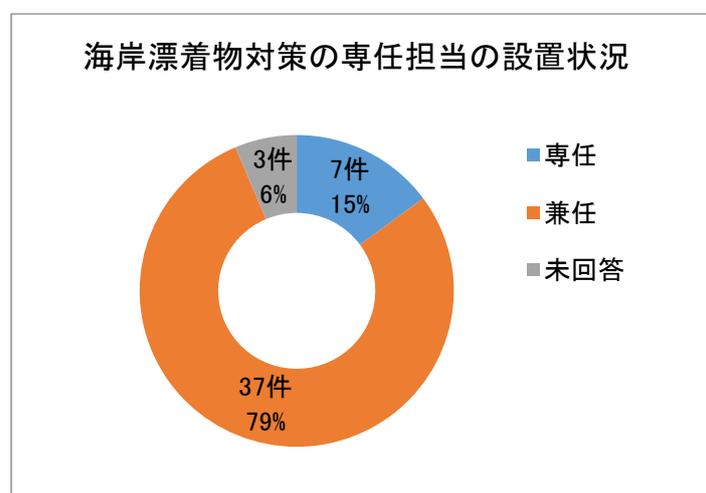
図Ⅱ.1-3-48 回収されない海岸漂着物（複数回答有）

(13) 各都道府県別、海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

各都道府県から得られた、海岸漂着物対策に専任の担当の設置状況についての回答を表Ⅱ.1-3-47及び図Ⅱ.1-3-49にとりまとめた。

表Ⅱ.1-3-47 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

設置状況	都道府県数	都道府県数
専任の担当者を設けている	7	北海道、青森県、秋田県、神奈川県、三重県、香川県、長崎県
専任の担当者を設けず、兼業で行っている	37	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
未回答	3	埼玉県、長野県、滋賀県
計	47	



図Ⅱ.1-3-49 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

(14) 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっ
ての課題

都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっ
ての課題等についてとりまとめた。

① 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物
対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表
Ⅱ.1-3-48 に示した。

表Ⅱ.1-3-48 課題、提案及び要望（財政以外）

発生抑制・啓 発及び情報公 開	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の効果的な評価方法の検討 ・発生抑制対策事業に流入河川敷における廃棄物の除去を加えたい。 ・環境に比較的関心のない人に対する効果的な啓発活動 ・効果的な発生抑制対策の情報提供
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷等内陸部のゴミを回収処理できる事業の創設。 ・海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるなど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつながらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。 ・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介 ・市町の海ごみ対策の窓口一本化 ・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化 ・柔軟な執行が可能な制度設計とすること ・国庫補助金に付随した各種調査の簡素化、調査項目の見直し及び重複の解消 ・県域を越えた問題である海岸漂着物の削減に向けては、広域的に連携した取組が必要である。ただし、関係各市が連携して費用を負担し事業を実施するためには、予算措置に関する考え方が各県市で大きく異なるため、事業具体化に向けた調整が必要である。
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から漂着したごみへの発生抑制や廃棄物の適正処理の諸外国への要請 ・外国や外国籍の船舶などが漂着ごみの原因者である場合、処理費用の求償などについて、国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関を設

	<p>立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国において、外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。 ・ 日本海沿岸諸国に対し、漂着ごみの原因の究明とその防止策、監視体制の強化について、国において働きかけること。 ・ 漂流・海底ごみ回収を国直営（回収船建造）で実施すること及び諸外国との交流事業について国直営による実施をお願いしたい。
事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介 ・ アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介 漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介 ・ 発生抑制対策に係る事業について、どのようなことができるか各都道府県で実施されている事業の紹介
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。 ・ 環境省が実施しているマイクロプラスチック調査について、沖縄近海も調査範囲に含めるとともに、今後の対策方針・指針について示して頂きたい。

② 財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表Ⅱ.1-3-49に示した。

表Ⅱ.1-3-49 財政支援に関する要望

<p>恒久的、十分な額の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた海洋ごみ対策に必要な予算額の確保による地方負担の軽減や特別交付税措置の充実など、海洋ごみ対策が継続的かつ計画的に実施可能となる恒久的な財政措置 ・ 漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法律に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。 ・ 補正予算により現行の補助率を維持し今年度までと同規模の海岸漂着物等の回収・処理を行うことが可能となるように要望します。 ・ 地方自治体の負担増とならない補助率の設定をお願いしたい。 ・ 補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。 ・ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等対策について、同法の規定等を踏まえ、国において全額を負担するとともに所要額を確保することを要望する。 ・ 今年度から、海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領 第2の(1)で、海洋ごみの発生抑制対策に係る事業の補助対象経費を、事業全体の補助対象経費の総額の1割以上となるよう努めることとされているが、回収・処理費用の確保のため発生抑制対策に要する予算の確保が困難であり、1割以上とすることは難しい。
<p>制度の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方負担が極力生じないよう制度改善 ・ 海岸漂着物処理推進法第31条に基づき、海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を早期に行って頂きたい。 ・ 海岸漂着物の発生抑制として実施する管理者等が河川ごみの回収処理に要する経費について財政上の措置を講ずることをご検討いただきたい。 ・ 外国や外国籍の船舶などが漂着ごみの原因者である場合、処理費用の求償などについて、国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関を設立すること。 ・ 漂流・漂着物の処理に係る災害関連補助事業の採択基準を緩和する ・ 財政規模が小さな町は、町負担金(補助裏)を捻出できず、海岸漂着物回収事業を実施できない事例があるので、特に過疎地域や離島については全額国庫による補助を実施するよう早急に補助金要綱を改正すべき。 ・ 平成30年度以降も海岸漂着物等地域対策推進事業を継続していただきたい。継続にあたっては、本県のように、首都に隣接し国民の利用が多く、東京オリンピックのセーリング競技の会場となっている海岸が地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、補助率を10割に還元していただきたい。

2. 漂着ごみの回収実態調査等

2.1 目的

我が国における海岸漂着物等の発生の実態には未解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施するためには、まず、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。

このため、漂着ごみの回収実態を把握する目的として、全国で行われている漂着ごみの回収実態を調査する。

2.2 実施内容と調査結果

2.2.1 調査対象データ

本調査における調査対象データを表Ⅱ.2-1 にまとめた。海岸漂着物地域対策推進事業のデータの回収量は重量または容積で報告されているが、重量または容積の一方で報告されているデータに対しては、これまでの検討会で定めた値を用いて重量と容積間の換算を行った後、重量・容積の集計を行っている。重量と容積の換算値は平成24年度事業より決定した換算値(0.17)を用いて、重量を換算値で割り、容積を見積っている。また人工物・自然物の区別なく換算している。具体例を表Ⅱ.2-2 に、都道府県別に換算によって求めた回収量の結果を表Ⅱ.2-3 に示した。なお、本調査で用いる清掃距離は清掃した海岸ののべ距離を表している。

表Ⅱ.2-1 調査対象データ

調査対象データの呼称	調査方法
① 海岸漂着物地域対策推進事業	都道府県へのアンケート調査(平成27年度事業実績)
② 民間団体による清掃活動	(一社)JEANが集計している国際海岸クリーンアップの実績 (公財)環日本海環境協力センター(NPEC)が集計している海辺の漂着物調査による回収処理実績についてアンケート調査
③ 環境省の委託調査	本業務で実施した現地調査のデータ(6都道府県分)

表Ⅱ.2-2 調査対象データの例

海岸名	回収量 (重量)	回収量 (容積)	人工物 比率 (重量)	自然物 比率 (重量)	不明 比率 (重量)	人工物 比率 (容積)	自然物 比率 (容積)	不明 比率 (容積)
A	0.1t	0.588m ³	-	-	-	-	-	-
B	0.2t	1.176m ³	-	-	-	-	-	-
C	0.1t	0.588m ³	-	-	-	-	-	-
D	0.2t	1.176m ³	-	-	-	-	-	-
E	29.36t	119.78m ³	48.0%	52.0%	-	70.0%	30.0%	-
F	87.0t	320.04m ³	19.0%	81.0%	-	34.0%	66.0%	-
G	8.602t	50.6m ³	-	-	-	11.3%	88.7%	-

赤字：換算によって求めた値

表Ⅱ.2-3 換算によって求めた回収量内訳（都道府県別）

No	都道府県	回収分類	データ数	清掃距離(km)	清掃回数	回収量(t)	回収量(m ³)
1	北海道	実測値	45	218	170	1,674	4,623
		換算値(重量)	18	27	31	397	2,334
		換算値(容積)	31	145	33	2,826	16,625
		合計値	94	390	234	4,897	23,581
2	青森県	実測値	107	178	331	939	28,582
3	宮城県	実測値	7	27	234	382	1,213
4	秋田県	実測値	3	10	6	99	531
		換算値(容積)	9	19	26	145	854
		合計値	12	29	32	244	1,384
5	山形県	実測値	57	42	177	1,315	3,296
6	茨城県	実測値	3	9	14	33	461
7	千葉県	実測値	6	11	6	355	30,202
8	東京都	実測値	68	25	202	138	1,058
9	神奈川県	換算値(容積)	36	205	3,116	4,714	27,731
		合計値	36	205	3,116	4,714	27,731
10	新潟県	実測値	141	422	291	1,581	9,795
11	富山県	実測値	41	86	191	578	2,182
12	石川県	実測値	39	73	51	672	3,395
		換算値(容積)	3	8	3	40	235
		合計値	42	81	54	712	3,629
13	福井県	実測値	27	36	120	500	3,015
14	静岡県	実測値	46	108	922	1,887	4,733
15	愛知県	実測値	19	47	661	302	2,027
16	三重県	実測値	35	25	108	506	1,901
		換算値(容積)	2	11	17	5	29
		合計値	37	35	125	511	1,931
17	京都府	実測値	27	33	77	169	934
18	兵庫県	実測値	89	135	227	704	4,398
19	和歌山県	実測値	13	13	13	302	1,480
		換算値(容積)	1	1	1	21	124
		合計値	14	14	14	323	1,604
20	鳥取県	実測値	56	86	380	396	1,237
21	島根県	実測値	137	156	268	1,105	7,073
22	岡山県	実測値	11	11	19	26	254
23	山口県	実測値	66	224	250	622	4,118
24	徳島県	実測値	10	13	20	1,093	2,035
25	香川県	実測値	12	6	55	22	84
		換算値(容積)	2	2	37	10	61
		合計値	14	8	92	32	145
26	愛媛県	実測値	1	1	7	2	17
27	高知県	実測値	9	509	11	380	2,644
		換算値(容積)	1	1	4	13	76
		合計値	10	510	15	393	2,720
28	福岡県	実測値	9	11	28	66	489
		換算値(容積)	4	47	292	25	149
		合計値	13	58	320	91	638

29	佐賀県	実測値	6	10	24	63	128
		換算値(重量)	2	2	2	2	11
		換算値(容積)	5	6	9	76	445
		合計値	13	18	35	140	585
30	長崎県	実測値	251	470	380	1,880	14,930
		換算値(重量)	4	7	63	184	1,081
		換算値(容積)	7	3	-	28	167
		合計値	262	480	443	2,092	16,178
31	熊本県	実測値	36	46	411	360	1,336
32	大分県	実測値	15	38	414	500	3,295
33	宮崎県	実測値	6	4	6	100	824
34	鹿児島県	実測値	342	505	4,839	1,778	14,366
35	沖縄県	実測値	100	64	162	185	1,487
		合計	1,965	4,132	14,709	29,198	208,065
			うち実測値のみの合計			28,615	161,719

赤字: 重量または容積から、換算で求めた回収量。

2.2.2 都道府県における回収状況等

(1) 調査方法

環境省が都道府県から収集した事業実績(回収処理に係る契約単位毎又は個別の海岸・海域毎の詳細なデータ)を都道府県ごとに集計し、回収量、清掃した海岸線長を整理した。

(2) 平成 27 年度の回収量等

環境省が都道府県から収集した事業実績(回収処理に係る契約単位毎又は個別の海岸・海域毎の詳細なデータ)を都道府県ごとに集計し、回収量、海岸線の清掃距離を整理した(表Ⅱ.2-4)。また、漂流物・海底の堆積物の回収量等を表Ⅱ.2-5に整理した。図Ⅱ.2-1には平成21年度～27年度の全国自治体の漂着ごみ回収量(t)と清掃距離の推移を、表Ⅱ.2-6には都道府県別の地域GND基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみ回収量等を整理した。表Ⅱ.2-7には海岸漂着物等地域対策推進事業以外で、都道府県で行っている清掃活動データを整理した。

海岸漂着物等地域対策推進事業で回収した漂着物の内訳について整理すると、重量ベースで23%、容積ベースで31%が人工物であった。平成27年度の回収量は平成26年度よりおよそ1.3万t少なかったが、のべ清掃距離はおよそ1,500km長く、およそ4,200kmであり、日本の総海岸線長¹の10%に該当する。一方、平成21年度から平成27年度までの6年で清掃された距離を合算すると、およそ2万kmになった。これは地球(赤道の長さ)の半周分の距離と同程度であり、漂着ごみ問題がいかに継続的に取り組まれてきたか見て取れる。

¹日本の海岸線長…約4万km(国土交通省国土情報課国土数値情報より算出)

表Ⅱ.2-4 平成27年度海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみ回収量等（都道府県別）

No	都道府県名	デー夕数	清掃距離 (km)	回収量 (t)	人工物 (t)	自然物 (t)	不明 (t)	回収量 (㎡)	人工物 (㎡)	自然物 (㎡)	不明 (㎡)
1	北海道	94	390	4,897	485	3,974	438	23,581	1,417	6,193	15,971
2	青森県	107	178	939	346	525	67	28,582	24,368	3,719	495
3	宮城県	7	27	382	112	265	5	1,213	447	736	29
4	秋田県	12	29	244	101	139	4	1,384	355	299	730
5	山形県	57	42	1,315	486	776	53	3,296	1,475	1,681	140
6	茨城県	3	9	33	20	10	2	461	328	110	24
7	千葉県	6	11	355	8	347	0	30,202	1,451	28,750	0
8	東京都	68	25	138	30	107	1	1,058	134	86	838
9	神奈川県	36	205	4,714	246	4,453	15	27,731	0	0	27,731
10	新潟県	141	422	1,581	653	841	87	9,795	3,958	4,828	1,009
11	富山県	41	86	578	99	379	99	2,182	398	1,665	119
12	石川県	42	81	712	317	250	146	3,629	1,925	995	710
13	福井県	27	36	500	182	258	60	3,015	1,177	1,481	357
14	静岡県	46	108	1,887	181	1,521	184	4,733	727	3,560	446
15	愛知県	19	47	302	42	257	2	2,027	343	1,667	17
16	三重県	37	35	511	60	360	90	1,931	409	1,459	63
17	京都府	27	33	169	64	98	6	934	568	328	38
18	兵庫県	89	135	704	200	430	74	4,398	1,309	2,638	451
19	和歌山県	14	14	323	49	272	2	1,604	330	1,272	2
20	鳥取県	56	86	396	253	66	77	1,237	449	373	415
21	島根県	137	156	1,105	679	347	79	7,073	5,025	1,423	625
22	岡山県	11	11	26	3	23	0	254	54	187	13
23	山口県	66	224	622	266	317	39	4,118	1,555	1,775	789
24	徳島県	10	13	1,093	9	1,084	0	2,035	203	1,831	0
25	香川県	14	8	32	13	20	0	145	80	65	0
26	愛媛県	1	1	2	0	2	0	17	5	12	0
27	高知県	10	510	393	18	373	1	2,720	106	2,537	76
28	福岡県	13	58	91	12	76	3	638	61	405	171
29	佐賀県	13	18	140	1	75	64	585	0	1	583
30	長崎県	262	480	2,092	1,088	971	33	16,178	10,742	4,891	545
31	熊本県	36	46	360	43	247	70	1,336	299	1,030	7
32	大分県	15	38	500	29	200	271	3,295	24	958	2,312
33	宮崎県	6	4	100	2	98	0	824	17	807	0
34	鹿児島県	342	505	1,778	603	820	355	14,366	4,476	5,963	3,926
35	沖縄県	100	64	185	126	56	3	1,487	1,317	152	18
合計		1,965	4,132	29,198	6,826	20,038	2,334	208,065	65,533	83,880	58,652
					23%	69%	8%		32%	40%	28%

表Ⅱ.2-5 平成27年度海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の堆積物の回収量等

No	都道府県名	清掃回数	回収量 (t)	回収量 (m ³)	人工物 (t)	自然物 (t)	不明 (t)	人工物 (m ³)	自然物 (m ³)	不明 (m ³)	人工物 (t)比率	人工物 (m ³)比率
1	北海道	4	10.4	65	9.7	0.5	0.2	12.3	3.5	1.8	93%	19%
2	山形県	8	651.5	1,180	129.5	522.0	0.0	235.0	945.0	0.0	20%	20%
3	東京都	25	3.1	29	3.1	0.0	0.0	29.1	0.3	0.0	99%	99%
4	新潟県	2	22.6	161	22.6	0.0	0.0	161.3	0.0	0.0	100%	100%
5	石川県	2	25.5	99	25.5	0.0	0.0	-	-	-	100%	-
6	静岡県	4	442.0	194	442.0	0.0	0.0	193.7	0.0	0.0	100%	100%
7	愛知県	178	20.4	183	2.4	6.5	0.4	64.8	114.0	4.2	12%	35%
8	三重県	216	71.2	387	22.2	43.2	5.8	23.8	21.6	0.0	31%	6%
9	島根県	1	9.2	50	2.9	0.0	6.3	14.0	0.0	36.0	31%	28%
10	岡山県	7	15.8	58	9.6	6.1	0.1	28.6	19.8	0.0	61%	49%
11	山口県	6	0.3	2	0.3	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	100%	100%
12	徳島県	3	16.0	107	2.4	13.6	0.0	27.7	79.3	0.0	15%	26%
13	香川県	26	35.0	194	18.2	13.8	3.0	123.6	57.1	13.8	52%	64%
14	愛媛県	10	16.1	126	9.9	5.0	1.2	84.2	9.4	9.4	62%	67%
15	佐賀県	18	14.1	91	0.1	0.8	13.2	2.0	38.0	50.6	1%	2%
16	鹿児島県	442	60.3	477	24.1	36.2	0.0	190.8	286.2	0.0	40%	40%
合計		952	1,413.4	3,403	724	648	30	1,193	1574	116		

※ 都道府県からの回答では、漂流物、海底の堆積物の区別なく報告されているため、回収量は漂流物、海底の堆積物合算の値である。



図Ⅱ.2-1 全国自治体の漂着ごみ回収量 (t) と清掃距離 (km) の推移 (平成21年度～27年度)

※ 海岸漂着物等地域対策推進事業による回収量は、各都道府県が回収した漂着ごみの量であって、海岸に漂着した全てのごみではない。

表Ⅱ.2-6 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による回収量等（平成21～27年度）

No	都道府県	2009年度(平成21年度)			2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)				2015年度(平成27年度)			
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)												
1	北海道	—	—	—	31	4,033	56	61	11,951	333	29	7,552	98	46	10,717	195	154	367	11,259	525	94	234	4,897	390
2	青森県	34	90	67	35	938	156	65	600	214	—	—	—	26	482	34	102	378	1,041	160	107	331	939	178
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	1	211	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	234	382	27
5	秋田県	22	364	66	18	333	95	18	1,083	76	—	—	—	13	494	75	12	43	378	38	12	32	244	29
6	山形県	17	777	28	22	559	39	37	3,185	72	29	941	54	32	1,253	20	48	189	2,092	31	57	177	1,315	42
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
8	茨城県	—	—	—	—	—	—	3	33	2	—	—	—	6	178	8	—	—	—	—	3	14	33	9
9	千葉県	—	—	—	—	—	—	7	250	6	—	—	—	10	1,013	6	6	8	1,111	7	6	6	355	11
10	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	11	5	43	62	142	15	68	202	138	25
11	神奈川県	—	—	—	117	131	45	124	100	54	—	—	—	246	2,536	172	449	3,022	4,315	248	36	3,116	4,714	205
12	新潟県	31	970	71	63	1,130	82	159	1,767	190	44	223	72	90	1,844	141	164	234	1,819	428	141	291	1,581	422
13	富山県	7	203	42	47	215	97	91	1,894	138	—	—	—	26	1,453	44	41	186	810	64	41	191	578	86
14	石川県	1	2	3	14	474	36	29	1,319	103	—	—	—	44	1,350	74	48	79	1,271	86	42	54	712	81
15	福井県	3	1,621	1	6	39	9	35	2,270	33	—	—	—	22	825	23	28	1,033	703	29	27	120	500	36
16	静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46	922	1,887	108
17	愛知県	—	—	—	4	66	3	7	178	11	—	—	—	15	360	26	23	508	481	56	19	661	302	47
18	三重県	14	24	15	56	32	61	22	680	13	—	—	—	32	1,566	55	43	90	3,074	44	37	125	511	35
19	京都府	16	424	9	32	135	27	27	253	16	—	—	—	29	371	19	30	44	351	20	27	77	169	33
20	大阪府	2	1	4	1	1	5	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
21	兵庫県	63	422	71	334	637	744	352	3,940	462	—	—	—	64	549	55	83	234	1,062	147	89	227	704	135
22	和歌山県	5	145	1	7	171	2	22	751	7	—	—	—	8	298	7	15	19	644	15	14	14	323	14
23	鳥取県	—	—	—	120	221	305	0	0	0	—	—	—	45	976	57	52	478	487	59	56	380	396	86
24	島根県	1	1	4	3	167	1	62	1,743	29	11	234	2	47	4,666	61	99	368	2,102	98	137	268	1,105	156
25	岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	19	26	11
26	広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
27	山口県	24	127	15	48	249	60	121	275	166	72	102	120	40	326	130	59	331	328	147	66	250	622	224
28	徳島県	5	29	8	8	58	13	4	50	3	—	—	—	2	13	0	26	61	1,543	27	10	20	1,093	13
29	香川県	13	74	9	42	53	27	101	1,715	87	—	—	—	22	263	17	56	271	411	34	14	92	32	8
30	愛媛県	—	—	—	—	—	9	238	19	—	—	—	5	33	4	—	5	15	56	3	1	7	2	1
31	高知県	14	1,972	30	19	2,037	31	33	240	40	—	—	—	8	257	12	7	7	98	6	10	15	393	510
32	福岡県	6	46	4	10	66	176	15	424	64	—	—	—	20	157	21	16	337	159	74	13	320	91	58
33	佐賀県	2	0	4	11	558	47	4	357	30	—	—	—	10	264	14	12	19	156	24	13	35	140	18
34	長崎県	22	108	65	81	512	215	109	4,561	188	26	235	26	240	3,601	289	265	553	3,014	326	262	443	2,092	480
35	熊本県	11	49	16	30	138	20	40	210	50	—	—	—	14	209	23	—	—	—	—	36	411	360	46
36	大分県	—	—	—	1	13	1	7	65	14	—	—	—	5	187	4	62	1,110	1,074	88	15	414	500	38
37	宮崎県	2	371	13	2	51	0	9	788	24	—	—	—	5	241	35	30	149	1,190	18	6	6	100	4
38	鹿児島県	20	851	108	58	1,077	346	94	1,021	339	—	—	—	185	1,183	344	—	—	—	—	342	4,839	1,778	505
39	沖縄県	—	—	—	4	143	15	274	801	178	48	567	156	135	578	76	253	415	743	191	100	162	185	64
	計	335	8,671	655	1,224	14,238	2,714	1,943	42,956	2,964	259	9,854	528	1,495	38,254	2,048	2,231	10,610	41,913	3,009	1,965	14,709	29,198	4,132

表Ⅱ. 2-7 都道府県及び市町村が実施又は把握している清掃活動のデータの経年変化（平成25年度以降は海岸漂着物等地域対策推進事業を除く）

No	都道府県名	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)		2014年度(平成26年度)		2015年度(平成27年度)	
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	データ数	回収量(t)	データ数	回収量(t)
1	北海道	123	488	278	130	570	277	141	381	266	1	85	—	—	2	0
2	青森県	22	42	43	67	174	142	48	115	61	103	530	25	189	—	—
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	267	426
5	秋田県	49	142	78	20	19	42	7	32	11	—	—	—	—	—	—
6	山形県	19	16	23	18	14	13	3	1	3	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	38	43	27	31	99	40	15	15	17	—	—	—	—	—	—
12	千葉県	27	176	60	72	181	436	17	110	48	1,515	281	1755	195	1,213	221
13	東京都	—	—	—	7	6	4	3	0	3	—	—	—	—	—	—
14	神奈川県	34	31	33	56	1,225	57	27	142	34	5	0	—	—	—	—
15	新潟県	60	251	165	33	287	49	26	120	27	295	176	64	64	226	166
16	富山県	71	67	29	31	910	42	26	232	14	—	—	—	—	—	—
17	石川県	13	238	40	18	173	58	65	150	97	28	385	20	224	18	183
18	福井県	19	383	77	9	95	32	18	90	9	181	44	155	3918	—	—
22	静岡県	40	210	97	45	292	103	29	284	70	21	0	—	—	6	33
23	愛知県	10	17	8	74	95	406	51	306	157	1,083	400	1433	137	29	16
24	三重県	30	503	18	24	83	18	17	32	23	118	1,212	57	200	9	435
26	京都府	12	48	23	15	1,119	30	7	74	10	56	321	7	1	9	68
27	大阪府	9	8	5	5	4	5	5	5	5	12	129	4	4	347	6
28	兵庫県	27	284	33	126	1,287	103	32	59	24	—	—	—	—	—	—
30	和歌山県	34	58	33	52	235	106	49	297	48	409	831	331	311	299	167
31	鳥取県	91	197	40	94	348	195	10	29	23	—	—	—	—	—	—
32	島根県	7	130	15	61	185	55	66	105	46	5	158	89	142	268	86
33	岡山県	13	36	28	26	31	47	7	5	8	—	—	28	0	62	11
34	広島県	21	48	24	36	35	91	35	54	46	118	238	108	182	99	211
35	山口県	59	143	63	98	139	82	86	193	75	35	63	10	24	—	—
36	徳島県	—	—	—	1	14	0	9	13	6	—	—	2	66	7	—
37	香川県	58	99	29	17	98	74	83	207	49	333	435	380	421	284	400
38	愛媛県	35	90	27	26	54	28	21	74	22	74	310	94	255	—	—
39	高知県	31	39	87	36	56	53	37	37	50	—	—	—	—	6	281
40	福岡県	34	1,203	71	45	1,330	78	61	3,839	102	304	207	302	1183	303	1140
41	佐賀県	73	359	65	15	33	48	19	50	30	—	—	—	—	—	—
42	長崎県	32	35	53	111	318	178	93	313	126	—	—	—	—	—	—
43	熊本県	58	297	42	78	286	183	27	68	42	12	540	10	89	7	8
44	大分県	28	45	85	89	81	131	45	83	100	11	9	3	16	14	9
45	宮崎県	46	30	41	49	65	51	32	58	34	—	—	25	0	11	9
46	鹿児島県	156	491	233	99	366	179	155	157	124	17	32	3	8	49	9
47	沖縄県	22	58	23	29	64	38	20	78	25	128	49	25	0	287	104
	合計	1,401	6,305	1,993	1,743	10,372	3,474	1,392	7,807	1,832	4,864	6,433	4,930	7,629	3,822	3,991

(3) 発生抑制対策

海岸漂着物等地域対策推進事業によって都道府県が実施した発生抑制対策の費用を表Ⅱ.2-8に整理した。総事業費はおよそ1億5千万円であった。

表Ⅱ.2-8 平成27年度に実施した海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費

No	都道府県名	事業費(千円)
1	北海道	323
2	秋田県	375
3	山形県	33,431
4	東京都	3,510
5	富山県	23,034
6	石川県	355
7	静岡県	99
8	愛知県	2,811
9	三重県	17,927
10	京都府	3,034
11	和歌山県	1,164
12	鳥取県	1,874
13	島根県	7,873
14	岡山県	641
15	山口県	2,010
16	徳島県	8,178
17	香川県	12,614
18	高知県	369
19	長崎県	3,295
20	熊本県	405
21	大分県	4,077
22	宮崎県	5,000
23	鹿児島県	732
24	沖縄県	16,188
合計		149,319

2.2.3 民間団体による回収状況等

(1) 調査方法

全国を対象に漂着物の調査を行っている団体として、一般社団法人 JEAN（以下、JEAN という）が取りまとめを行っている「国際海岸クリーンアップ(International Coastal Cleanup)」(以下、ICC)と環日本海環境協力センター(Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center, 以下、NPEC という)が行っている「海辺の漂着物調査」による回収データを調査対象とした。

JEANの回収実績データは、JEANより提供を受けた、2015年4月～2016年3月の期間で回収場所(会場)を海岸に限定したデータのみを集計した。

NPECの回収実績データは、NPECへ問い合わせし、『NEARプロジェクト海辺の漂着物調査報告書

2015年度』の日本国内の漂着ごみのデータのみに集計した。

(2) 平成 27 年度の回収量等

民間団体の回収量として JEAN 及び NPEC の回収量を都道府県別に整理した(表Ⅱ. 2-9)。また、JEAN 及び NPEC の漂着物調査による回収量の推移を表Ⅱ. 2-10 及び表Ⅱ. 2-11 に示した。ただし、本業務で集計した回収量は民間団体が漂着物調査目的で回収したものに限られていることに留意する必要がある。

表Ⅱ. 2-9 平成 27 年度民間団体等による海辺の漂着物調査による回収量合計

都道府県	回収量(ℓ)	回収量(kg)	調査距離(m)
北海道	9,900	900	2,300
青森県	-	100	600
宮城県	800	-	600
山形県	11,000	2,313	37,400
茨城県	1,000	100	315
千葉県	4,600	100	7225
東京都	119,100	-	15,617
神奈川県	40,600	11,500	9,620
新潟県	1,400	100	400
富山県	2,300	133	585
石川県	300	208	620
福井県	-	1	30
静岡県	2,400	1,000	2,690
愛知県	100	-	40
三重県	1,100	-	329
京都府	-	401	1,860
大阪府	7,400	200	765
兵庫県	-	302	5,040
和歌山県	-	0	100
鳥取県	-	20	60
島根県	-	78	90
岡山県	-	0	200
広島県	600	100	1,250
山口県	4,600	1,200	1,300
徳島県	900	6,200	2,780
香川県	1,500	-	200
愛媛県	1,100	500	790
高知県	-	0	500
福岡県	7,800	-	2,400
佐賀県	-	11	30
長崎県	10,700	-	210
熊本県	200	300	1,200
大分県	3,100	900	3,030
宮崎県	500	-	200
鹿児島県	171,000	51,900	34,480
沖縄県	700	200	435
合計	404,700	78,767	135,291

表Ⅱ.2-10 国際海岸クリーンアップによる回収量の経年変化（平成22～27年度）

No	都道府県	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)			2015年度(平成27年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)															
1	北海道	12	2.4	4.82	5	1.06	0.52	5	0.8	1.23	2	0.46	0.7	4	0.66	0.42	9	0.91	2.30
2	青森県	1	0.03	0.05	1	0.04	0.2	—	—	—	1	0	0	—	—	—	1	0.11	—
3	岩手県	6	2.08	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	6	1.21	2.43	2	0.22	0.35	2	0.58	1	3	0.93	3.2	4	1.04	1.96	3	—	0.60
5	秋田県	1	0.07	0.2	2	0.11	0.23	2	0.13	0.49	1	0.04	0.2	—	—	—	—	—	—
6	山形県	4	5.06	0.53	4	0.51	0.52	4	0.76	1.3	6	0.32	0.49	5	0.22	0.33	41	2.33	37.37
7	福島県	1	0.04	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	1	0.01	0.1	1	0.24	0.1	1	0.1	0.05	—	—	—	1	0.09	0.30	2	0.09	0.32
9	千葉県	8	2.61	4.48	9	3.16	4.11	6	0.38	1.21	2	0.02	0.25	8	0.05	4.80	11	0.15	7.23
10	東京都	17	4.82	7.87	13	5.25	4.39	10	2.84	2.26	—	—	—	1	—	0.30	48	0.01	15.62
11	神奈川県	56	9.79	36.23	24	10.95	16.64	7	0.39	1.15	15	16.94	3.8	43	7.20	25.29	32	11.53	9.62
12	新潟県	3	0.79	0.95	3	0.41	0.43	3	1.47	1.15	2	0.12	0.35	3	0.33	0.80	1	0.05	0.40
13	富山県	10	0.27	1.22	8	0.15	0.42	8	0.21	0.41	4	0.11	0.26	3	0.07	0.29	8	0.07	0.37
14	石川県	2	0.13	0.4	1	0.22	0.2	1	0.08	0.3	1	0.25	0.4	2	0.15	2.30	2	0.15	0.50
15	福井県	2	0.24	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	静岡県	8	0.85	1.74	4	0.07	0.48	7	0.8	2.22	8	0.18	1.42	3	0.04	0.97	10	0.99	2.69
17	愛知県	5	1.32	0.62	4	0.46	0.18	3	0.29	0.09	3	0.44	0.46	3	0.11	0.18	1	—	0.04
18	三重県	3	0.3	0.54	5	0.35	0.59	3	0.22	0.26	5	0.6	0.88	2	0.17	0.78	1	—	0.33
19	京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.01	0.51	3	0.36	—
20	大阪府	4	0.36	0.73	4	0.53	0.62	2	0.2	0.46	2	0.08	0.53	4	0.21	0.55	6	0.17	0.77
21	兵庫県	6	0.85	1.24	7	0.73	1.59	3	0.33	0.75	3	0.4	5.16	4	0.55	1.24	2	0.31	—
22	和歌山県	2	3.08	1.45	4	0.18	0.24	2	0.6	0.6	—	—	—	1	0.07	0.05	1	0.05	—
23	鳥取県	1	0.08	0.1	1	0.44	1.5	1	0.15	0.72	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	島根県	1	0	0.03	1	0.04	0.2	2	0.09	5.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	岡山県	4	0.36	0.72	2	0.03	0.07	3	0.08	0.26	2	0.08	0.3	3	0.10	0.40	1	0.00	—
26	広島県	4	0.33	1.22	3	0.14	0.45	4	0.28	0.89	2	0.29	0.45	5	0.24	1.45	3	0.08	1.25
27	山口県	3	1.86	1.5	3	0.99	0.66	—	—	—	3	2	2	5	7.44	6.07	2	1.20	1.30
28	徳島県	2	0.2	1.93	—	—	—	1	0.05	0.8	4	1.02	3.2	4	1.61	2.48	5	6.16	2.78
29	香川県	4	0.39	1.132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.01	0.20	3	—	0.20
30	愛媛県	7	0.58	1.08	5	0.16	0.92	8	1.33	1.38	1	0.07	0.05	3	—	0.80	5	0.46	0.79
31	高知県	5	0.26	0.66	—	—	—	2	0.19	0.2	1	0	0.05	2	—	0.25	1	0.00	—
32	福岡県	4	1.36	3.21	6	0.96	2.61	6	1.08	2.28	6	2.02	0.71	5	0.57	1.32	5	—	2.40
33	佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	長崎県	6	14.82	2.83	5	0.75	1.55	3	64.62	1.21	2	0.18	0.16	9	0.24	1.24	3	—	0.09
35	熊本県	6	0.89	1.27	5	0.52	1.12	4	0.3	1.15	3	0.15	0.58	6	0.11	1.31	3	0.26	1.20
36	大分県	2	0.06	0.06	4	0.59	3.25	3	0.61	3.21	3	0.91	0.22	3	0.27	3.21	4	0.91	3.03
37	宮崎県	1	0.3	0.5	1	0.2	0.5	1	0.3	0.5	1	0.06	0.5	1	—	0.20	1	—	0.20
38	鹿児島県	31	4.71	13.12	33	25.94	34.1	21	2.84	5.9	34	20.13	16.55	35	42.68	48.83	23	51.92	34.48
39	沖縄県	1	0.12	0.05	2	0.09	0.15	2	0.37	1	1	0.59	0.3	2	0.74	0.45	4	0.18	0.44
	合計	240	62.6	98.2	172	55.5	78.9	130	82.5	39.6	121	48.6	42.7	178	65.0	109.3	245	78.4	126.3

データ提供：一般社団法人JEAN

表Ⅱ.2-11 NPECによる海辺の漂着物調査による回収量の経年変化（平成22～27年度）

No	都道府県名	2010年度 (平成22年度)			2011年度 (平成23年度)			2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
		データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)									
1	北海道	1	0.001	0.04	1	0.001	0.02	—	—	—	—	—	—
2	青森県	1	0.007	0.03	2	0.028	0.04	2	0.168	40	—	—	—
6	山形県	1	0.004	0.03	1	0.006	0.01	1	0.002	10	1	0.013	0.03
16	富山県	4	0.013	0.12	5	0.033	0.18	5	0.014	230	5	0.033	0.22
17	石川県	1	0.003	0.06	1	0.002	0.03	3	0.008	70	3	0.008	0.12
18	福井県	—	—	—	1	0.000	0.03	1	0.004	40	1	0.001	0.03
25	京都府	1	0.001	0.04	1	0.006	0.04	1	0.000	10	1	0.001	0.03
28	兵庫県	—	—	—	2	0.004	0.03	1	0.016	90	1	0.002	0.01
31	鳥取県	2	0.005	0.06	2	0.003	0.02	2	0.025	20	2	0.02	0.06
32	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0.078	0.09
35	山口県	1	0.045	0.1	2	0.085	0.03	1	0.009	40	3	0.112	0.18
40	福岡県	—	—	—	1	0.037	0.09	4	0.088	200	—	—	—
41	佐賀県	1	0.020	0.03	1	0.013	0.01	1	0.008	30	1	0.011	0.03
42	長崎県	—	—	—	1	0.013	0.01	2	0.026	20	4	0.072	0.12
	合計	13	0.100	0.51	21	0.231	0.54	24	0.369	800	25	0.351	0.92

データ提供：NPEC

(3) 発生抑制対策

発生抑制対策についての調査では、NPEC における現状の取り組みについて 2015 年度報告書 (NPEC2015) を参照して取りまとめた (表Ⅱ.2-12)。

NPEC の取り組みでは、所在する富山県内を主な活動範囲としており、市民への海ごみ問題の浸透を目指した地域に根ざした取り組みを行っている。活動内容としては、写真パネル展示、体験講座、出前教室を実施しており、展示会などのイベントでは県内各所を巡回して開催している。

表Ⅱ.2-12 NPEC 2015 年度の発生抑制対策活動一覧

実施日 (実施期間)	イベント名称	実施主体者名	実施場所
2015/6/4~6/22	漂着物アート展	(一財) 氷見市花と緑の まちづくり協会、NPEC	氷見市海浜植物園
	漂着物アートキャラバン	NPEC	富山県各所
	漂着物アート制作体験会	NPEC	富山県その他、ロシアの自治体・ 学校等と連携

【出典】

- ・公益財団法人環日本海環境協力センター『NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2015 年度概要版』
- ・公益財団法人環日本海環境協力センター『NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2016 年度』

3. 漂着ごみの総量（漂着物量）の試算

3.1 目的

漂着ごみ対策を適切に進めていくには、平成27年度に全国で回収された海岸漂着ごみの総量を把握するとともに、我が国の海岸に漂着する海岸漂着ごみの分布を把握する必要がある。このため、平成27年度における日本全国に漂着する漂着ごみの総量を試算する。

試算にあたっては、地方公共団体、民間団体等を通じて入手した平成27年度の漂着ごみ回収実績データを用いることにより、平成27年度における全国の海岸漂着ごみの回収量を取りまとめる。また、取りまとめた回収量、清掃した海岸ののべ距離、海岸の清掃回数から海岸の漂着物量試算に必要な原単位の算定を行う。

3.2 実施内容

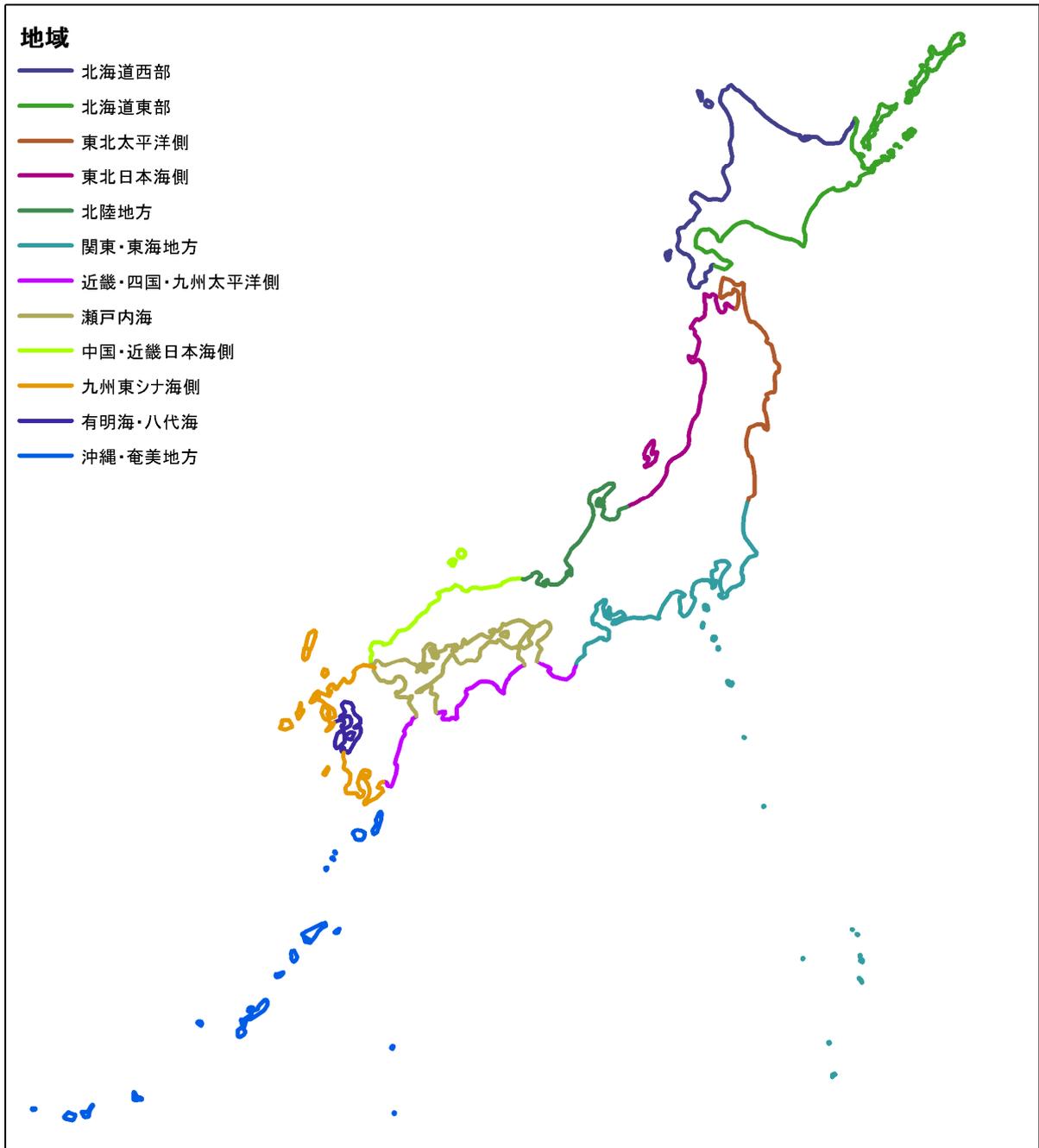
平成27年度における全国の海岸漂着ごみの回収量を取りまとめ、地域ごとに原単位を算定し、それを用いて平成27年度における日本全国に漂着する漂着物量を試算した。なお、漂着物量の試算にあたっては、市区町村ごとの原単位の試算のほか都道府県単位、地域単位で原単位を算出することを試行的に行った。本年度は過年度との比較を目的に、市区町村単位、都道府県単位、地域単位で原単位を算出し、その結果を過年度の試算結果と比較した。

なお、原単位の算定においては、平成26年度業務内で行った、1/2を乗じない方法（算定ケース1）と乗じる方法（算定ケース2）の2通りの算定を行った。1/2を乗じない方法は、回収を行った海岸も回収を行っていない海岸も同様の漂着ごみの量があるとして推計を行う方法である。一方、1/2を乗じる方法は、ごみの回収を行った海岸をその地域で最も漂着ごみが多かった海岸として扱う試算方法である。漂着量の推計結果は、平成26年度の検討会での助言に基づき、算定ケース1と算定ケース2の両式を用いて最小漂着物量と最大漂着物量表示することとしている。

また、平成26年度同様に海岸が面する海域が異なる（例えば、山口県下関市の場合は瀬戸内海と中国・近畿日本海側）など、同一市町村内又は同一都道府県内の漂着物量を1つの原単位で推計することが適当でない場合は、実状に即して同一自治体内を異なる地域に分けて試算した（図Ⅱ.3-1）。

各地域の範囲は以下のとおり。

- ①北海道西部（北斗市から日本海側へ宗谷海峡を越えて斜里町まで）
- ②北海道東部（函館市から太平洋岸を羅臼町まで）
- ③東北太平洋側（青森県野辺地町～階上町+岩手県～福島県）
- ④関東・東海地方（茨城県～三重県）
- ⑤近畿・四国・九州太平洋側
（和歌山県美浜町～新宮市+徳島県美波町～海陽町+高知県+宮崎県）
- ⑥瀬戸内海（和歌山県日高町～和歌山市+大阪府～山口県下関市彦島（彦島大橋まで）+香川県～愛媛県+福岡県北九州市門司区～大分県）
- ⑦中国・近畿日本海側（山口県下関市（彦島大橋以北）～兵庫県（日本海側））
- ⑧北陸地方（京都府～富山県）
- ⑨東北日本海側（新潟県～青森県平内町）
- ⑩有明海・八代海（長崎県（諫早市（大村湾岸を除く）+雲仙市+南島原市+島原市）+佐賀県太良町～佐賀市+福岡県大川市～大牟田市+熊本県+鹿児島県（出水市+長島町））
- ⑪九州東シナ海側（福岡県北九州市小倉北区～佐賀県有田町+長崎県（⑩を除く）+鹿児島県（⑩と⑫を除く））
- ⑫沖縄・奄美地方（鹿児島県大隅諸島、奄美群島及びトカラ列島、沖縄県）



図Ⅱ.3-1 地域区分

3.2.1 試算に用いたデータ

漂着量の試算のために用いた海岸清掃活動に関する情報を表Ⅱ.3-1～表Ⅱ.3-4に示した。

表Ⅱ.3-1 海岸清掃活動に関する情報の収集状況

本調査におけるデータの呼称	データ数
①海岸漂着物等地域対策推進事業	35 都道府県 (1,965 データ)
②民間団体による清掃活動	JEAN : 32 都道府県 (245 データ) NPEC : 11 都道府県 (25 データ)
③環境省事業モニタリング調査	6 県 (10 データ)

表Ⅱ.3-2 環境省 漂着ごみ対策総合検討業務による回収データ

No	都道府県名 調査区域名	2013 年度 (平成 25 年度)			2014 年度 (平成 26 年度)			2015 年度 (平成 27 年度)		
		回数 (回)	回収量 (t)	海岸線長 (km)	回数 (回)	回収量 (t)	海岸線長 (km)	回数 (回)	回収量 (t)	海岸線長 (km)
1	沖縄県吉原海岸	1	0.3	0.05	1	0.2	0.05	1	0.4	0.05
2	茨城県豊ヶ浜海岸	1	0.2	0.01	1	0.5	0.01	—	—	—
3	長崎県クジカ浜	1	1.8	0.05	1	1.4	0.05	—	—	—
4	山口県北田の尻漁港	1	2.1	0.1	1	0.8	0.1	—	—	—
5	石川県柴垣海岸	1	1.1	0.05	1	0.8	0.05	—	—	—
6	鹿児島県吹上浜(前ノ浜)	1	0.3	0.05	1	0.6	0.05	—	—	—
7	兵庫県松帆海岸	1	0.7	0.05	1	0.5	0.05	—	—	—
8	鹿児島県佐仁海岸	—	—	—	—	—	—	1	0.2	0.05
9	鹿児島県門倉港西側	—	—	—	—	—	—	1	0.4	0.05
10	大分県国東町北江付近	—	—	—	—	—	—	1	0.1	0.05
11	高知県高知市浦戸	—	—	—	—	—	—	1	0.2	0.05
12	広島県阿伏兔海水浴場	—	—	—	—	—	—	1	0.1	0.05
13	大阪府岬町淡輪	—	—	—	—	—	—	1	0.1	0.05
14	和歌山県上浦海岸	—	—	—	—	—	—	1	0.2	0.05
15	千葉県布引海岸	—	—	—	—	—	—	1	0.2	0.05
16	福島県いわきサンマリーナ南側	—	—	—	—	—	—	1	0.2	0.05
17	北海道稚内市抜海海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	北海道根室市落石海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	北海道函館市古川町海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	山形県遊佐町鳥崎海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	長崎県五島市八朔鼻海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		7	6.4	0.36	7	4.8	0.36	10	2.0	0.5

表Ⅱ.3-3 全国の海岸漂着物回収量（2009～2012年度、単位：t）

都道府県名	2009年度（平成21年度）						2010年度（平成22年度）						2011年度（平成23年度）						2012年度（平成24年度）					
	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計
北海道	—	56	233	—	40	329	4,033	67	488	—	2	4,590	11,951	—	570	122	1	12,643	7,552	—	381	474	1	8,408
青森県	90	—	98	—	—	187	938	—	42	34	0	1,014	600	—	174	39	0	814	—	—	115	1,031	0	1,146
岩手県	—	—	33	—	0	33	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
宮城県	—	—	23	—	—	23	—	—	—	—	1	1	211	—	—	—	0	211	—	—	—	—	—	0
秋田県	364	—	8	—	—	372	333	—	142	—	0	475	1,083	—	19	1	0	1,103	941	—	32	1	0	974
山形県	777	—	54	—	—	831	559	—	16	—	5	579	3,185	—	14	—	1	3,199	—	—	1	—	1	1
福島県	—	—	16	—	—	16	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
茨城県	—	—	56	—	1	57	—	2	43	—	0	45	33	4	99	84	0	220	—	0	15	41	0	56
千葉県	—	—	276	—	—	276	—	—	176	815	3	994	250	—	181	1,159	3	1,593	—	—	110	473	3	586
東京都	—	—	24	—	—	24	—	—	—	—	5	5	—	—	6	898	5	909	—	—	0	621	5	627
神奈川県	—	—	250	—	4	254	131	—	31	—	10	173	100	—	1,225	509	11	1,845	—	—	142	378	11	532
新潟県	970	—	225	—	—	1,195	1,130	—	251	62	1	1,444	1,767	—	287	77	0	2,132	223	—	120	33	0	377
富山県	203	—	144	—	—	347	215	—	67	1	0	282	1,894	—	910	3	0	2,807	—	—	232	14	0	246
石川県	2	—	1,200	—	0	1,202	474	—	238	—	0	712	1,319	1	173	6	0	1,499	—	1	150	14	0	165
福井県	1,621	—	258	—	2	1,881	39	—	383	—	0	423	2,270	—	95	300	0	2,665	—	—	90	—	0	90
静岡県	—	—	125	—	—	125	—	—	210	12	1	223	—	—	292	523	0	815	—	—	284	290	0	574
愛知県	—	—	297	—	—	297	66	—	17	—	1	84	178	—	95	787	0	1,061	—	—	306	1,975	0	2,281
三重県	24	—	16	—	0	40	32	—	503	—	0	536	680	—	83	181	0	944	—	—	32	1,290	0	1,323
京都府	424	—	29	—	—	453	135	—	48	19	0	202	253	—	1,119	2	0	1,374	—	—	74	8	0	81
大阪府	1	—	8	—	—	9	1	—	8	—	0	10	1	—	4	637	1	642	—	—	5	1,093	1	1,099
兵庫県	422	—	59	—	—	481	637	1	284	195	1	1,118	3,940	1	1,287	1,585	1	6,814	—	1	59	162	1	223
和歌山県	145	15	43	—	0	204	171	4	58	—	3	236	751	—	235	13	0	1,000	—	—	297	—	0	297
鳥取県	—	32	116	—	—	148	221	—	197	20	0	438	0	—	348	217	0	566	—	—	29	6	0	36
島根県	1	206	173	—	—	380	167	35	130	0	0	332	1,743	—	185	51	0	1,980	234	—	105	76	0	415
岡山県	—	—	7	—	—	7	—	—	36	58	0	95	—	—	31	161	0	192	—	—	5	10	0	15
広島県	—	—	245	—	—	245	—	—	48	—	0	48	—	—	35	123	0	158	—	—	54	108	0	162
山口県	127	268	76	—	—	472	249	10	143	—	2	404	275	2	139	26	1	444	102	1	193	81	1	377
徳島県	29	—	25	—	—	53	58	—	—	6	0	65	50	—	14	120	—	185	—	—	13	2	—	15
香川県	74	—	52	—	6	132	53	—	99	39	0	192	1,715	—	98	173	—	1,986	—	—	207	42	—	249
愛媛県	—	—	37	—	1	38	—	—	90	—	1	91	238	—	54	268	0	560	—	—	74	13	0	87
高知県	1,972	—	49	—	—	2,021	2,037	—	39	244	0	2,321	240	—	56	235	—	531	—	—	37	112	—	149
福岡県	46	3	3,076	—	—	3,125	66	—	1,203	—	1	1,271	424	—	1,330	392	1	2,147	—	—	3,839	924	1	4,764
佐賀県	0	20	555	—	—	575	558	—	359	7	0	924	357	—	33	—	0	390	—	—	50	0	0	50
長崎県	108	243	139	—	0	490	512	—	35	151	15	713	4,561	2	318	330	1	5,212	235	3	313	279	1	831
熊本県	49	—	43	—	—	91	138	—	297	—	1	436	210	—	286	86	1	583	—	—	68	727	1	795
大分県	—	—	38	—	0	38	13	—	45	—	0	57	65	—	81	—	1	146	—	—	83	216	1	300
宮崎県	371	—	16	—	—	387	51	—	30	5	0	86	788	—	65	158	0	1,011	—	—	58	8	0	67
鹿児島県	851	—	238	—	89	1,179	1,077	1	491	—	5	1,574	1,021	1	366	157	26	1,570	—	0	157	107	26	290
沖縄県	—	217	65	—	6	288	143	8	58	—	0	209	801	0	64	40	0	905	567	0	78	23	0	668
計	8,671	1,060	8,425	—	150	18,306	14,238	128	6,306	1,668	63	22,403	42,956	10	10,372	9,463	56	62,858	9,854	6	7,807	10,632	56	28,354

表Ⅱ.3-4 全国の海岸漂着物回収量（2013～2014年度、2009～2015年合計、単位：t）

都道府県名	2013年度（平成25年度）					2014年度（平成26年度）					2015年度（平成27年度）					2009～2015年度合計								
	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	GND等	環境省	市町村十自治体	港湾	民間	計
北海道	10,717	—	85	—	0	10,803	11,259	—	—	—	1	11,259	4,897	—	0	—	1	4,899	50,409	123	1,757	595	46	52,930
青森県	482	—	530	—	0	1,012	1,041	—	189	—	0	1,230	939	—	—	—	0	939	4,090	0	1,148	1,104	0	6,342
岩手県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1	1	0	—	—	—	—	0	0	0	33	0	3	36
宮城県	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	0	382	—	426	—	—	808	593	0	450	0	3	1,045
秋田県	494	—	—	—	0	494	378	—	9	—	—	387	244	—	—	—	244	3,837	0	210	2	0	4,049	
山形県	1,253	—	—	—	0	1,254	2,092	—	—	—	0	2,093	1,315	—	—	—	2	1,317	9,181	0	84	0	9	9,274
福島県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	16	0	0	16
茨城県	178	0	—	—	—	179	—	1	—	—	0	1	33	—	—	—	0	33	244	7	213	124	1	590
千葉県	1,013	—	281	—	0	1,294	1,111	—	195	—	0	1,306	355	0	221	—	0	576	2,728	0	1,440	2,447	9	6,625
東京都	11	—	—	—	—	11	142	—	—	—	—	142	138	—	—	—	—	138	291	0	31	1,519	15	1,856
神奈川県	2,536	—	0	—	17	2,553	4,315	—	—	—	7	4,322	4,714	—	—	—	12	4,726	11,796	0	1,649	887	71	14,404
新潟県	1,844	—	176	—	0	2,020	1,819	—	64	—	0	1,884	1,581	—	166	—	0	1,747	9,334	0	1,290	172	2	10,798
富山県	1,453	—	—	—	0	1,453	810	—	—	—	0	811	578	—	—	—	0	578	5,152	0	1,353	18	1	6,524
石川県	1,350	1	385	—	0	1,736	1,271	1	87	—	0	1,359	712	—	183	—	0	896	5,128	3	2,417	20	1	7,569
福井県	825	—	44	—	—	869	703	—	3,918	—	—	4,621	500	—	—	—	0	500	5,959	0	4,788	300	2	11,049
静岡県	—	—	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	1,887	—	33	—	1	1,921	1,887	0	945	825	2	3,659
愛知県	360	—	400	—	0	761	481	—	137	—	0	619	302	—	16	—	—	318	1,387	0	1,268	2,762	3	5,420
三重県	1,566	—	1,212	—	1	2,779	3,074	—	200	—	0	3,274	511	—	435	—	—	946	5,887	0	2,481	1,471	2	9,842
京都府	371	—	321	—	—	692	351	—	1	—	0	352	169	—	68	—	0	237	1,703	0	1,660	29	0	3,392
大阪府	—	—	129	—	0	129	—	—	—	—	0	0	0	0	68	—	0	68	3	0	222	1,730	2	1,957
兵庫県	549	1	—	—	0	550	1,062	1	—	—	1	1,063	704	—	6	—	0	711	7,315	4	1,695	1,942	4	10,959
和歌山県	298	—	831	—	—	1,128	644	—	308	—	0	952	323	0	167	—	0	489	2,331	20	1,939	13	4	4,307
鳥取県	976	—	—	—	—	976	487	—	—	—	—	487	396	—	86	—	0	482	2,079	32	776	244	1	3,132
島根県	4,666	—	158	—	—	4,824	2,102	—	36	—	—	2,138	1,105	—	—	—	0	1,105	10,017	241	787	128	0	11,173
岡山県	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	0	0	26	—	11	—	0	37	26	0	90	229	1	345
広島県	—	—	238	—	0	239	—	—	156	—	0	156	0	0	173	—	0	173	0	0	950	231	1	1,182
山口県	326	2	63	—	2	393	328	1	24	—	8	360	622	—	—	—	1	623	2,030	284	638	107	15	3,073
徳島県	13	—	—	—	1	14	1,543	—	66	—	2	1,611	1,093	—	—	—	6	1,099	2,786	0	117	129	9	3,041
香川県	263	—	435	—	—	698	411	—	421	—	0	832	32	—	400	—	—	432	2,549	0	1,712	253	6	4,520
愛媛県	33	—	310	—	0	343	56	—	235	—	—	291	2	—	78	—	1	81	329	0	879	281	2	1,491
高知県	257	—	—	—	0	257	98	—	—	—	—	98	393	0	281	—	0	674	4,997	0	462	590	0	6,050
福岡県	157	—	207	—	2	366	159	—	1,183	—	1	1,342	91	—	1,140	—	—	1,232	943	3	11,978	1,317	6	14,247
佐賀県	264	—	—	—	—	264	156	—	—	—	—	156	140	—	—	—	0	141	1,476	20	996	7	0	2,500
長崎県	3,601	2	—	—	0	3,603	3,014	1	—	—	0	3,016	2,092	—	—	—	—	2,092	14,124	251	805	760	17	15,956
熊本県	209	—	540	—	0	749	—	—	89	—	0	89	360	—	8	—	0	369	966	0	1,331	813	2	3,112
大分県	187	—	9	—	1	197	1,074	—	16	—	0	1,090	500	0	9	—	1	510	1,839	0	280	216	4	2,340
宮崎県	241	—	—	—	0	241	1,190	—	—	—	—	1,190	100	—	9	—	—	108	2,741	0	178	171	1	3,091
鹿児島県	1,183	0	32	—	20	1,235	—	1	8	—	43	51	1,778	1	9	—	52	1,839	5,909	3	1,301	265	261	7,739
沖縄県	578	0	49	—	1	628	743	0	—	—	1	744	185	0	104	—	0	290	3,017	226	418	62	8	3,731
計	38,254	6	6,433	—	49	44,742	41,913	5	7,343	—	65	49,327	29,198	2	4,099	—	79	33,378	185,084	1,217	50,785	21,763	517	259,366

3.2.2 試算方法

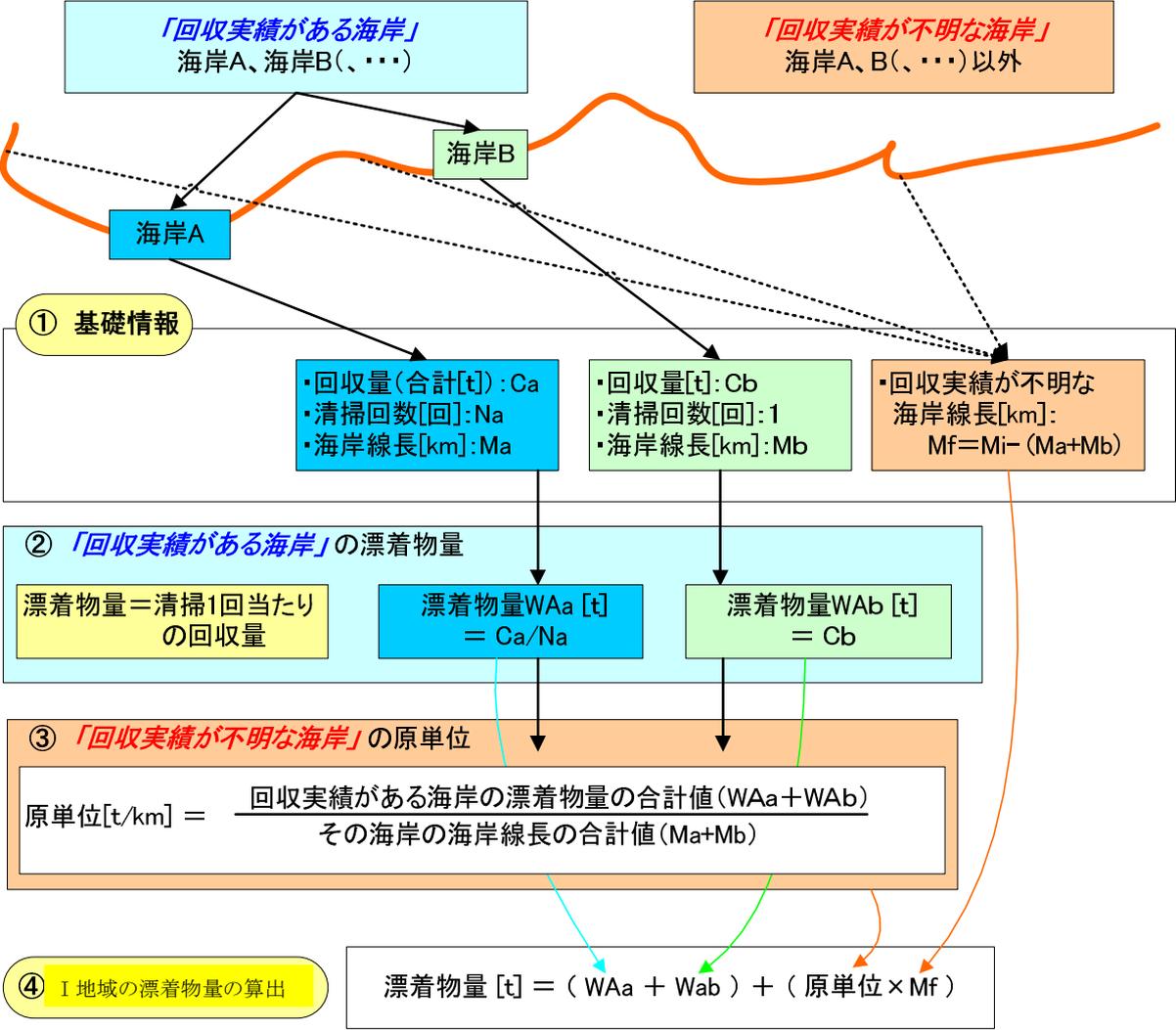
海岸を有する沿海都道府県は全国に 39 都道府県あるが、このうち環境省の基金事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)を実施している 35 沿海都道府県から回収実績のデータを入手した。このデータをもとに、過年度に引き続き図Ⅱ.3-2 及び図Ⅱ.3-3 の 2 通りの方法を用いて原単位を算出し、これを用いて全国における漂着物量を試行的に算出した。また、本事業で扱う用語、目的については表Ⅱ.3-5 に整理した。

表Ⅱ.3-5 漂着ごみの量を試算する目的及び用語

No	用語	目的	試算又は集計方法
1	海岸漂着物量	各自治体（都道府県及び市町村）の海岸に存在する海岸漂着物量の実態を把握する。	各年度の回収量(実績)に基づき、回収されていない海岸も含めて、海岸の漂着ごみの量を試算する。回収実績のある海岸と、回収実績のない海岸に分類し、回収実績のある海岸は回収量を漂着量として集計する。また、回収量と清掃距離からその地域の原単位を求める。回収実績のない海岸はその地域の原単位と清掃が行われていない海岸の距離から漂着量を試算する。(重量で試算)
2	回収量	各自治体（都道府県及び市町村）における回収実績を把握する。 上記 No.1 の海岸漂着物量の試算に利用する。	各自治体が毎年度回収した海岸漂着物の量(実績)を集計する(重量又は容積で集計)。海岸漂着物地域対策推進事業のデータの回収量は重量または容積で報告されている。重量または容積一方で報告されているデータに対して、重量と容積間の換算を行った後、重量・容積の集計を行っている。重量と容積の換算は人工物・自然物の区別なく行っている。
3	漂着推計量	漂着量の試算を行う上で台風・大雨等によって河川からの出水によって発生したごみの回収事業の結果が与える影響を把握する。	台風・大雨等によって河川からの流量が増加した時に行ったごみの回収事業の回収量を含めて、海岸の漂着ごみの量を推計する。(重量で試算)

I 地域
総海岸線長[km]=Mi

<データ> 平成 27 年度漂着ごみ回収実態調査結果

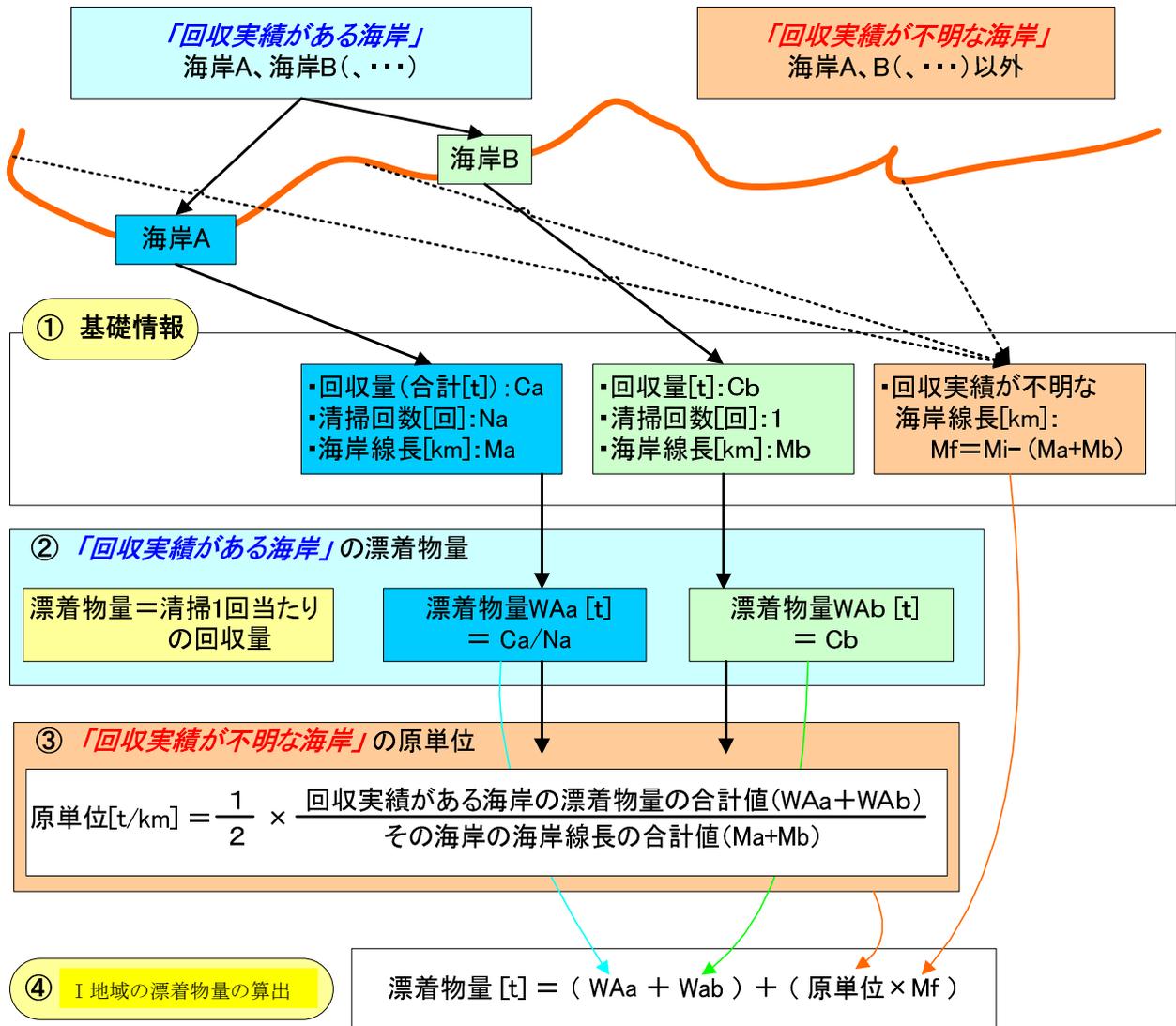


- I 地域の総海岸線長を Mi [km] とし、回収実績のある海岸として海岸 A (回収量 Ca [t]、清掃回数 Na [回]、海岸線長 Ma [km]) 及び海岸 B (回収量 Cb [t]、清掃回数 1 [回]、海岸線長 Mb [km]) があるとする。
回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf は、総海岸線長 Mi - 回収実績のある海岸線長の合計値 ($Ma + Mb$) である。
- 回収実績のある海岸の漂着物量は次のとおり。
1) 年間 Na 回清掃し回収実績が Ca である海岸 A の漂着物量 : $WAa = Ca \div Na$
2) 年間 1 回のみ清掃し回収実績が Cb である海岸 B の漂着物量 : $WAb = Cb$
(回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、回収実績のある海岸から原単位を算出し、これに回収実績が不明な海岸の海岸線長を乗じて求める。)
- 回収実績が不明な海岸に適用する原単位は、回収実績のある海岸の漂着物量の合計値 ($WAa + WAb$) を、回収実績のある海岸の海岸線長の合計値 ($Ma + Mb$) で除した。
- I 地域の漂着物量は、回収実績のある海岸の漂着物量 + 回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)である。
・回収実績のある海岸の漂着物量は、 $(WAa + WAb)$ である。
・回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、原単位 \times 回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf である。

図 II. 3-2 I 地域での漂着物量の算出方法の概念図 (ケース 1: 最大漂着量)

I 地域
総海岸線長[km]=Mi

<データ> 平成 27 年度漂着ごみ回収実態調査結果



- I 地域の総海岸線長を Mi [km] とし、回収実績のある海岸として海岸 A (回収量 Ca [t]、清掃回数 Na [回]、海岸線長 Ma [km]) 及び海岸 B (回収量 Cb [t]、清掃回数 1 [回]、海岸線長 Mb [km]) があるとする。
回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf は、総海岸線長 Mi - 回収実績のある海岸線長の合計値 (Ma + Mb) である。
- 回収実績のある海岸の漂着物量は次のとおり。
1) 年間 Na 回清掃し回収実績が Ca である海岸 A の漂着物量 : WAa = Ca ÷ Na
2) 年間 1 回のみ清掃し回収実績が Cb である海岸 B の漂着物量 : WAb = Cb
(回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、回収実績のある海岸から原単位を算出し、これに回収実績が不明な海岸の海岸線長を乗じて求める。)
- 回収実績が不明な海岸に適用する原単位は、回収実績のある海岸の漂着物量の合計値 (WAa + WAb) を、回収実績のある海岸の海岸線長の合計値 (Ma + Mb) で除し、**その値に 1/2 を乗じた。**(ここがケース 1 とは異なる)
- I 地域の漂着物量は、回収実績のある海岸の漂着物量 + 回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)である。
・回収実績のある海岸の漂着物量は、(WAa + WAb) である。
・回収実績が不明な海岸の漂着物量(推計値)は、原単位 × 回収実績が不明な海岸の海岸線長 Mf である。

図 II. 3-3 I 地域での漂着物量の算出方法の概念図 (ケース 2; 最小漂着量)

3.3 漂着物量の試算結果と課題

3.3.1 市区町村ごとに求めた漂着物量の合計

全国の漂着物量を試算するために、原単位を市区町村ごとに算出し、その原単位を用いて市区町村ごとの漂着物量を試算し、その合計した漂着物量を全国の漂着物量とした。その結果を表Ⅱ.3-6に示した（以下市区町村単位での試算とする）。試算に用いたデータ数や、清掃された海岸は年度によって異なるものの、過去7年間の試算結果は、およそ20万t～50万t台で推移している。この手法では、市区町村内に十分なデータ数がない場合に課題がある。市区町村で行われた1か所分のデータを用いて市区町村の代表値としているものが多いこと、回収実績がない市区町村が半数以上存在し、そうした場合は隣接する市区町村のデータ、都道府県で求めた原単位で代用している点である。こうした点は漂着物量の過大評価となっている可能性があることから、漂着物量の増減を議論することはできない。

表Ⅱ.3-6 市区町村ごとに求めた全国の漂着物量

年度	最小漂着量(t) (試算量)	最大漂着量(t) (資産量)	データ数	清掃された距離(km)	回収された漂着量(t)	試算単位
平成21年度	23万t	46万t	333	654	18,306	市区町村単位
平成22年度	29万t	59万t	741	1,739	22,403	市区町村単位
平成23年度	30万t	57万t	1,257	2,309	62,858	市区町村単位
平成24年度	28万t	58万t	195	510	28,354	市区町村単位
平成25年度	31万t	58万t	1,495	2,048	44,742	市区町村単位
平成26年度	24万t	45万t	1,802	2,620	49,324	市区町村単位
平成27年度	22万t	42万t	1,965	4,132	29,198	市区町村単位

3.3.2 都道府県ごとに求めた漂着物量の合計

全国の漂着物量を試算するために、原単位を都道府県ごとに算出し、その原単位を用いて都道府県ごとに漂着物量を試算し、その合計漂着物量を全国の漂着物量とした。その結果を表Ⅱ.3-7に示した（以下、都道府県単位での試算とする）。平成27年度は10万～約20万tであり、平成26年度より減少したように見える。この手法では、都道府県内で平滑化した原単位を用いて算出することができるが、都道府県によっては年毎に清掃海岸が異なる等の理由で、場所や回収量にばらつきが大きいこと、現在の試算方法には同じ海岸で複数回清掃した場合に原単位が小さくなり、漂着物試算量が過小評価になる可能性がある等の問題があるため、漂着物量の増減を議論することはできない。

なお、平成25年度の試算は39沿岸都道府県中20都道府県分のデータのみで試算されたものである（『平成26年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書』）。表Ⅱ.3-8及び表Ⅱ.3-9に平成26年度、平成27年度の各都道府県の試算結果をそれぞれ記載したが、平成27年度の愛媛県の試算結果のように、データ数が著しく少ないために極端な値となってしまうことがわかっており、試算を行うにはデータ数が不十分であることがわかる。

表Ⅱ.3-7 都道府県ごとに求めた全国の漂着物量

年度	最小漂着量(t) (試算量)	最大漂着量(t) (試算量)	データ数	清掃された距離(km)	回収された漂着量(t)	試算単位
平成 25 年度	14 万 t	31 万 t	1,495	2,048	44,742	都道府県単位
平成 26 年度	16 万 t	31 万 t	1,802	2,620	49,324	都道府県単位
平成 27 年度	10 万 t	18 万 t	1,965	4,132	29,198	都道府県単位

表Ⅱ.3-8 平成26年度の各都道府県の漂着物量の試算結果

No	都道府県名	データ数	清掃回数	清掃距離(km)	原単位(t/km)	最小漂着量(t)	最大漂着量(t)
1	北海道	36	275	341	12.2	29,300	54,400
2	青森県	17	378	160	4.5	2,200	3,600
3	岩手県	-	-	0	8.4	3,000	6,000
4	宮城県	-	-	0	0.2	100	200
5	秋田県	7	43	38	5.1	800	1,400
6	山形県	3	189	31	15.4	1,300	2,100
7	福島県	-	-	0	3.3	300	500
8	茨城県	-	-	0	1.7	200	300
9	千葉県	5	8	7	90.5	24,400	48,300
10	東京都	7	62	15	8.3	3,200	6,300
11	神奈川県	18	3,022	248	0.9	300	400
12	新潟県	12	234	428	2.1	1,100	1,400
13	富山県	12	186	64	3.1	300	500
14	石川県	11	79	86	10.4	3,500	6,100
15	福井県	9	34	29	2.1	600	1,100
16	静岡県	-	-	0	5.8	1,700	3,500
17	愛知県	7	508	56	2.9	1,600	3,100
18	三重県	15	90	44	26.7	6,100	11,100
19	京都府	3	44	20	12.4	2,100	3,900
20	大阪府	-	-	0	2.6	700	1,300
21	兵庫県	8	143	82	2.6	1,200	2,200
22	和歌山県	7	12	9	28.3	9,400	18,500
23	鳥取県	9	478	59	1.0	100	100
24	島根県	10	368	98	9.9	5,600	10,200
25	岡山県	-	-	0	2.1	600	1,100
26	広島県	-	-	0	1.1	600	1,200
27	山口県	3	259	10	3.1	2,300	4,600
28	徳島県	6	53	21	3.6	700	1,400
29	香川県	10	271	34	8.5	3,200	6,100
30	愛媛県	5	15	3	18.6	15,900	31,800
31	高知県	4	7	6	17.5	6,300	12,400
32	福岡県	-	-	0	1.1	1,000	1,300
33	佐賀県	3	18	18	4.1	800	1,500
34	長崎県	11	523	315	7.6	17,000	31,700
35	熊本県	-	-	0	6.1	3,300	6,600
36	大分県	27	111	88	8.0	3,400	6,200
37	宮崎県	6	136	17	8.9	1,900	3,600
38	鹿児島県	-	-	0	1.0	1,300	2,600
39	沖縄県	19	415	191	3.2	3,600	6,600
合計		292	7,961	2,518	9.1	161,000	305,200

斜体…回収実績がないため、該当年度以外の回収実績から算出した原単位。岩手県については平成25年度の原単位を、宮城県、静岡県、岡山県、福岡県、熊本県、鹿児島県は平成27年度の原単位を使用している。また、福島県、大阪府、広島県は平成27年度モニタリング調査の原単位を使用している。

表Ⅱ.3-9 平成27年度の各都道府県の漂着物量の試算結果

No	都道府県名	データ数	清掃回数	清掃距離(km)	原単位(t/km)	最小漂着量(t)	最大漂着量(t)
1	北海道	94	234	390	11.0	26,700	49,100
2	青森県	107	331	178	2.3	1,100	1,800
3	岩手県	-	-	0	8.4	3,000	6,000
4	宮城県	7	234	27	0.1	100	100
5	秋田県	12	32	29	5.3	800	1,400
6	山形県	57	177	42	7.4	700	1,000
7	福島県	-	-	0	3.3	300	500
8	茨城県	3	14	9	1.7	200	300
9	千葉県	6	6	11	33.4	9,100	17,800
10	東京都	68	202	25	2.3	900	1,800
11	神奈川県	36	3,116	205	0.1	40	100
12	新潟県	141	291	422	1.8	900	1,100
13	富山県	41	191	86	2.4	300	400
14	石川県	42	54	81	5.2	1,700	3,100
15	福井県	27	120	36	7.8	2,100	4,000
16	静岡県	46	922	108	5.8	2,000	3,400
17	愛知県	19	661	47	0.3	200	300
18	三重県	37	125	35	4.8	1,100	2,000
19	京都府	27	77	33	1.3	200	400
20	大阪府	-	-	0	2.6	700	1,300
21	兵庫県	89	227	135	2.8	1,400	2,400
22	和歌山県	14	14	14	45.8	15,200	29,800
23	鳥取県	56	380	86	1.2	100	200
24	島根県	137	268	156	3.3	1,900	3,300
25	岡山県	11	19	11	2.1	600	1,100
26	広島県	-	-	0	1.1	600	1,200
27	山口県	66	250	224	0.5	400	700
28	徳島県	10	20	13	14.9	3,000	5,800
29	香川県	14	92	8	0.8	300	600
30	愛媛県	1	7	1	0.0	10	10
31	高知県	10	15	510	0.5	300	400
32	福岡県	13	320	58	1.1	400	700
33	佐賀県	13	35	18	3.3	600	1,200
34	長崎県	262	443	480	2.7	6,400	11,500
35	熊本県	36	411	46	5.2	2,900	5,600
36	大分県	15	414	38	2.7	1,100	2,100
37	宮崎県	6	6	4	22.4	4,600	9,100
38	鹿児島県	342	4,839	505	1.0	1,600	2,600
39	沖縄県	100	162	64	2.5	2,700	5,200
合計		1,965	14,709	4,135	5.7	96,250	179,410

斜体…回収実績がないため、該当年度以外の回収実績から算出した原単位。岩手県については平成25年度の原単位を、福島県、大阪府、広島県は平成27年度モニタリング調査の原単位を使用している。

3.3.3 地域ごとに求めた漂着物量の合計

全国の漂着物量を試算するために、地域ごとに原単位を算出し、その原単位を用いて漂着物量を試算し、その合計漂着物量を全国の漂着物量とする場合の結果を表Ⅱ.3-10に示した(以下地域単位での試算とする)。全国の漂着物の総量をとりとまとめると約8万t～15万tであった。平成26年度に比べて平成27年度は漂着物量が減ったかに見えるが、3.3.2で述べた問題点により、漂着物量の増減を議論することはできない。

また、地域ごとの試算結果を表Ⅱ.3-11に、表Ⅱ.3-12には地域ごとに試算した人工物の試算を行った。試算の結果、全国の人工作物の漂着物量は2万t～4万tであり、試算による全国の漂着物の総量に占める人工物の漂着物量はおよそ30%であった。また、地域ごとの結果を地図上に示した(図Ⅱ.3-4～図Ⅱ.3-7)。

表Ⅱ.3-10 漂着物量の試算結果

年度	最小漂着量(t) (試算量)	最大漂着量(t) (資産量)	データ数	清掃された距離(km)	回収された漂着量(t)	試算単位
平成26年度	19万t	36万t	1,802	2,620	49,324	地域単位
平成27年度	8万t	15万t	1,965	4,132	29,198	地域単位

表Ⅱ.3-11 平成27年度海岸漂着物総量の試算結果

No	地域	漂着物量 (t)	原単位 (t/km)	最小 漂着物量 (t)	最大 漂着物量 (t)	清掃 距離 (km)	未清掃 距離 (km)	総海岸 線長 (km)
1	北海道西部	1,600	6.8	8,100	14,500	234.3	1,928	2,163
2	北海道東部	2,700	20.9	18,400	34,000	129.0	1,483	1,612
3	東北日本海側	1,500	2.7	3,200	4,900	555.0	1,239	1,794
4	東北太平洋側	100	1.3	2,400	4,700	75.6	2,742	2,818
5	関東・東海地方	1,300	3.0	8,000	14,000	438.4	4,437	4,876
6	北陸地方	1,000	4.5	4,300	7,700	220.8	1,554	1,775
7	瀬戸内海	600	4.2	16,500	32,300	144.5	7,755	7,899
8	中国・近畿日本海側	800	1.6	2,200	3,500	494.5	1,609	2,104
9	近畿・四国・九州太平洋側	1,000	1.8	2,700	4,500	550.4	1,834	2,384
10	有明海・八代海	300	2.3	2,200	3,700	130.9	1,620	1,751
11	九州東シナ海側	1,700	2.6	9,900	18,000	653.3	6,161	6,814
12	沖縄・奄美地方	300	0.8	2,000	3,600	367.2	3,644	4,011
全国		12,900	3.2	79,900	145,400	4,132	36,007	40,000

表Ⅱ.3-12 平成27年度海岸漂着物（人工物）の試算結果

No	地域	漂着物量(t)	原単位 (t/km)	最小 漂着物量(t)	最大 漂着物量(t)	清掃 距離 (km)	未清掃 距離(km)	総海岸 線長(km)	総量に 占める割合
1	北海道西部	450	1.9	2,300	4,200	234.3	1,928	2,163	28%
2	北海道東部	100	0.8	800	1,500	129.0	1,483	1,612	4%
3	東北日本海側	800	1.4	1,600	2,500	555.0	1,239	1,794	50%
4	東北太平洋側	80	1.1	1,500	2,900	75.6	2,742	2,818	63%
5	関東・東海地方	200	0.5	1,100	2,100	438.4	4,437	4,876	14%
6	北陸地方	600	2.7	2,600	4,500	220.8	1,554	1,775	60%
7	瀬戸内海	100	0.7	3,500	6,900	144.5	7,755	7,899	21%
8	中国・近畿日本海側	600	1.2	1,500	2,400	494.5	1,609	2,104	68%
9	近畿・四国・九州太平洋側	100	0.2	400	600	550.4	1,834	2,384	15%
10	有明海・八代海	100	0.8	700	1,300	130.9	1,620	1,751	32%
11	九州東シナ海側	1,100	1.7	6,300	11,500	653.3	6,161	6,814	64%
12	沖縄・奄美地方	270	0.8	1,600	3,000	367.2	3,644	4,011	80%
全国		4,500	1.1	23,900	43,400	4,132	36,007	40,000	30%

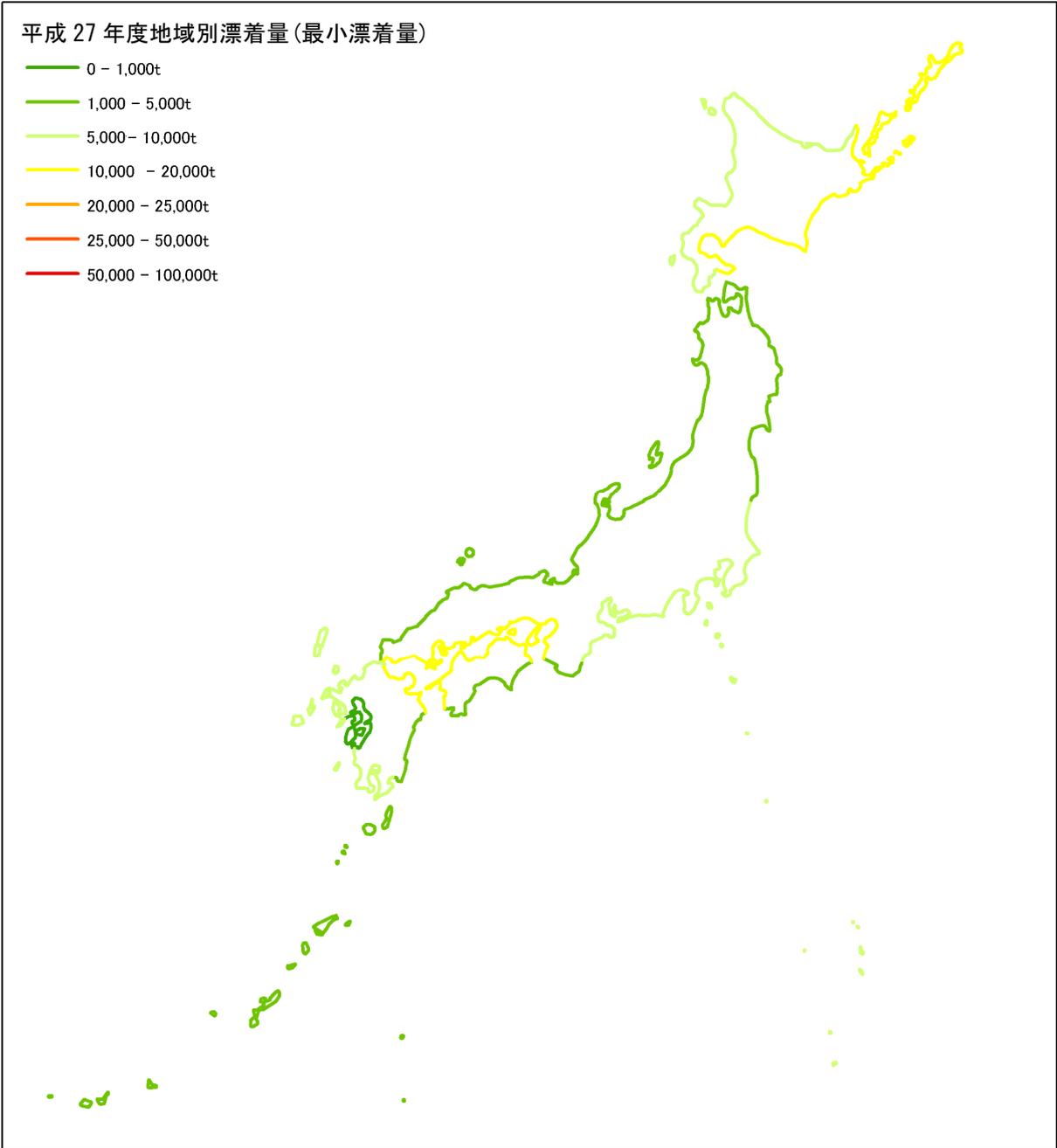
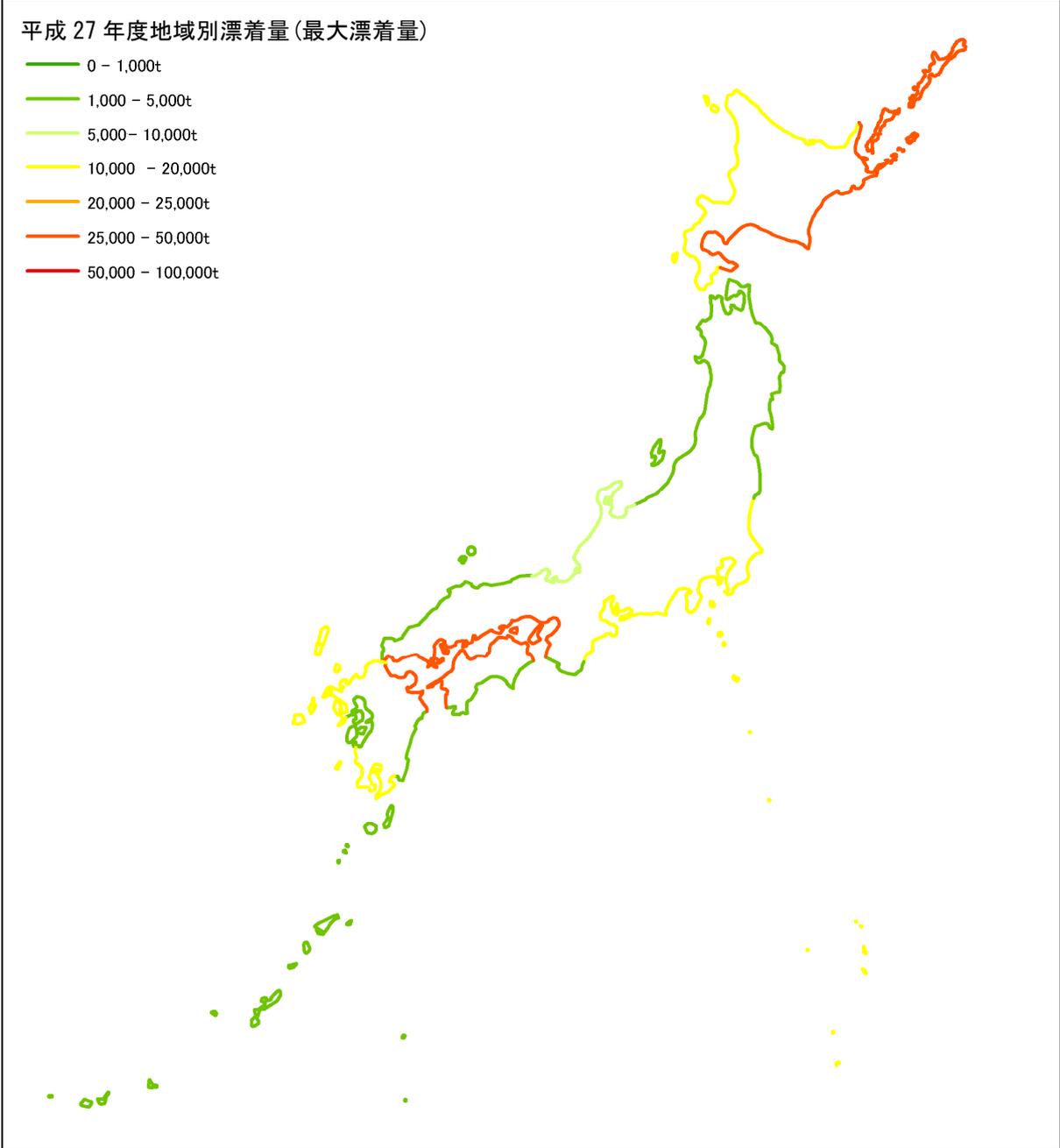


図 II. 3-4 地域別漂着試算量 (最小漂着量、漂着物総量 t)



図Ⅱ.3-5 地域別漂着試算量(最大漂着量、漂着物総量 t)

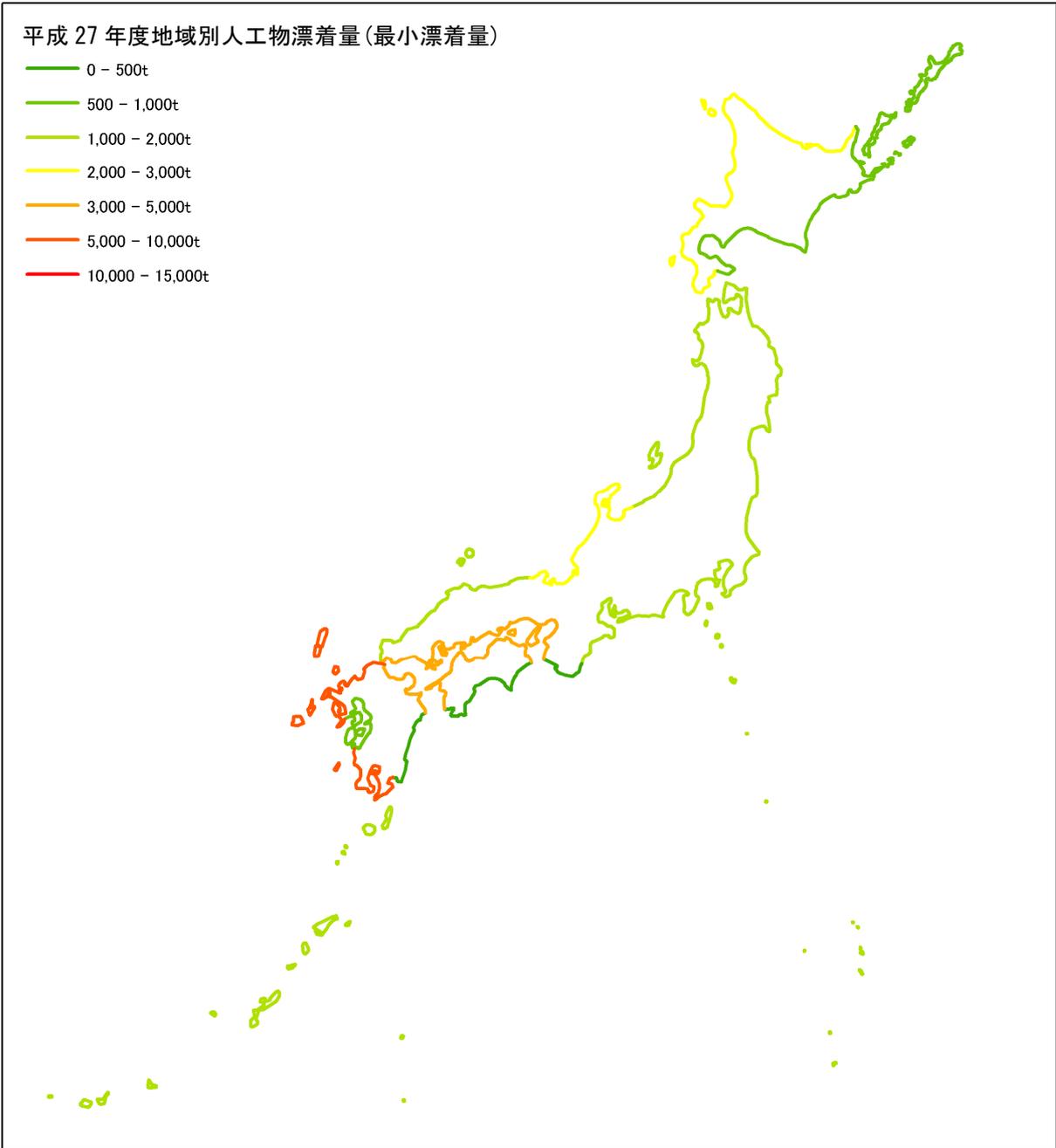
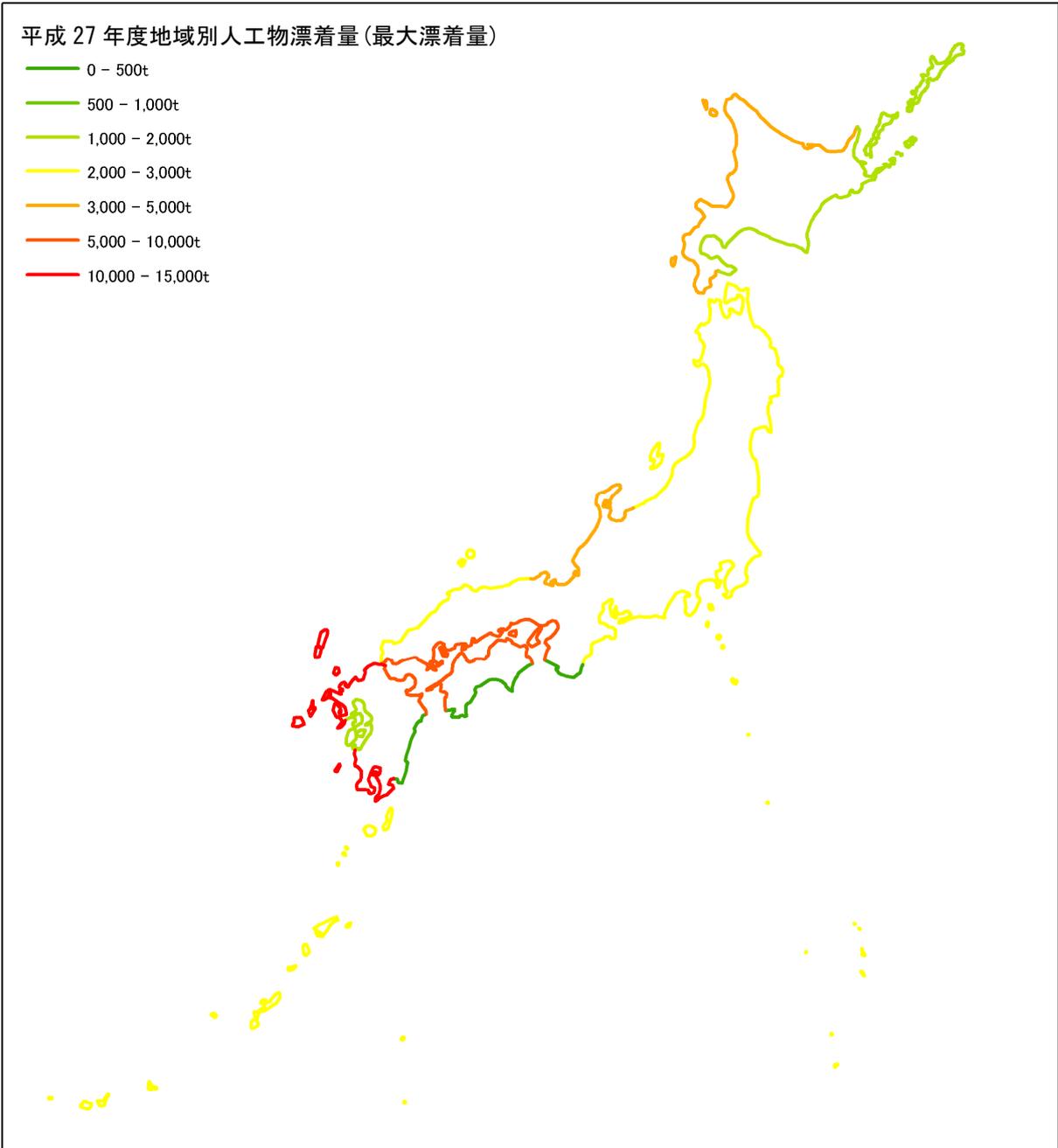


図 II. 3-6 地域別漂着試算量 (最小漂着量、人工物 t)



図Ⅱ.3-7 地域別漂着試算量(最大漂着量、人工物 t)

3.3.4 現行の漂着物量の試算方法に関する課題

上述のとおり、3.3.1における全国の海岸における漂着物量に係る算出結果は、平成25年度以前について行った試算では原単位の試算を市町村単位で行っていたところ、試算の単位を試行的に地域単位に変更して得られた試算値であり、単純に平成25年度以前の漂着物量に係る値（表Ⅱ.3-13）と比較することはできない（例えば、過年度業務において平成25年度の漂着物量については従来からの市町村単位での試算に加え、都道府県単位での試算も試行的に行ったところ、市町村単位の算出では漂着物量が31～58万トンとなった一方、都道府県単位の算出では14～31万トンとなり（表Ⅱ.3-14）、試算単位により算出結果が大きく異なることが明らかとなっている。）。このため、次年度以降の業務においては、試算単位を平成26年度の漂着物量の試算で用いた地域単位と、平成21年度から25年度までの各年度の漂着物量の試算に用いられた市区町村単位の、両方を用いて漂着物量を算出することにより、異なる試算単位を用いることで試算される漂着物量にどのような影響が生じるのかを、検証していく必要がある。

これに増してさらに重要な課題として、3.2に示した現在の漂着物量（漂着量）に係る試算方法では、同じ海岸で同一年度内に複数回清掃が行われている場合、1回あたりの回収量を算出して当該海岸への漂着量を試算しており、それをもとに当該年度に未清掃の海岸における漂着量を算出しているため、算出された全国の海岸における漂着量が実態と大きく乖離している可能性があると考えられる。このため、全国的な漂着物対策を推進するために、全国の海岸における漂着ごみの量としてどのような値（現在（ある時点）漂着している量、1年間に漂着する量等）を算出すべきか、そのためにはどのような方法を用いればより実態に即した試算が行えるのか、といった検討課題に対し、平成29年度までの業務において取り組んでいくことが必要と考えられる。

表Ⅱ.3-13 過年度業務において試算した漂着物量（単位：万トン）

年度	最小漂着量 (t；算定ケース1)	最大漂着量 (t；算定ケース2)	試算単位	実際に回収された漂着量 (t)	清掃されたのべ海岸距離 (km)
平成21年度 (参考値)	23	46	市区町村単位	18,306	654
平成22年度	29	59	市区町村単位	22,403	1,739
平成23年度	30	57	市区町村単位	62,858	2,308
平成24年度 (参考値)	28	58	市区町村単位	28,354	510
平成25年度	31	58	市区町村単位	44,742	2,048
平成26年度	24	45	市区町村単位	49,324	2,620
平成27年度	22	42	市区町村単位	29,198	4,132

※平成26年度に係る試算結果とは、試算単位等が異なるため、単純な比較はできない。

※平成21年度及び24年度は実データが少ないことから、平成26年度漂着ごみ対策総合検討用務報告書では、これらの漂着物量は「参考値」として取り扱っている。

表Ⅱ.3-14 試算単位による平成25年度の漂着物量に関する試算結果の違い（単位：万トン）

年度	最小漂着量 (t; 算定ケース1)	最大漂着量 (t; 算定ケース2)	試算単位	実際に回収された漂着量(t)	清掃されたのべ 海岸距離(km)
平成25年度	31	58	市区町村単位	44,742	2,048
	14	31	都道府県単位		

3.3.5 その他の試算

全国47都道府県の回収実態調査結果（Ⅱ章2.2.2）では漂着ごみの23%が人工物のごみであり、この割合とⅡ章3.3.3で試算した平成27年度の全国の海岸における漂着物量を用いると、漂着物全体のうち約2万t～4万tが人工物のごみであると試算される。さらに、本業務におけるモニタリング調査結果によると、人工物のごみの48%がプラスチックごみであり、人工物のごみに占めるプラスチックの割合としてこのデータを用いて試算を行うと、約1万t～2万tが日本に漂着しているプラスチックの量であると試算される。

以上の試算結果をまとめると、表Ⅱ.3-15のとおりである。

表Ⅱ.3-15 漂着物量の試算結果からの人工物、プラスチック量試算結果

年度	全国の漂着量	全国の人工物の 漂着量(*1)	全国のプラスチックの漂着量 (人工物の48%(*2)として試算)
平成26年度	19万t～36万t	4万t～8万t	2万t～4万t
平成27年度	8万t～15万t	2万t～4万t	1万t～2万t

*1 全国の自治体より報告された漂着物に占める人工物の割合より算出。平成26年度は22%、平成27年度は23%。

*2 平成22～27年度に行われたモニタリング調査結果に基づく（『平成27年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書』）。